

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月18日

【事業年度】 第14期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社ゆうちょ銀行

【英訳名】 JAPAN POST BANK Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役兼代表執行役社長 池田 憲人

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記の場所で行っております。)

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 今井 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

【電話番号】 03-3477-0111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 今井 健一

【縦覧に供する場所】

株式会社ゆうちょ銀行札幌支店
(北海道札幌市中央区北二条西四丁目3番地)

株式会社ゆうちょ銀行仙台支店
(宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番3号)

株式会社ゆうちょ銀行さいたま支店
(埼玉県さいたま市南区別所七丁目1番12号)

株式会社ゆうちょ銀行長野支店
(長野県長野市南県町1085番地4)

株式会社ゆうちょ銀行金沢支店
(石川県金沢市三社町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行名古屋支店
(愛知県名古屋市中区大須三丁目1番10号)

株式会社ゆうちょ銀行大阪支店
(大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1号)

株式会社ゆうちょ銀行広島支店
(広島県広島市中区基町6番36号)

株式会社ゆうちょ銀行松山支店
(愛媛県松山市三番町三丁目5番地2)

株式会社ゆうちょ銀行熊本支店
(熊本県熊本市中央区城東町1番1号)

株式会社ゆうちょ銀行那覇支店
(沖縄県那覇市久茂地一丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印の支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自 2015年 4月1日 至 2016年 3月31日)	(自 2016年 4月1日 至 2017年 3月31日)	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	-	-	2,044,940	1,845,413	1,799,544
連結経常利益	百万円	-	-	499,654	373,978	379,137
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	-	-	352,775	266,189	273,435
連結包括利益	百万円	-	-	80,426	23,376	2,177,244
連結純資産額	百万円	-	-	11,521,680	11,362,365	9,003,256
連結総資産額	百万円	-	-	210,629,821	208,974,134	210,910,882
1株当たり純資産額	円	-	-	3,073.20	3,029.61	2,398.98
1株当たり当期純利益	円	-	-	94.09	71.00	72.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	-	-	5.46	5.43	4.26
連結自己資本利益率	%	-	-	3.06	2.32	2.68
連結株価収益率	倍	-	-	15.17	17.02	13.66
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	130,411	1,120,727	2,935,966
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	1,676,182	2,713,730	1,787,359
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	-	-	187,324	182,940	182,265
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	-	-	49,223,314	50,633,686	51,600,251
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	- [-]	- [-]	13,022 [4,613]	12,821 [4,185]	12,517 [3,866]

- (注) 1. 当行は、2017年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 当行及び連結子会社(以下「当行グループ」)の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は、株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当行株式を連結財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、新株予約権が存在しないため「期末純資産の部合計 - 期末非支配株主持分」を「期末資産の部合計」で除して算出しております。
6. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。また、当行は、2017年度より連結財務諸表を作成しているため、2017年度の連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期末連結純資産額で除して算出しております。
7. 従業員数は、当行グループから当行グループ外への出向者を含んでおらず、当行グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。また、平均臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	1,968,987	1,897,281	2,044,845	1,845,316	1,799,283
経常利益	百万円	481,998	442,085	499,669	374,299	379,077
当期純利益	百万円	325,069	312,264	352,745	266,178	273,044
持分法を適用した場合の 投資利益(は投資損失)	百万円	9	13	-	-	-
資本金	百万円	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000	3,500,000
発行済株式総数	千株	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000
純資産額	百万円	11,508,150	11,780,037	11,513,151	11,350,806	8,987,651
総資産額	百万円	207,056,039	209,568,820	210,630,601	208,970,478	210,905,152
貯金残高	百万円	177,871,986	179,434,686	179,882,759	180,999,134	183,004,733
貸出金残高	百万円	2,542,049	4,064,120	6,145,537	5,297,424	4,961,733
有価証券残高	百万円	144,076,834	138,792,448	139,201,254	137,135,264	135,198,460
1株当たり純資産額	円	3,069.26	3,142.05	3,071.04	3,027.85	2,397.47
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	25.00 (-)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利益	円	86.69	83.28	94.09	71.00	72.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	5.55	5.62	5.46	5.43	4.26
自己資本利益率	%	2.80	2.68	3.02	2.32	2.68
株価収益率	倍	15.97	16.58	15.17	17.02	13.68
配当性向	%	28.83	60.03	53.13	70.41	68.64
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,446,036	717,488	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,952,376	4,876,733	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	184,717	187,716	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	45,810,068	51,216,921	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	12,905 [5,223]	12,965 [4,902]	13,009 [4,612]	12,800 [4,184]	12,477 [3,865]
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX (銀行業))	%	- (-)	103.32 (127.19)	110.32 (131.55)	98.12 (111.72)	86.42 (86.39)
最高株価	円	1,823	1,483	1,540	1,529	1,240
最低株価	円	1,105	1,110	1,324	1,157	826

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。
3. 第14期中間配当についての取締役会決議は2019年11月14日に行いました。
4. 第12期より連結財務諸表を作成しているため、第12期以降の持分法を適用した場合の投資利益(は投資損失)、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
5. 第11期より株式給付信託を設定しており、当該信託が保有する当行株式を財務諸表において自己株式として計上しております。これに伴い、株式給付信託が保有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。
6. 当行は、2015年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 自己資本比率は、新株予約権が存在しないため「期末純資産の部合計」を「期末資産の部合計」で除して算出しております。
9. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。
10. 第10期の配当性向は、当期配当金総額を当期純利益で除して算出しております。第11期以降の配当性向は、普通株式に係る1株当たり配当額を1株当たり当期純利益で除して算出しております。
11. 従業員数は、当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、平均臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。
12. 当行は、2015年11月4日から東京証券取引所市場第一部に上場しております。株主総利回りは、第10期の末日における株価及び株式指数を基準として算出しているため、第10期の株主総利回りは記載しておりません。
13. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 【沿革】

(1) 設立経緯

1871年に郵便制度が創設され、更に、1875年に郵便為替・郵便貯金事業、1906年には郵便振替事業が創業され、郵政事業は国の直営事業として運営されてきましたが、1996年11月に発足した行政改革会議において、国の行政の役割を「官から民へ」等の基本的な視点から見直し、行政機能の減量・効率化の一環として、郵政事業も国の直営を改め、「三事業一体として新たな公社」により運営することとされました。これを受け、2001年1月、郵政省は、自治省・総務庁との統合により発足した総務省と、郵政事業の実施機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後、2002年7月31日に郵政公社化関連4法が公布され、2003年4月1日に日本郵政公社が発足しました。

2001年4月に小泉内閣が発足すると、財政・税制・規制・特殊法人・司法制度の改革、地方分権の推進等とともに、郵政事業の民営化が、「聖域なき構造改革」の重要課題の一つとして位置づけられました。2004年9月、日本郵政公社の4機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させ、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定されました。そして、経営の自主性、創造性及び効率性の向上、公正かつ自由な競争の促進等を基本理念とする郵政民営化法案等の関連6法案が、通常国会への提出、衆議院における一部修正、参議院本会議における否決、衆議院解散・総選挙、再提出等を経て、2005年10月、特別国会で可決・成立しました。

2007年10月1日、郵政民営化(郵政民営化関連6法の施行)に伴い日本郵政公社が解散すると、その業務・機能や権利・義務は、5つの承継会社(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、当行、株式会社かんぽ生命保険)と、郵便貯金・簡易生命保険の管理等を行う独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(2019年4月、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に名称変更。以下「郵政管理・支援機構」)に引き継がれました。ここに、日本郵政株式会社を持株会社とし、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、当行、株式会社かんぽ生命保険を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。なお、当行は、郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務等)の一部を、郵便貯金管理業務委託契約を締結し受託しております。

(2) 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の公布

郵政民営化(2007年10月1日)後、約4年半が経過した2012年4月27日、通常国会で郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案が可決・成立し、同年5月8日に公布されました。

これにより、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が統合され、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。また、ユニバーサルサービス(注)の範囲が拡充され、郵便のみならず、貯金・保険の基本的なサービスも郵便局で一体的に利用できる仕組みが確保されました。

更に、同改正法は、当行と株式会社かんぽ生命保険(以下あわせて「金融2社」)の株式について、その全部を処分することを目指し、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することとしました。

なお、2011年11月30日、臨時国会で可決・成立した東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法は、日本郵政株式会社の株式について、政府は復興債の償還費用の財源を確保するため、同社の経営状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分の在り方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとしました。

(注) 日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法により、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を、日本郵政株式会社とともに負っております。

(3) 日本郵政株式会社、当行及び株式会社かんぽ生命保険の上場

上記(2)に記載している法律上の要請に加え、金融2社株式についても、金融2社の経営の自由度確保のため早期処分が必要であること、また、金融2社の株式価値を日本郵政株式会社の株式価格に透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、日本郵政株式会社は、3社の上場は同時に行うことが最も望ましいと判断し、政府による同社株式の売出し・上場にあわせ、金融2社の株式も、同時に売出し・上場することを目指す方針を決定し、2014年12月26日に発表しました。その方針に従い、日本郵政株式会社、当行及び株式会社かんぽ生命保険は、2015年11月4日に東京証券取引所市場第一部に上場しました。

また、日本郵政株式会社は、上場後の金融2社株式の売却について、前述の郵政民営化法の趣旨に沿って、金融2社の経営の自由度の拡大、グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していくこととしております。しかしながら、3社の時価総額は相当程度の規模になることが想定され、短期間で大規模に売却することは、株式市場の需給の観点からは容易ではないと考えられます。従って、同社は、金融2社株式をいつまでに50%程度まで売却するかを明確には示せないものの、株式市場の動向等の条件が許す限り、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却を進める予定としております。

(4) 日本郵政グループにおける現在の当行の位置づけ

当行は、親会社である日本郵政株式会社を中心として、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業を主に営む日本郵政グループの一員として、銀行業を全国規模で行う企業であります。

当行は、現在、日本郵便株式会社が金融のユニバーサルサービス提供に係る責務を果たすための「銀行窓口業務契約」を同社と締結しており、日本郵便株式会社法第2条第2項に定める関連銀行になっております。

(5) 株式会社ゆうちょ銀行の沿革

年月	事項
2006年9月	株式会社ゆうちょ銀行の準備会社として、日本郵政株式会社の全額出資子会社である株式会社ゆうちょを設立
2007年10月	民営化し日本郵政グループ発足、株式会社ゆうちょ銀行に商号を変更し開業
2007年12月	新規業務(シンジケートローン(参加型)、貸出債権の取得又は譲渡等、金利スワップ取引等)の認可取得
2008年4月	S D Pセンター株式会社(現：ゆうちょローンセンター株式会社)に出資 新規業務(クレジットカード業務、変額個人年金保険の募集業務、住宅ローン等の媒介業務)の認可取得
2008年5月	「J P B A N Kカード」の発行開始 住宅ローン等の媒介業務開始 変額個人年金保険の募集業務開始
2009年1月	全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との内国為替取扱開始
2013年3月	日本A T Mビジネスサービス株式会社に出資
2015年11月	当行普通株式を東京証券取引所市場第一部に上場 J P 投信株式会社に出資
2017年6月	新規業務(口座貸越サービス、地域金融機関との連携に係る業務等、市場運用関係業務)の認可取得
2018年2月	JPインベストメント株式会社を設立
2019年12月	S D Pセンター株式会社(現：ゆうちょローンセンター株式会社)を子会社化

(注) S D Pセンター株式会社は、2020年4月1日付でゆうちょローンセンター株式会社に変更しております。

(6) 株式会社ゆうちょ銀行設立前の沿革

年月	事項
1871年4月	郵便事業創業
1875年1月	郵便為替事業創業
1875年5月	郵便貯金事業創業
1885年12月	逓信省発足
1906年3月	郵便振替事業創業
1949年6月	郵政省発足
2001年1月	省庁再編に伴い、郵政省と自治省、総務庁が統合した総務省と郵政事業庁に再編
2003年4月	日本郵政公社発足
2005年10月	投資信託の募集業務開始
2006年1月	日本郵政株式会社(郵政民営化の準備を行う準備企画会社)発足

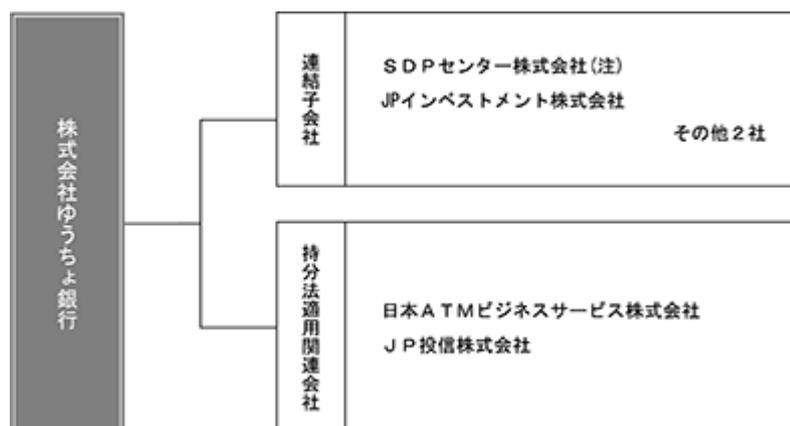
3 【事業の内容】

当行は、銀行法に基づき、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン媒介業務、クレジットカード業務などを営んでおります。また、日本郵便株式会社の郵便局ネットワークをメインチャンネルに、1.2億人規模のお客さまに生活・資産形成に貢献する金融サービスを提供し、お預かりした貯金を有価証券で運用することを主な事業としております。

当行及び当行の関係会社は、当行、連結子会社4社及び持分法適用関連会社2社で構成されており、銀行業の単一セグメントとして、銀行業務のほか、金融商品取引業務などを行っております。

なお、日本郵政グループは、郵便・物流事業、金融窓口事業、国際物流事業、銀行業、生命保険業等を行っております。

(事業系統図)当行及び当行の関係会社



(注) 2020年4月1日付でゆうちょローンセンター株式会社に商号変更しております。

(1) 資金運用

当行は、2020年3月末日現在、個人貯金が90%超を占める183.0兆円の貯金を、主として有価証券135.1兆円(内、国債53.6兆円、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)65.6兆円)で運用し、資金運用収益を中心に収益を確保しております。

具体的には、想定した市場環境の下、負債の状況等を踏まえて国債等の運用資産・運用期間を適切に管理するとともに、収益源泉の多様化・リスク分散の観点から、国際分散投資の推進、オルタナティブ資産への投資など運用の高度化・多様化を図っているほか、地域経済活性化にも貢献すべく、従来からの地方公共団体向け資金供給の強化に加え、地域金融機関と連携し、地域活性化ファンドへの出資等に取り組んでおります。

こうした金融資産及び金融負債は、市場リスク(金利、為替、株式など様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク)や信用リスク(信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスク)を伴うものであるため、デリバティブ取引等で一定のリスクをヘッジしつつ、収益確保に努めております。

(2) 資金調達、資産・負債総合管理

当行は、本支店その他の営業所、日本郵便株式会社が展開している郵便局ネットワークを通じて、お客さまから通常貯金、定額・定期貯金などの各種の貯金を預入限度額内でお預かりしております。

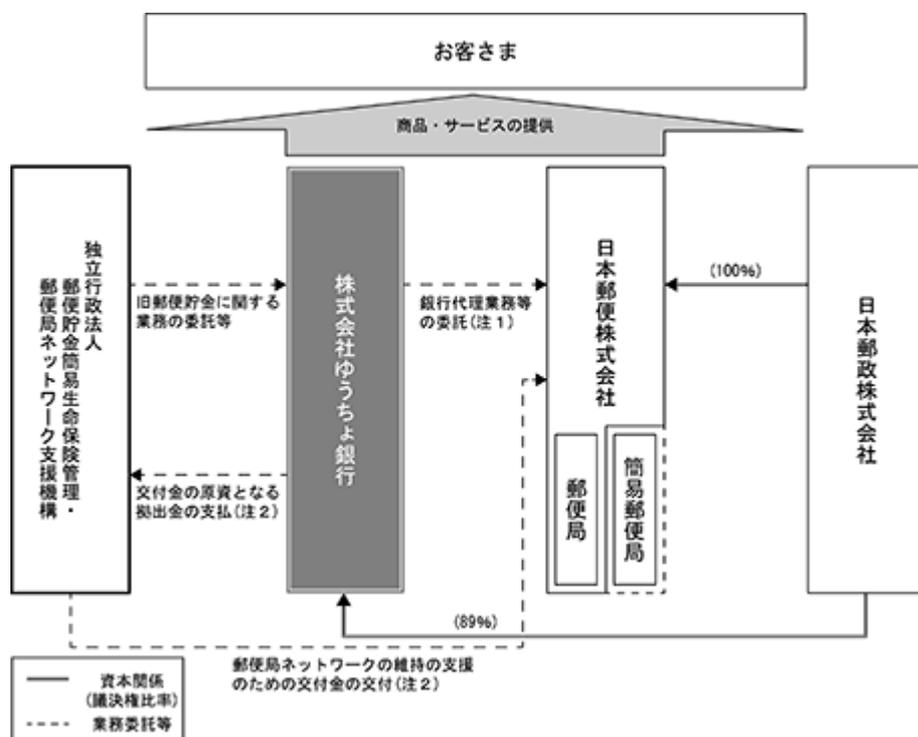
また、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)が、日本郵政公社から承継した郵便貯金に相当する預り金を、特別貯金として受け入れております。

更に、上記(1)の資金運用(資産)と市場取引も含めた資金調達(負債)について、信用・市場リスクや流動性リスク(運用・調達期間の差異や資金流出により、必要な資金調達や通常の金利での資金調達が困難となるリスク)をマネージするため、各商品のリスク特性に合わせた7つのポートフォリオに細分化して管理する枠組みの下で、資産・負債を総合的に内部管理するALM(Asset Liability Management)を適切に展開し、中期的な収益の確保に努めております。(当該枠組みの内容は、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (参考) ポートフォリオの状況」をご参照ください。)

(3) 手数料ビジネス

当行は、本支店その他の営業所(直営店)・日本郵便株式会社の郵便局ネットワークを通じて、為替業務、国債・投資信託等の資産運用商品の販売、クレジットカード業務、住宅ローン媒介業務(直営店に限り取扱い)及び各金融機関と連携したATM提携サービスなどを提供し、手数料(役務取引等)収益を確保しております。

(事業系統図) 日本郵政株式会社を中心としたグループ各社等との関係



(注) 1. 当行は、2020年3月31日現在、全国に本支店その他の営業所234箇所を展開しておりますが、日本郵便株式会社との間で銀行代理業務等に係る委託契約を締結し、日本郵便株式会社の郵便局(19,848局)、簡易郵便局(3,799局)に代理店を設けております。

2. 郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として、郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております(後記「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

(参考)

当行は、事業を行うにあたり、「郵政民営化法」に基づき、主に次の(1)～(4)の規制を受けております。

(1) 業務の制限

当行は、郵政民営化法により、郵政民営化時に認められていなかった業務(いわゆる新規業務)を行うときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を要するものとされております(同法第110条)。認可を要する業務の概要は、以下のとおりです。

また、内閣総理大臣及び総務大臣は、新規業務の認可や下記(3)(4)の規制に係る認可の申請があった場合、下記(2)の規制に係る政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされております。

(なお、日本郵政株式会社が当行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、郵政民営化法第110条に係る認可は要しないものの、当行が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣への届出を要するとともに、業務を行うにあたっては、他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないものとされております。(同法第110条の2))

外貨預金の受入れ、譲渡性預金の受入れ

資金の貸付け又は手形の割引(次の(a)から(f)に掲げる業務を除く。)

- (a) 預金者等に対する当該預金者等の預金等を担保とする資金の貸付け
- (b) 国債証券等を担保とする資金の貸付け
- (c) 地方公共団体に対する資金の貸付け
- (d) コール資金の貸付け
- (e) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社又は株式会社かんぽ生命保険に対する資金の貸付け
- (f) 郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け

銀行業に付随する業務等のうち、次の(a)から(l)に掲げる業務

- (a) 債務の保証又は手形の引受け
- (b) 特定目的会社発行社債の引受け等
- (c) 有価証券の私募の取扱い
- (d) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
- (e) 外国銀行の業務の代理又は媒介
- (f) デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (g) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (h) 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (i) 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- (j) 投資助言業務
- (k) 信託に係る事務に関する業務
- (l) 地球温暖化防止の観点での算定割当量関連業務

登録金融機関の業務(金融商品取引法第33条第2項の業務)(次の(a)から(c)に掲げる業務を除く。)

- (a) 投資の目的又は信託契約に基づく有価証券の売買・有価証券関連デリバティブ取引及び書面取次ぎ行為
- (b) 国債等の募集の取扱い等
- (c) 証券投資信託の募集の取扱い等

その他の法律の規定により銀行が営むことができる業務(次の(a)から(e)に掲げる業務を除く。)

- (a) 当せん金付証券の売りさばき等
- (b) 国民年金基金の加入申出受理業務
- (c) 株式会社かんぽ生命保険の一部の生命保険の募集
- (d) 確定拠出年金(個人型)の加入申込受理業務
- (e) 拠出年金運営管理業(個人型)

その他内閣府令・総務省令で定める業務

(2) 預入限度額

当行は、郵政民営化法により、当座預金に相当する振替貯金を除き、原則として一の預金者から、受入れをすることができる預金等の額が制限されております。(郵政民営化法第107条、郵政民営化法施行令第2条)

2019年3月13日に公布された郵政民営化法施行令の一部を改正する政令に基づき、同政令の施行日である2019年4月1日からの預入限度額は下記のとおりです。また、預金保険制度による貯金の保護の範囲については変更ありません。

通常貯金・・・1,300万円

定期性貯金(定額貯金及び定期貯金等。郵政民営化前に預入した郵便貯金(郵政管理・支援機構に引き継がれたもの)を含み、 を除く。)・・・1,300万円

財形定額貯金、財形年金定額貯金、財形住宅定額貯金・・・あわせて550万円

(3) 子会社保有の制限

当行は、子会社対象金融機関等を子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社)としようとするときは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならないものとされております。(郵政民営化法第111条第1項)

また、銀行(銀行法第16条の2第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる会社)を子会社としてはならないものとされております。(郵政民営化法第111条第7項)

(4) 合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けの認可

当行を当事者とする合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けは、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております。(郵政民営化法第113条第1項、第3項及び第5項)

ただし、内閣総理大臣及び総務大臣は、金融機関(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者)との合併その他一定の合併、会社分割、事業の譲渡、譲受けについては、上記認可をしなければならないものとされております。(郵政民営化法第113条第2項、第4項及び第6項)

これらの規制は、日本郵政株式会社が当行の株式の全部を処分した日、又は日本郵政株式会社が当行の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、内閣総理大臣及び総務大臣が、当行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、規制を適用しなくても当行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認める旨の決定をした日以後は、適用されないこととなっております。(郵政民営化法第104条)

- ・日本郵政株式会社が保有する当行の議決権が、その総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・当行、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険、その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社と当行との関係

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 日本郵政株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 89.00	2(2)		ブランド価値 使用料の 支払、 預金取引、 業務委託等	建物の 一部を 賃貸借	
(連結子会社) SDPセンター株式会社	東京都 中央区	2,000	個人ローン等 の事務代行業	100.00	7(3)		業務委託		
JPインベストメント株式 会社	東京都 千代田区	750	有価証券等 に関する投資運 用業務	50.00 [25.00]	5(1)				
その他2社									
(持分法適用関連会社) 日本ATMビジネスサー ビス株式会社	東京都 港区	100	現金自動入出 金機等の 現金装填及び 回収並びに 管理業務	35.00	2(-)		業務委託		
JP投信株式会社	東京都 中央区	500	投資運用業、 第二種金融商 品取引業	45.00	2(-)		業務委託		

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、日本郵政株式会社であります。

2. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄は、当行の役員及び従業員が関係会社の役員を兼任している人数の他、当行から関係会社の役員として出向している人数等を含んでおります。()内は、当行の役員が関係会社の役員を兼任している人数であります。

4. SDPセンター株式会社は、2020年4月1日付でゆうちょローンセンター株式会社に商号変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

	合計
従業員数(人)	12,517 [3,866]

- (注) 1. 従業員数は当行グループから当行グループ外への出向者を含んでおらず、当行グループ外から当行グループへの出向者を含んでおります。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)3,684人(1日8時間換算)は含んでおりません。
2. 当行グループは銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
12,477 [3,865]	43.3	19.5	6,759

- (注) 1. 従業員数は当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)3,683人(1日8時間換算)は含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。
4. 平均勤続年数については、当行設立以前(民営化前)における勤続年数を含んでおります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 当行は従業員持株制度を導入し、従業員拠出額に応じて奨励金(当行株式上場前は拠出額の3%、上場後は拠出額の5%)を支給しております。なお、従業員拠出額と奨励金は、従業員持株会が当行普通株式を取得するために使用しております。
7. 当行には、日本郵政グループ労働組合、郵政産業労働者ユニオンの労働組合が組織されております。また、労使関係については、概ね良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当行グループは、以下の経営理念の下、お客さまの声を明日への羅針盤とする「最も身近で信頼される銀行」を目指してまいります。

「信頼」：法令等を遵守し、お客さまを始め、市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします。

「変革」：お客さまの声・環境の変化に応じ、経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます。

「効率」：お客さま志向の商品・サービスを追求し、スピードと効率性の向上に努めます。

「専門性」：お客さまの期待に応えるサービスを目指し、不断に専門性の向上を図ります。

(2) 経営戦略等

当行グループは、2018年度から2020年度までを計画期間とする中期経営計画を策定しております。中期経営計画は、2018年度からの3年間を、厳しい経営環境の中、安定的な収益を確保しつつ、将来の持続的成長に向けて、経営基盤を固めるための期間と位置づけております。その上で、郵便局ネットワークを通じて、全国の幅広い個人のお客さま、小さなお子様からご高齢の方まで、お一人おひとりの長い人生をしっかりとサポートしていくことで、これからもお客さまや地域社会と共に歩んで行くことを目指しております。「『やっぱり、ゆうちょ』と言われることを、もっと。」のスローガンの下で、各種施策に取り組むとともに、中期経営計画で掲げた経営目標の達成を目指してまいります。

< 中期経営計画における主な取組み >

お客さま本位の良質な金融サービスの提供

- ・お客さまの資産形成への貢献
- ・決済サービスの充実
- ・ATMネットワークの拡充

運用の高度化・多様化

- ・国際分散投資の推進
- ・市場環境を踏まえたオルタナティブ投資の拡大
- ・財務健全性の確保

地域への資金の循環等

- ・地域活性化ファンドへのLP出資
- ・地域金融機関との各種連携

経営管理態勢の強化

- ・お客さま本位の業務運営
- ・リスクガバナンスの強化
- ・マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策等への態勢強化
- ・サイバー攻撃への態勢強化
- ・ダイバーシティ、人材育成、要員戦略
- ・コストマネジメントの徹底・ITの有効活用

(3) 経営環境

当連結会計年度の経済情勢を顧みますと、2019年12月までは、米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱を巡る不確実性の高まりを背景に、世界経済は減速しました。そうした中、FRB(米連邦準備制度理事会)は金融緩和姿勢に転じ、7月には予防的利下げに踏み切りました。金融資本市場では、米国の10年国債利回りは、2.5%台から1.4%台まで低下した後、米中の貿易協議進展を受け、12月に1.9%台まで上昇しました。我が国の10年国債利回りは、日本銀行の追加緩和観測の高まりを受け、マイナス0.3%付近まで低下する場面もありましたが、政策が維持されたことにより、概ねマイナス0.1~0%のレンジで推移しました。外国為替市場は、日米金利差は縮小したものの、対ドルでは概ね105~110円のレンジで推移しました。対ユーロでは、英国のEU離脱問題等を受け、円高基調で推移しました。日経平均株価は、9月頃まで21,000円をはさむ値動きが続いた後、年末にかけて24,000円台に上昇しました。

2020年に入ってから、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、2月以降中国を皮切りに、欧州、米国に続き、インド等の新興国でもヒトの移動等が制限され、経済活動停滞を余儀なくされました。各国政府及び中央銀行は、企業の破綻等を回避すべく大規模な政策を相次いで発表しました。我が国経済は、消費増税後の反動減に新型コロナウイルスの影響も加わり、一段と悪化しました。

そうした中、金融資本市場では、リスク回避の動きが強まり、ボラティリティ(変動幅)が大幅に高まりました。米国の10年国債利回りは、3月に一時0.3%台まで急低下した後、1.2%台に急反転する等、乱高下するとともに、海外のクレジット市場では、スプレッドが大幅に拡大しました。我が国の10年国債利回りは、2月下旬から3月にかけて、マイナス0.2%付近に低下した後、0.1%台に上昇しました。外国為替市場は、対ドルでは一時101円台まで円高が進んだ後、円安に転じ、3月下旬には一時111円台となりました。日経平均株価は、16,000円台まで急落後、日本銀行のETF(上場投資信託)買い入れ拡大等もあり、下げ幅を縮小しました。

このように、国内の低金利環境が継続するとともに、新型コロナウイルス感染拡大による市場の混乱が起きる等、国内外の有価証券による運用を主たる収益源とする当行にとって、厳しい経営環境が継続しております。

(4) 対処すべき課題

当行グループは、郵便局のネットワークを中心とした個人顧客基盤が支える安定した資金調達や、強固な資本基盤、またこれらの特性をいかしたALM(資産・負債の総合管理)・運用戦略によって、安定的な利益を計上してきました。

厳しい経営環境が見込まれる中での収益の確保と経営管理態勢の強化に向け、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画を策定しました。

中期経営計画の最終年度となる2020年度は、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」「運用の高度化・多様化」「地域への資金の循環等」に取り組みます。「経営管理態勢の強化」については、経営理念に則り、お客さまの声を明日への羅針盤とし、全社一体となってお客さま本位の業務運営を推し進め、「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につき、引き続き、感染拡大防止策や重要業務の継続態勢確保に努めてまいります。

(お客さま本位の良質な金融サービスの提供)

お客さまの資産形成への貢献

お客さま本位の業務運営の浸透強化に向けて、経営陣が責任をもって取り組み、全社員がお客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供できるように努めます。

お客さま本位の業務運営の下、お客さまのライフプランに応じたコンサルティングを確立し、お客さま一人ひとりの資産形成ニーズに対応した商品・サービスを拡充します。就職・退職・相続等のライフイベントや、資産形成の目的に応じたコンサルティングを充実し、お客さまの暮らしを生涯にわたってサポートすることにより、お客さまに「安心」を提供してまいります。

具体的には、資産運用コンサルタントの育成や、タブレットを活用してお客さまのニーズ把握をサポートするツールを充実するほか、2019年5月に大和証券グループとの間で合意した「投資一任サービス(注)」について、サービスの開始に向けた取組みを進めます。また、「つみたてNISA」対象商品のご案内等により、お客さまの長期的な資産形成ニーズに応えます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、その影響が収束する見通しが立つまでの間は、積極的な営業活動の停止、窓口の一部縮小などの対応を行います。

(注) 投資一任契約に基づき、投資運用業者がお客さまから投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づきお客さまのための投資を行うに必要な売買・管理等までを行うサービス

デジタル化によるサービスの高度化、業務の効率化

新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、社会のデジタル化の一層の進展が予測される中、当行でも、フィンテック(金融とITの融合)に代表される新たなテクノロジーの活用や、お客さまの利便性を一層高めるような金融チャネルの高度化・充実を通じて、いつでもどこでも使える「新しいべんり」の提供に努めます。スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」については、利用できる店舗の開拓、普及促進、サービス拡充等に取り組み、「ゆうちょ通帳アプリ」については、機能追加や普及促進に取り組みます。また、お客さまからの要望が多い機能を備えたインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」への法人のお客さまの移行推奨にも引き続き注力します。

このほか、費用対効果を踏まえたコストマネジメントの徹底と、デジタル技術の活用により、業務の効率化と生産性向上に努めます。例えば、コールセンター、パートナーセンター(直営店及び郵便局からの事務照会に対する回答、郵便局に関する事務・営業支援を行う組織)へのAI導入等により、お客さまに対応する品質及び運営効率を向上させます。

このようなサービスのデジタル化やデジタル技術を用いた業務の効率化により、人的資源などの経営資源をトランザクション業務(窓口等における定型業務)からコンサルティング業務等に再配分し、お客さまサービスの更なる充実に努めます。

(運用の高度化・多様化)

運用の高度化・多様化

国内の低金利環境の継続に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う世界経済の悪化や金融市場の混乱が継続する懸念など、運用を取り巻く環境は非常に厳しく、かつ不透明な状況にあります。

このため、金融市場の混乱が収束するまでの間は、ALM・運用業務について、リスク抑制的に対応することとし、混乱に収束の見通しが立った場合等は、市場動向を注視しつつ、許容されるリスクの範囲内で、追加的な収益確保に努めます。

財務健全性の確保

世界経済や金融市場の先行きが不透明な中で、財務健全性の観点から、運用の高度化・多様化に必要な自己資本比率を確保します。

また、市場環境の変化やポートフォリオ・商品の特性を踏まえ、リスク管理態勢を高度化します。

(地域への資金の循環等)

引き続き、地域金融機関との連携・協働により、地域経済の発展・成長に貢献します。

地域活性化ファンドへの出資を推し進めるとともに、ATMネットワークの活用や事務の共同化、グループ会社を含めた連携等を通じて、地域金融機関との協業関係を深めます。

地域経済活性化の更なる貢献に向けて、案件選定・投資判断などに努めるとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける全国の企業への資本金での支援について、検討していきます。

(経営管理態勢の強化)

お客さま本位の業務運営

「サービス向上委員会」を中心に、お客さま本位の業務運営に全社一体となって取り組みます。お客さまの声を起点とした商品・サービスの改善を推進するため、全国の店舗等やコールセンターにお寄せいただいたお客さまの声やアンケート等を活用してまいります。また、コンプライアンスに関する指導・研修を強化し、お客さま目線に立った適正な投資勧誘・販売プロセスを徹底します。

お客さま本位の業務運営の強化に向けた取組みについては、項目ごとに取組状況を公表します。

リスクガバナンスの強化

全社的なリスクアペタイト・フレームワーク(注)に基づく業務運営を実施し、経営管理態勢の一層の高度化を図ります。

また、店舗等と本社間のコミュニケーションを強化するとともに、コンプライアンス部門の牽制機能強化と監査部門の独立性・客観性強化により、コーポレートガバナンスの向上に努めます。

(注) 「リスクアペタイト＝中長期的な収益性確保、財務健全性等を図るために必要な、当行が取得すべき適切なリスクの種類や水準」の明確化・見える化を通じ、「監督(取締役会)」機能の実効性を高めることで、リスクガバナンスを強化する枠組み

サイバー攻撃への態勢強化

不正なアクセスの監視や被害防止に向けた対応を行っていますが、複雑・巧妙化するサイバー攻撃に対し、最新の動向に基づいて、引き続きサイバーセキュリティ態勢を強化します。特に2021年夏に開催が延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、サイバー攻撃の脅威の高まりへの対応力を一層向上させます。

コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス意識の更なる浸透や資産運用商品の適正な販売に引き続き努めます。

また、国際的な責務であるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策を一層強化します。これらの取組みを通じて、社会的責任を果たします。

人事戦略

女性管理社員比率の上昇等を含めたキャリア形成支援、新型コロナウイルス問題を契機とした、テレワークの積極的な活用を含めた柔軟な働き方とそれに合わせた人事評価の高度化による社員のモチベーションと生産性の向上、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境の整備等により、ダイバーシティ・マネジメント(多様な人材の活用)を推進します。

コンサルティング業務、運用の高度化・多様化等の強化分野・成長分野を中心とした人材育成に注力します。

ESG(環境、社会、ガバナンス)・CSR(企業の社会的責任)

国連で採択された国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」やESG・CSRを踏まえた取組みについては、経営戦略や事業戦略と一体的に進め、企業価値の向上を目指します。具体的には、「お客さま・マーケット」「地域社会」「環境」「社員(ダイバーシティ・マネジメント)」のテーマに対して、当行グループの業務の特性をいかした活動を継続します。

このうち「環境」については、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)(注)の提言に基づき、気候変動に関する取組みや指標を経営計画に反映し、それらの開示に向け、ESG・CSRの推進態勢を強化します。

(注) Task Force on Climate-related Financial Disclosures

気候変動に関する企業情報開示の充実を目的として金融安定理事会(Financial Stability Board)の提言のもと設立された組織

2017年6月に気候関連財務情報に係る自主的な情報開示の在り方に関する提言を公表

2 【事業等のリスク】

当行グループの業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があるとして、当行グループが認識している重要な事項について、記載しております。

当行グループの事業、業績及び財政状態等に特に重要な影響を及ぼす可能性があるとして認識しているリスクについては、リスクアベタイト・フレームワークの枠組みの中で取締役会及び経営会議において議論した上、影響度・蓋然性を踏まえて、トップリスクとして選定しております。選定したトップリスクへの対応は、当行の経営計画に反映し、定期的にコントロール状況等を確認した上、必要に応じて追加的な対応を行っております。

トップリスクは、以下のとおりであります。

リスク事象	対応する本項目の項番
低金利継続、株価下落、金利・為替等の市場環境の急激な変化	(2) 市場リスク 金利リスク 為替リスク 株式価格変動リスク (3) 市場流動性リスク (4) 資金流動性リスク (5) 信用リスク (10) 事業環境等に係るリスク 経済・社会情勢、市場に係るリスク (13) その他のリスク 他の金融機関等の信用力の悪化等に係るリスク
国際金融規制の更なる強化	(10) 事業環境等に係るリスク 銀行法を始めとする各種法令等に係るリスク (13) その他のリスク 自己資本比率等に係るリスク
資産運用商品の不適正販売等のガバナンス/ミスコンダクトリスクの発生	(6) オペレーショナル・リスク等 法令違反等に係るリスク
サイバー攻撃	(7) サイバー攻撃等に関するリスク
マネー・ローンダリング/テロ資金供与に係る態勢不備等	(6) オペレーショナル・リスク等 マネー・ローンダリング等に係るリスク
テクノロジーの進化等への対応の遅れ	(10) 事業環境等に係るリスク 競争に係るリスク
システム障害	(6) オペレーショナル・リスク等 システムリスク 災害リスク (7) サイバー攻撃等に関するリスク
地震等の大災害、パンデミックの発生	(6) オペレーショナル・リスク等 災害リスク (10) 事業環境等に係るリスク 新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク
ハラスメント、不適切な勤務時間管理等の労務・労使問題	(6) オペレーショナル・リスク等 人事リスク

本項において、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において当行グループが判断したものであります。また、当行グループが認識していない、又は重要性が乏しいと考えている追加的なリスク等が、当行グループの事業、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性もあります。

(1) リスク管理方針及び手続の有効性に係るリスク

当行グループは、リスク管理に関する規程を定め、管理態勢を整備し、リスク管理を実施しております。また、当行グループは、経営環境、リスクの状況、今後の事業規模・範囲拡大などの想定に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行っておりますが、有効にリスク管理態勢が機能しない場合には、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、新たな投資領域を開拓するなど当行グループが有価証券等の運用業務・対象を多様化し、また、貸付け業務の範囲・規模を拡大した場合、信用・市場リスク管理態勢や不公正取引発生防止態勢等を拡充する必要がありますが、かかる業務の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分になされない可能性があります。

加えて、当行グループによるリスク管理方針の実施、その遵守状況の監督は、当行グループ内部だけでなく、当行の商品・サービス(貯金・資産運用商品・為替等)を販売する日本郵便株式会社の郵便局ネットワーク全体についても行う必要がありますが、約24,000もの郵便局を有する広範な郵便局ネットワークでの実施・監督に困難又は不備が生じた場合には、当行グループによるリスク管理方針が機能せず、又は不十分となる可能性があります。これらの結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 市場リスク

当行グループが保有する金融資産・負債の多くは、市場の変動による価値変化等を伴うものであります。当行では、中長期的に収益の確保を図ることを目的に、資産・負債を総合管理するALM(Asset Liability Management)の枠組みの下、市場環境の変化、リスク・リターン等を踏まえた機動的なポートフォリオ運営を行っている他、ストレス・テストや損益シミュレーション等を実施することにより、市場リスク等を適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、大幅な市場変動等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

金利リスク

当行が保有する日本国債(2020年3月末日現在、53.6兆円・総資産額の25%)や外国証券(2020年3月末日現在、その他の証券(外国債券や主な投資対象が外国債券である投資信託等で構成)は65.6兆円・総資産額の31%)などの金融資産と、定額貯金を始めとする貯金や外貨を含む市場性調達の負債の期間や金利更改サイクル等には、差異が存在します。このため、金利(長期や短期の金利)の変動は、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当連結会計年度末現在において、日本国債の一部の金利がマイナスとなる等市場金利は非常に低い水準にあり、更に、今後の金融政策の動向によりかかる金利水準が長期に亘り継続し又は低下する場合、運用収益の減少に比して、相対的に貯金の調達コストが減少しないことにより、資金粗利鞘が減少し、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、市場金利の変動は、当行の債券ポートフォリオ等の価値に影響を及ぼします。例えば、国内外の景気変動、中央銀行の金融政策、日本国政府の財政運営やその信認の変化等、様々な要因により市場金利が上昇した場合、保有する債券等の価値下落によって評価損・減損損失や売却損等が生じ、その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、定額貯金(2020年3月末日現在、90.0兆円・総貯金額の49%。預入から6か月経過後は払戻し自由、3年までは6か月ごとの段階金利、それ以降は固定金利の10年満期・複利貯金)について、急激な市場金利上昇等により、事前のリスク管理の想定を超える貯金流出や預け替えが発生した場合にも、計画以上の運用原資の減少や調達コストの上昇を通じて、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

当行は、収益源泉・リスクの分散を目的に、運用の高度化・多様化の一環として国際分散投資を進め、外国証券の保有が増加しておりますが、外貨建て資産の一部については為替リスクを軽減するヘッジを行わない、又は短期のヘッジを行うことがあります。その結果、大幅な為替相場の変動が発生した場合、ヘッジしていない部分に差損が発生し、又はヘッジコストが上昇すること等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株式価格変動リスク

当行グループは、直接又は金銭の信託や投資信託を通じて間接的に、株式を保有することがあることから、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や低迷等によって株価が下落する場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 市場流動性リスク

当行では、市場流動性を確保する観点から、流動性が低い資産への投資が過大にならないよう、また、市場規模に比して過大なポジションを保有することがないように、基準を設定することにより、市場流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、経済状況の著しい悪化や金融市場の混乱、銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が低下する場合等には、当行グループが国内外の市場で取引・決済ができなくなることや、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること等により、損失を被る可能性があります。その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 資金流動性リスク

当行では、安定的な資金繰りを達成するため、資金の受払いの差額について基準を設定しているほか、予期しない資金流出等に備え、流動性の高い資産の保有額に基準を設定することにより、資金流動性リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、当行グループの業績や財政状態の悪化、風評等の発生や、予期せぬ資金流出、運用と調達の間隔のミスマッチ(差異)等、また、当行グループの収益力・信用力の低下、日本国債の格下げ等の影響を受けた当行格付の引き下げにより、円貨・外貨の必要資金確保が困難になる、又は、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被る可能性があります。その結果、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 信用リスク

当行では、有価証券発行体や貸出先などの債務者に対し、内部格付を付与の上、定期的にモニタリングを行う他、個社・企業グループ及び国・地域に対するエクスポージャーの上限管理等を実施することにより、信用リスクを適切に管理するよう努めておりますが、かかる管理にかかわらず、債務者において、国内外の経済情勢(景気・信用状況等)や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、誤った経営判断、不祥事等の発生、その他不測の事態により財政状態が悪化した結果、当行グループの与信関係費用が増加又は当行グループが保有する有価証券等の価値が下落することによって評価損・減損損失や売却損等が生じ、当行グループの業績、財政状態及び自己資本の状況に影響を及ぼす可能性があり、中長期的な収益の確保を目的とした外国証券やオルタナティブ資産への投資等、運用の高度化・多様化が目的に即した結果を生まない可能性もあります。

(6) オペレーショナル・リスク等

事務リスク

当行グループや当行の商品・サービスを販売・提供する日本郵便株式会社の役員・従業員が、事務に関する社内規程・手続等に定められた事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすリスクが存在します。当行グループでは、各種研修等を通じて手続等の浸透、不正の防止に努めておりますが、かかる事務リスクが顕在化した場合には、当行グループへの行政処分、訴訟提起等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループの業務に関連して、顧客その他の第三者が、偽名による口座開設、当行口座の不正目的による使用、又は盗難カードを使用した犯罪行為その他の不正行為を行った場合や、当行グループの取引先が反社会的勢力と何らかの関係を有する者であった場合には、これに対応する費用の支出が発生する等、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システムリスク

当行グループは、当行が保有する銀行業に係るシステムのほか、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険と共用しているシステムも利用して、銀行口座、資産運用等の取引・管理を行い、また、全国の郵便局ネットワークや全国銀行データ通信システム等と通信しているなど、情報通信システムは、当行グループの事業にとって極めて重要な機能を担っております。当行では、重要なシステムについては、システム監視や不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定する等して、システムの安定稼働の維持に努めておりますが、自然災害・サイバー攻撃等の外的要因に加えて、人的過失、事故、コンピュータウィルスの感染、システムの新規開発・更新における瑕疵等により、システム障害が発生する可能性があります。こうしたシステムの不具合、故障等が生じた場合に、これに対応する費用の支出の発生、業務の停止・混乱、それに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損等が発生することにより、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報資産リスク

当行グループは、多数の個人・法人のお客さま等の情報を保有しています。顧客情報は銀行法、金融商品取引法等により適切な取扱いが求められ、特に個人情報については個人情報保護法等の下で、より厳格な管理が求められております。

当行グループでは、プライバシーポリシー等情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めておりますが、機密情報や顧客情報等の重要な情報について、内部からの漏えいや、コンピュータへのサイバー攻撃等外部からの不正なアクセス等が発生する可能性があり、業務委託先を含め、仮にこのような事象が生じた場合には、これに対応する費用の支出の発生、当行グループに対する損害賠償請求、行政処分、社会的信用の毀損等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等に係るリスク

当行グループは、事業の遂行に関して、訴訟等が提起されるリスクを有しております。

業績に影響を及ぼす訴訟や社会的影響の大きな訴訟等が発生し、当行グループに不利な判断がなされた場合には、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人事リスク

当行グループでは、各種研修等を通じて、ハラスメントを含む人権問題、人事処遇、勤務管理などの人事労務上の問題、職場の安全衛生管理上の問題等の発生の防止に努めておりますが、かかる問題が発生した場合や、これらに関連する重大な訴訟等が発生し、当行グループに不利な判断がなされた場合、当行グループの業績、社会的信用及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

レピュテーション・リスク

当行グループでは、風説・風評が伝達される媒体を定期的に確認し、風説・風評の把握に努めるとともに、その影響度等に応じた対応によるレピュテーション・リスクの管理に努めておりますが、当行グループや当行グループの事業の風説・風評が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板への書込み、ソーシャル・ネットワーク・サービス等により拡散した場合、また、報道機関により憶測に基づいた報道が行われた場合には、お客さまや市場関係者等が、当行グループについて事実と異なる理解・認識をし、当行グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行グループと競合する他の金融機関等に関する問題や不祥事の発生、批判、風評等であっても、それにより銀行・金融業界全体の社会的信用や信認が下落する場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態にも影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等に係るリスク

当行グループは、顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)に取り組み、法令・諸規則等を遵守すべく、コンプライアンスやその意識の水準向上、内部牽制・内部監査・顧客保護等管理など内部管理の強化を経営上の重要課題として位置づけ、適切な指示・指導・モニタリングを行う態勢を整備するとともに、法令違反・不正行為等の防止策を講じております。しかしながら、これらが十分な効果を発揮せず、横領その他の犯罪行為、インサイダー取引規制等違反、お客さまの属性に照らし不適合な顧客説明や資産運用商品の販売等、法令・諸規則等を遵守できない等のミスコンダクトリスクが発生する可能性があります。また、これらの法令等の不遵守を、組織として迅速・適切に認識できない可能性もあります。業務委託先である日本郵便株式会社等を含め、法令違反・不正行為等に関するリスクが顕在化した場合には、当行グループへの訴訟提起、行政処分等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

マネー・ローンダリング等に係るリスク

昨今、我が国において、マネー・ローンダリングと関連し得る、振り込め詐欺、口座の不正利用・売買、インターネットバンキングを標的とした預金等の不正な払戻し等金融機関のサービスを悪用した金融犯罪は減少の兆しを見せず、手口も高度化しており、当行ではこれらの防止のため、顧客管理措置、疑わしい取引の検知・届出、商品・サービスの見直し等の対策を講じております。しかしながら、これらが十分な効果を発揮せず、マネー・ローンダリング等の不正な取引が発生した場合等には、これに対応する費用の発生、追加的な再発防止策の実行、当行グループへの行政処分、社会的信用の毀損等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

災害リスク

当行グループは、大規模災害等に備えた事業継続計画等を整備し、危機管理態勢の強化に努めておりますが、大規模災害、パンデミックの発生(感染症の大流行)、テロリズム・武力衝突等の人的災害、電気・通信その他の社会インフラの障害や混乱等が発生した場合、当行の店舗・事務センター等といった施設・有形資産やシステム等が毀損し、又は正常な業務遂行が困難になること等により、当行グループが損失を被る可能性があります。また、かかる状況の下で当行グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生による経済・社会活動の沈滞や、インフラの機能不全等の影響を受けて、当行グループが保有する金融商品に評価損・減損損失や売却損等が生じたり、当行グループの不良債権・与信関係費用が増加したりする可能性もあり、その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) サイバー攻撃等に関するリスク

当行が保有する銀行業に係るシステムのほか、業務の遂行にあたって利用する情報通信システムは、当行グループの事業にとって極めて重要な機能を担っております。特に、近年のデジタル技術の著しい発展により、インターネットやスマートフォンを利用した取引が増加している一方、サイバー攻撃手法の高度化・巧妙化も進んでおり、金融機関を取り巻くサイバーリスクは高まっております。当行ではこれらのサイバーリスクの低減を図るため、サイバーセキュリティに関する専門部署の設置やCISO(Chief Information Security Officer 最高情報セキュリティ責任者)を配置し、多層的な防御・検知対策の整備をしています。また、専門知識を有する人材を配置するとともに、外部専門機関との連携等を通じて新たな攻撃手口の分析や対策を行うなど、必要な対策を講じております。しかしながら、これらが十分な効果を発揮せず、外部からのサイバー攻撃や不正アクセス、コンピュータウィルス感染等の要因により、機密事項・顧客情報の漏えい・紛失や情報通信システムの障害等が発生した場合には、お客さまへの経済的・精神的損害や業務の停止及びそれに伴う損失や損害賠償の発生、行政処分や罰則、お客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 事業戦略・経営計画に係るリスク

当行グループは、「『やっぱり、ゆうちょ』と言われることを、もっと。」のスローガンの下で、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」、「運用の高度化・多様化」、「地域への資金の循環等」、「経営管理態勢の強化」を主な戦略として、2018年度から2020年度までを計画期間とする中期経営計画を推進しております。

しかしながら、これらに向けた当行グループの事業戦略・経営計画は、各種のリスクにより実施が困難となり、又は有効でなくなる可能性があります。また、事業戦略・経営計画の策定時に前提とした各種の想定が想定通りとならないこと等により、当初計画した成果が得られない可能性もあります。特に、市場(金利・為替等)・経済情勢(景気・信用状況等)等が計画策定時の想定通り安定推移しなかった場合、例えば、市場金利の低下による運用利回りの減少によって計画が達成できない可能性や、海外のクレジットスプレッド拡大による当行が保有する有価証券中の投資信託の特別分配金発生によって計画が達成できない可能性、国際分散投資等の高度化・加速を継続していく中で、適切なポートフォリオ分散を達成できない可能性、より高いリスクを有する運用資産の増加によって価格変動リスクを受けやすくなり、当行グループの事業、業績及び財政状態に及ぼす影響が大きくなる可能性があります。更に、定額貯金の再預入や、投資信託の販売、運用・リスク管理・営業等の人材確保・育成が、想定通り進捗しなかった場合、総預かり資産の拡大等の計画が達成できなくなる可能性があります。また、減損損失、売却損の計上等により十分な利益水準が確保できない場合や、法令によりその他有価証券の評価損が発生した際は分配可能額から控除する必要があることから、相場変動によりその他有価証券の評価損が拡大し、分配可能額を確保できない場合等には、株主還元目標が達成できない可能性があります。更に、日本郵政株式会社は、将来的なグループ連結ベースでのIFRS適用を検討しており、将来的に当行グループもIFRSを適用する可能性があるほか、事業の内容又は経営環境の変化に対応して会計方針等の変更を行う可能性もあります。これらの結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業務範囲の拡大等に係るリスク

当行グループは、新たな収益機会を得るために新規業務を行おうとする場合、郵政民営化法、銀行法の規制により必要となる当局の認可等を適時に取得できない可能性があります。例えば、当行は、2012年9月3日に行った相対による法人向け貸付、住宅ローン等の個人向け貸付などを内容とする認可申請を、2017年3月31日に取り下げました。

また、認可を得て業務範囲を拡大した場合でも、当行グループが限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合、競争の激しい分野に進出した場合等において、業務範囲の拡大が功を奏しない、又は、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事業環境等に係るリスク

主要な事業の前提に係るリスク

当行は、郵政民営化法第98条第1項により、次に掲げる条件付きで銀行法第4条に定める銀行業の免許を受けたものとみなされております。

- ・ 郵政民営化法第110条第1項各号に掲げる業務(いわゆる新規業務。「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考) (1) 業務の制限」をご参照ください。)を行おうとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこと。
- ・ 郵政民営化法第8章第3節の規定の適用を受ける間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託がされていること。

この免許につきましても、有効期間は定められておりませんが、銀行法第26条、第27条、第28条及び第41条に規定された要件に該当した場合、業務の停止又は免許の取消し等を命じられることがあります。当連結会計年度末現在において、当行は、これらの要件に該当する事実はないものと認識しておりますが、将来、何らかの事由により当行がこれらの要件に該当した場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたし、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

銀行法を始めとする各種法令等に係るリスク

当行グループは事業を行うにあたり、銀行法を始め税制・会計基準を含む各種法令等が適用され、銀行免許・当局の監督を受けております。また、我が国はWTO(World Trade Organization:世界貿易機関)の加盟国であり、当行が物品等を調達する場合にも、WTOによる政府調達ルールの遵守が求められます。各種法令等の改正や新たな法的規制等により、当行グループの競争条件が悪化したり、営業・運用等の一部が制限又は変更を余儀なくされた場合は、新たな対応費用の増加、収益機会の制限等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、米国の外国資産管理法による指定国等に対する経済制裁の発動・強化は、当行の国際分散投資を制約し、直接又は投資信託を通じ保有する外国証券のリスクを高める可能性があります。

また、当行は、郵政民営化法によって、他の銀行には課せられていない規制が課されております(当行に係る郵政民営化法に基づく規制は、「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考)」をご参照ください。)。例えば、当行は、他の銀行と比較して業務拡大等に係る経営の自由度が限定されており、また、銀行を当行の子会社とすることや、預入限度額(なお、「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考)」に記載のとおり、2019年4月1日から預入限度額が変更となりました。)を超える一顧客からの貯金受入れも、原則としてできません。郵政民営化法の規制により、当行グループの事業、成長戦略を含む事業戦略・経営計画の策定・遂行、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。更に将来、現行の民営化の枠組みを変更する法律が制定された場合、その内容によっては、当行グループに影響をもたらす可能性もあります。

経済・社会情勢、市場に係るリスク

当行グループが行う事業による収益の多くは日本国内での貯金調達や国内外での有価証券運用によって得られており、国内外の景気・信用状況や人口動態等の経済・社会情勢、金利・為替等の市場の変動・悪化が、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば、消費税率の引き上げによる家計の可処分所得の低下や、少子高齢化に伴い、日本の貯蓄率・預金水準が低下し、当行の貯金残高が減少する可能性があります。また、国内外の金融市場に混乱等が生じた場合、当行グループの事業の低迷や資産内容の悪化、資金調達力・資産流動性の低下等が生じる可能性があります。このような場合、中長期的な収益の確保を目的とした運用の高度化・多様化が、目的に即した結果を生まない可能性もあります。

競争に係るリスク

当行グループが行う事業は、いずれも激しい競争状況に置かれております。当行の主力事業は郵便局ネットワークをメインチャネルとするリテール・バンキング事業であるため、当行は、都市銀行のほか、地方銀行その他の金融機関と競合しております。また、当行グループが業務範囲を拡大した場合には、現時点では当行グループと競合関係にない会社との競合が新たに生じる可能性もあります。この他、近年では、国内外の各業界において統合や再編、業務提携が積極的に行われており、参入規制の緩和や業務範囲の拡大等の規制緩和も行われております。更に、テクノロジーの進化により、他業界からの新たな金融サービスの提供者の参入や顧客ニーズの多様化が進展しております。

当行グループでは、新たなテクノロジーの活用や、デジタル化の推進等によるサービスの改善・充実に努めておりますが、当行グループが競合する他の金融機関に対して優位に立てない場合や、市場構造の変化に対応できなかった場合、規制緩和や新規参入が想定以上に進んだ場合、テクノロジーの進化や顧客ニーズの多様化に対応できなかった場合は、顧客基盤の流出・弱体化、収益力の低下、既存サービス・ネットワークの陳腐化等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大に関するリスク

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が出される等、新型コロナウイルス感染症が国際社会・世界経済にとって大きな脅威となっております。当行グループでは、お客さまと社員の安全確保の観点から、社員の時差出勤、交替勤務、在宅勤務等の導入、窓口の一部縮小や一部店舗の営業時間短縮、訪問や窓口での積極的な営業活動の停止等の感染拡大防止策を実施したほか、現金の入出金や決済業務等のお客さまの日々の生活に必要な重要業務については、柔軟な人員配置や複数拠点によるバックアップを通じて、業務継続態勢を確保しておりますが、かかる対応にもかかわらず、当行の商品・サービスの利用者が著しく減少した場合、また、当行グループ社員に感染が拡大することにより業務の継続が困難となった場合等は、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

更に、新型コロナウイルス感染拡大によるマーケット環境の悪化を受け、当行グループでは、ALM委員会及び経営会議において、当行グループに与える影響を確認の上、投資方針やリスク管理態勢を協議し、適切に対応しておりますが、金融市場の混乱の継続や想定を超える大幅な市場変動等により、当行グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 日本郵政株式会社との関係に係るリスク

日本郵政株式会社の当行の事業運営に対する影響

日本郵政株式会社は、以下の諸点を通じ、当行の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(a) 議決権の行使等を通じた影響

日本郵政株式会社は、当連結会計年度末現在において、当行の発行済株式総数(自己株式を除く。)のうち約89%を保有しており、当行の役員を選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等、当行の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵政株式会社は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の日本郵政グループ協定その他の契約や、日本国政府による日本郵政株式会社株式の保有等により、当行について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、一般株主の期待と異なる議決権の行使を行う可能性があります。更に、当行以外の日本郵政グループ各社が、直接又は子会社等を通じて当行と競合し又は競合する可能性のある事業を行うなど、当行の一般株主の利益とは異なる観点で行動する可能性があります。

(b) 日本郵政グループとの人的関係を通じた影響

下表のとおり、日本郵政グループの役員等が当行の役員を兼任しています。

また、当行経営会議(「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」をご参照ください。)には、原則、日本郵政株式会社の役員は出席しないものの、会議の議題に応じて、出席が必要と当行が考える日本郵政株式会社の代表執行役に限り出席を要請することとしています。

更に、従業員についても、2020年3月末日現在、当行に、日本郵政株式会社の子会社である日本郵便株式会社からの受入出向者が約250名、当行・日本郵便株式会社に、両社職務の兼務者が約660名(当行所属従業員約280名、日本郵便株式会社所属従業員約380名)おります。この他、日本郵政株式会社等からの受入出向者は5名であります。当行は日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しており、代理店の現状に精通した人材を代理店の業務指導・支援に活用し、また、代理店の要員に当行直営店業務を経験させることは、代理店の事務品質・業務知識の向上を狙いとしています。更に、当行エリア本部、日本郵便株式会社の支社の所属者を相互に兼務させ、営業施策の立案・推進管理、営業人材の育成を協働推進させることは、直営店・郵便局一体の営業力強化を企図しております。なお、これらの受入出向者・兼務者はいずれも、当行の重要な意思決定に影響を与える職位・職務には就いておりません。

日本郵政株式会社は、上記の役員兼任等を通じ、当行の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(日本郵政グループの役員等と当行役員を兼任している者)

本有価証券報告書提出日現在

役職・氏名		兼任している会社・役職		兼任の理由
		会社	役職	
取締役兼代表 執行役社長	池田 憲人	日本郵政 株式会社	取締役 (非常勤)	当行代表として、親会社である日本郵政株式会社の意思決定過程に参画するため
取締役兼代表 執行役副社長	田中 進	日本郵政 株式会社	常務執行役	国が資本金の2分の1以上を出資している法人である日本郵政株式会社として国会で当行に関する専門的な質問への答弁対応の必要があると考えているため
取締役 (非常勤)	増田 寛也	日本郵政 株式会社 株式会社 かんぽ生命 保険	取締役兼 代表執行役社長 取締役 (非常勤)	グループ経営の観点からの総合的な助言を得るため
執行役副社長	萩野 善教	日本郵政 インフォメ ーションテ クノロジー 株式会社	取締役 (非常勤)	当行が日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社に委託している業務について、当行の意向をより適切に反映させるため
常務執行役	櫻井 重行	日本郵政 スタッフ 株式会社	取締役 (非常勤)	当行が日本郵政スタッフ株式会社に委託している業務について、当行の意向をより適切に反映させるため

(注) 増田 寛也氏は、2020年6月24日開催予定の日本郵便株式会社定時株主総会において取締役として選任され、就任する予定であります。

(c) 契約関係・取引関係を通じた影響

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」や「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(関連当事者情報)」に記載のとおり、日本郵政グループ各社と契約を締結し取引していますが、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性(銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール)等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。加えて、当行と日本郵政グループ各社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした日本郵政グループ協定等を締結しております。これらの協定等に基づき、当行は一定の重要事項につき日本郵政株式会社と事前協議等を行うこととされ、また日本郵政株式会社から「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されるとともに、日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループに属することによる利益の対価として、別途合意した算定方法に従いブランド価値使用料を支払っております。これらの協定等は後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ解除されない限り、原則として存続するため、当行は当該解除までの間、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合にかかわらず、一定の重要事項につき日本郵政株式会社と事前協議等を行う義務や、日本郵政株式会社に対してブランド価値使用料を支払う義務等を負います。

また、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ、これらの協定等の終了又は見直しにより現在の条件での商標の使用が継続できなくなった場合や、重大な経済情勢の変化等が生じたと判断してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合等には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

日本郵政株式会社による当行株式の追加処分の可能性

日本郵政株式会社は、上記のとおり、2020年3月末日現在において、当行の発行済株式総数(自己株式を除く。)のうち約89%を保有しておりますが、郵政民営化法は、日本郵政株式会社が保有する当行株式は、その全部を処分することを目指し、当行の経営状況及びユニバーサルサービスの提供への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとしております。また、2018年12月26日に郵政民営化委員会により提出された「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」において、将来の通常貯金の預入限度額の見直しについては、日本郵政株式会社が保有する当行株式を3分の2未満となるまで売却することを条件にすると、記載されております。今後の株式売却の時期・規模等は未確定ですが、日本郵政株式会社は、前記「第1 企業の概況 2 沿革」に記載のとおり、当行株式をまずは保有割合が50%程度となるまで段階的に売却していく方針を発表しており、将来、当行株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通する当行の株式数が増え需給が悪化するとの認識が市場で広まった場合には、当行株式の流動性・株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵政グループ協定等は、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合にかかわらず、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載の要件が満たされ解除されない限り、原則として存続しますが、日本郵政株式会社が当行の株式を更に売却し、当行又は株式会社かんぽ生命保険が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合、これらの協定等の多くは見直すこととされているため、当行にとって不利な条件に変更される等の場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

一方、日本郵政株式会社の当行株式の保有割合は、郵政民営化法による他の銀行には課せられていない規制(「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考)」をご参照ください。)が緩和される要件の一つであるため、日本郵政株式会社による当行株式の追加処分が行われない場合、当該緩和が、期待通りに進まず、当行の経営の自由度の拡大が実現しない可能性があります。

日本国政府との関係希薄化により顧客等に誤認が伝播するリスク

当行は、日本国政府から何らの明示又は黙示の保証その他の信用補完を受けておりません。しかし、日本郵政株式会社による当行株式の処分や、日本国政府による日本郵政株式会社株式の処分の進捗に伴い、当行と日本国政府との関係の希薄化により、当行の経済的信用力が低下したとの誤認や錯誤が伝播した場合等には、貯金等の減少、取引条件や人材の採用・定着への影響等を通じ、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 日本郵便株式会社との関係に係るリスク

郵便局ネットワークをメインチャネルとする営業に係るリスク

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、銀行代理業務の委託契約等に基づき日本郵便株式会社に銀行代理業務等を委託しております。2020年3月末日現在、当行の店舗23,881のうち23,647が代理店(郵便局)となっており、貯金残高の約9割が代理店で開設された口座への預入による等、当行の事業は、代理店である日本郵便株式会社の郵便局ネットワークによる営業に大きく依拠しております。

従って、コミュニケーション手段の多様化、競合するネットワークやサービスの利便性向上等により、当行の代理店である郵便局の利用者数や利用頻度が減少したり、代理店で取り扱う当行の商品・サービスの種類や代理店数が減少した場合、また新型コロナウイルスの感染拡大により、利用者数が減少等した場合、当行代理店業務に従事する従業員の確保やその教育が十分でない場合、郵便局で取り扱う競合商品との競争が激化する場合、日本郵便株式会社が人材等のリソースを当行の商品・サービス以外に優先的に配分する場合等においては、当行の貯金等や新商品等の販売が伸びず、その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2019年7月に、日本郵政グループは、株式会社かんぽ生命保険及び日本郵便株式会社におけるお客さまのご意向に沿わずに不利益が生じた可能性がある契約乗換等に係る事案の判明を受けて、2019年7月以降、郵便局の取り扱う金融商品全般(一部商品を除く。)についての積極的な営業を控えております。また、当該事案を受け、2019年12月27日に、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険は、保険業法等に基づく行政処分を受けております。今後、日本郵便株式会社からお客さまに対する通常の提案が可能となったとしても、日本郵政グループへの信頼の喪失等により、日本郵便株式会社が取り扱う当行の金融商品の販売が回復しない可能性があります。その結果、当行が委託している投資信託の販売等に影響し、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行は、上記の銀行代理業務の委託契約等に基づき、日本郵便株式会社の郵便局を商品・サービスの販売・提供のメインチャネルとし、相当額の委託手数料を日本郵便株式会社に対して支払っております(「4 経営

上の重要な契約等」をご参照ください。)が、当該委託手数料の算定方法その他の条件が当行と日本郵便株式会社との間の合意により見直されたり、当該契約等が解除され代替委託先等を適時に確保できない場合、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、上記(10)のとおり、日本郵便株式会社が当行との間で締結している銀行代理業務の委託契約等は、当行の主要な事業活動の前提となっております。当該契約は期限の定めのない契約ですが、解除に係る協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。2020年3月末日現在において、日本郵便株式会社から当該契約等の見直しや解除の申入れ等、契約の存続に支障を来す要因は発生しておりませんが、当該要因が発生した場合には、当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

ユニバーサルサービスの提供に係るリスク

当行は、後記「4 経営上の重要な契約等 (1) 銀行窓口業務契約」に記載のとおり、日本郵便株式会社との間で銀行窓口業務契約を締結しており、同社は全国の郵便局で、当行の基本的な商品・サービスを、日本郵便株式会社法に基づきいわゆるユニバーサルサービス提供に係る法的責務の履行として提供しております。当行は、法令上この責務を直接負わないものの、郵便局で使用するATM・窓口端末機など銀行委託業務に係るITシステムの導入・運行コストとともに(なお、当該ITシステムは当行が所有。)、同業務に従事する日本郵便株式会社の従業員の指導・教育等を通じ、ユニバーサルサービス提供に係る一定のコストを負担しております。

その結果、より収益性の高い業務や地域への経営資源配分が制約されること等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、銀行窓口業務契約は、期限の定めがなく、また、本契約に定める特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り、解除できないものと定めております。また、当行の定款には、日本郵便株式会社と銀行窓口業務契約を締結する旨規定しているため、当該契約を終了させる場合には、定款の変更を要します。従って、当行が銀行窓口業務契約を終了させるためには、これらの手続等を充足させる必要があります。

一方、本契約が終了した場合にも、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました(下記「(参考) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要」をご参照ください。)。これによって、2019年度から当行と日本郵便株式会社との間の委託手数料の一部が交付金・拠出金となりました。下記のとおり、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)から日本郵便株式会社に交付される交付金の原資となる拠出金は、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令に基づき、人件費、賃借料、工事費等の郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)から算出されており、郵政管理・支援機構が年度毎に算定しております。そのため、当行直営店での業務コストの増減にかかわらず、拠出金と委託手数料の合計額が将来的に増加する可能性があります。また、今後、このようなユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等があった場合、その内容によっては、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(参考) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の概要

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。これにより、2019年4月1日に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の名称が「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更され、また、郵政管理・支援機構の目的として、「郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を交付することにより、郵政事業に係る基本的な役務の提供の確保を図り、もって利用者の利便の確保及び国民生活の安定に寄与すること」が追加されました。

郵便局ネットワーク維持に要する費用は、従来、日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われておりましたが、当該費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、本法に基づき、2019年度から、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用の算定方法は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした次の費用の合計額です。

ア あまねく全国において郵便局でユニバーサルサービスが利用できるようにすることを確保するものとなるように郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料、工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、並びに固定資産税

及び事業所税

イ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

当該ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用及び交付金・拠出金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務経費は、郵便窓口業務、銀行窓口業務又は保険窓口業務において見込まれる利用者による郵便局ネットワークの利用の度合等に応じて按分され、銀行窓口業務に係る按分額を当行が拠出金として拠出しており、拠出金の額は郵政管理・支援機構が年度毎に算定し、総務大臣の認可を受けております。なお、2020年度に当行が支払う拠出金の額は2,374億円です。

また、2019年度から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われているため、当行が業務委託契約等に基づいて日本郵便株式会社に支払っている委託手数料についても見直しを行っております(「4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。)

(13) その他のリスク

自己資本比率等に係るリスク

当行は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に基づき、自己資本比率の規制比率(4%以上)を維持する必要があります。2020年3月末日現在、当行の連結自己資本比率は15.58%となっており、規制比率に比べ高い水準を確保しておりますが、運用の高度化・多様化により、自己資本比率が低下傾向にあることに加え、業績・財政状態や運用ポートフォリオの変動、比率の算出方法、パーゼル銀行監督委員会の議論(信用リスクの標準的手法の見直し等)の結果を受けた規制の新設・変更等により、当行の自己資本比率が低下したり、新たな規制等への対応が必要となる可能性があります。当行の自己資本比率等が規制比率を満たさない場合には、当局から業務の縮小・停止等の行政上の措置が課されること等により、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行は、金利リスク状況のモニタリングの一環として、当局による「主要行等向けの総合的な監督指針(以下「監督指針」)」において定められた重要性テストの過程で用いられる手法に基づき、金利変動による資産・負債の経済価値の減少額(以下「EVE」)を計測しております。2020年3月末日現在、当行のEVEの最大値は重要性テストにおける評価基準である自己資本の額の20%を超えております。EVEで計測した金利リスクに対し、自己資本の余裕を十分に確保しているものと認識しておりますが、金融庁から深度ある対話を行う必要が認められる銀行と判断される場合には、対話を通じて共有された課題認識に基づき、原因への対応も含めて必要な改善対応を求められる可能性があります。

重要性テストの適用については、監督指針において、「ゆうちょ銀行は、法令上、一部の資産について国債等の安全資産の保有が義務付けられているため、(重要性テストに該当する場合)監督上の対応をするにあたっては、当該特殊事情を適切に勘案することとする。」とされております。

また、国際的な金融規制の流れを考慮し、内部管理として、国際統一基準行目線での管理も行っております。

財務報告に係る内部統制に関するリスク

当行グループは、金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その結果を記載した内部統制報告書の提出及び監査人による監査を受けることが義務付けられております。

当行グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価及び報告に関する規程等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備しております。また、評価の過程で発見された問題点等は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、財務報告に係る内部統制が有効でない場合には、当行グループの財務報告の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

管理会計等に係る内部管理に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が、含まれております。当行は、これらについても内部管理の体制を整備しておりますが、有効でない場合には、数値等の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務に係るリスク

当行グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる等の場合、退職給付費用及び債務が増加又は追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保に係るリスク

当行グループは、安定した事務遂行と高い専門性を必要とする業務を行っており、営業・運用・ALM・リスク管理・IT・財務・コンプライアンス等の分野において有能で熟練した人材が必要とされます。そのため、専門人材の採用や、各種研修等を通じて人材育成を行っておりますが、当行グループは、他の金融機関等と競争状況に置かれているため、有能な人材を採用し定着・育成することができなかった場合には、事業の競争力、業務運営の効率性等が損なわれ、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。例えば上記分野等の要員に係る採用、報酬等の処遇、育成に注力しても、十分なスキルを持った従業員を育成・定着させることができない可能性や、経営幹部を採用・定着させられない可能性があり、これらの場合には、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

業務提携・外部委託等に伴うリスク

当行グループは、業務の提携、運用・事務・システム開発等の外部委託等を行っております。当行グループが期待していたとおりの成果や利益を達成できない場合や、業務提携先や当行グループの関係会社・日本郵政グループ各社を含む委託先等で、業務遂行の問題が生じ商品・サービスの提供等に支障をきたしたり、お客さまの情報等の重要な情報漏えい等の違法行為が発生した場合、また、提携・委託等が解消され適切な代替委託先等を適時に確保できない場合等において、当行グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

他の金融機関等の信用力の悪化等に係るリスク

当行グループは、国内の銀行、証券会社、保険会社等の金融機関と取引を行っておりますが、取引先や他の金融機関の業績や財政状態の悪化により信用力等に問題が生じた場合、当行グループが当該金融機関との取引で損失を被ったり、政府が当該金融機関の資本増強や収益回復等のために規制・資金調達・税務等に係る救済措置を講じ、預金保険料等が増加したり、競争上の不利益を被ること等により、当行グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」)の状況の概要並びに経営者の視点による当行グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。当行の連結財務諸表と個別財務諸表の差は僅少であるため、経営成績及び財政状態の状況に関する分析・検討内容の一部については、当行単体のものを記載しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、明示がある場合又は文脈上明らかな場合を除き、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

また、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 事業の概況

当行グループは、2018年度から2020年度を計画期間とする中期経営計画で掲げた目指す姿の実現に向けて、「お客さま本位の良質な金融サービスの提供」「運用の高度化・多様化」「地域への資金の循環等」「経営管理態勢の強化」の諸施策に取り組みました。

中期経営計画(2018年度～2020年度) 「やっぱり、ゆうちょ」と言われることを、もっと。		
目指す姿		
全国の幅広い個人のお客さま、小さなお子様からご高齢の方まで、お一人おひとりの長い人生を しっかりとサポートしていくことで、これからもお客さまと共に歩んで行く		
お客さま本位の 良質な金融サービスの提供	運用の高度化・多様化	地域への資金の循環等
お客さまへの“新しいべんり” “安心”の提供	資本の有効活用による 国際分散投資の推進及び 国内産業へのリスクマネー供給	地域経済の活性化を通じた 日本経済発展への貢献
経営管理態勢の強化		

(お客さま本位の良質な金融サービスの提供)

お客さま本位の業務運営

当行グループ及び日本郵便株式会社において、ご高齢のお客さまへの投資信託の販売に関し、社内規則で定められた「勧誘前」と「申込受付前」の管理者承認のうち、「勧誘前」承認を怠っていたという事案が発生しました。

そのため、日本郵便株式会社と連携し、今般の事案の対象となったお客さまにアフターフォローを実施し、保有していただいている投資商品に対するご認識等を確認いたしました。ご認識等に懸念ありと判断されたお客さまには、適合性の原則(注)の観点から求められる説明を行っていなかった事案がないか、外部弁護士のご意見をいただきながら、社内調査を実施し、この結果、該当する事案は認められませんでした。

再発防止策として、研修等を通じた社内規則の趣旨の浸透強化、お客さま向け販売ツールの改善・充実、コンプライアンス・監査態勢の強化、営業目標の見直しに取り組みました。ご高齢のお客さまや投資初心者のお客さまには、より丁寧かつ慎重な投信販売の一層の徹底を図ってまいります。また、更なるお客さま本位の金融サービスの品質向上を目的に、すべてのご高齢のお客さまに対しても、定期的なアフターフォローを実施しており、今後も継続してまいります。

加えて、ご高齢のお客さまに限らず、すべてのお客さまに対するサービス向上を継続的に実践していくため、代表執行役社長を委員長とする「サービス向上委員会」を設置しました。経営陣をはじめ、全社一体となって、お客さまからの信頼回復と、お客さま本位の業務運営の浸透強化に取り組んでまいります。

(注) 金融商品取引法等で定められた「お客さまの『知識』『経験』『財産の状況』『投資目的』に照らして、不適当と認められる勧誘を行って投資家の保護に欠け、又は欠けるおそれがあることのないように、業務を行わなければならない」とする原則

お客さまの資産形成への貢献

お客さまの資産形成へのニーズに応え、お役に立てるよう、お客さまのライフプランに応じたコンサルティングの高度化に努めました。

具体的には、資産運用コンサルタントの増員を継続するとともに、資産運用コンサルタントへの指導や研修、活動支援を充実させるなど、人材育成に注力しました。また、2019年5月には、当行及び日本郵政株式会社と、株式会社大和証券グループ本社及び大和証券株式会社の間で、お客さま一人ひとりのライフスタイル・ニーズに応じた、中長期的な資産形成のサポートに向け、資産形成分野における新たな協業の検討を進めることについて合意し、検討してまいりました。

決済サービスの充実等

2019年5月に、スマートフォン決済サービス「ゆうちょPay」の取扱いを開始しました。ゆうちょPayユーザーの拡大とゆうちょPayを利用できる店舗の開拓に取り組み、2020年3月末時点では約10万店で利用が可能となっています。

また、当行の総合口座をご利用のお客さま(注)がスマートフォンを使っていつでも現在高や入出金明細を確認できる「ゆうちょ通帳アプリ」のサービスを開始しました。

2019年4月には、法人のお客さま向けのインターネットバンキングサービス「ゆうちょBizダイレクト」を開始したほか、法人のお客さま向けの「総合振込」「給与振込」サービス等も開始しました。このほか、利便性が高い場所への小型ATMの設置拡大やATMの効果的配置にも取り組みました。

なお、スマートフォン、インターネット、プリペイドカード、デビットカード、クレジットカードなどを通じたデジタルバンキング/キャッシュレス戦略を一体的に推進し、お客さまに更なる「新しいべんり」をご提供するため、複数部署に跨っていた関連業務を集約する専門部署として、「デジタルサービス事業部」の設置を決定しました。

(注) 振替口座、キャッシュカードを利用していない総合口座及び法人口座等ではご利用いただけません

お客さまの多様なニーズへの対応

お客さまの住宅ローンニーズに応えるため、ソニー銀行株式会社の住宅ローンを媒介する業務を2019年10月に、株式会社新生銀行の住宅ローンを媒介する業務を2020年3月から、それぞれ開始しました。

(運用の高度化・多様化)

運用の高度化・多様化

国内の低金利環境が継続し、世界経済の先行き不透明感が高まる中、安定的な収益確保のため、適切なリスク管理の下、国際分散投資を進めました。海外クレジット資産をクレジット・クオリティ(投資先の信用力)に配慮しつつ積み上げたほか、戦略的な投資領域と位置づけているプライベートエクイティファンド(成長が見込まれる未上場企業等へ投資するファンド)、不動産ファンド等への投資を、市場環境の変化を踏まえて選別的に実行しました。

株式会社かんぽ生命保険との共同出資により設立したJPインベストメント株式会社では、2018年4月に組成した第1号ファンドの投資実績を着実に積み上げました。

また、新型コロナウイルス感染拡大によるマーケット環境の悪化を受け、ALM委員会及び経営会議において、当行に与える影響を確認の上、投資方針やリスク管理態勢を協議し、適切に対応しました。

財務健全性の確保

運用の高度化・多様化を推進していく中、財務健全性の観点から必要十分な自己資本比率を確保しています。また、安定的な収益と財務健全性の両立のため、リスクアペタイト・フレームワークを活用し、当行が取得する適切なリスクの種類や水準を明確化した上で、投資方針を決定しました。

(地域への資金の循環等)

地域活性化への貢献

お客さまからお預かりした大切な資金を地域に循環させていくために、地域金融機関との連携を通じて、2016年度から地域活性化ファンドへの参加を積極的に推し進めています。2019年度も事業承継や起業・創業の支援等を目的として、新たに10件(累計28件)の地域活性化ファンドに参加しました。

また、2019年4月に愛媛銀行及び名古屋銀行のお客さまによる当行ATMの利用手数料を一部無料にするなど、ATMネットワークの活用等による地域金融機関との連携強化に取り組みました。

更に、2019年10月から川崎信用金庫と税公金取りまとめ事務の共同化を開始するなど、当行及び地域金融機関の事務効率化や使用機器・要員の効率的な運用を図りました。

(経営管理態勢の強化)

お客さま本位の業務運営、コンプライアンス態勢の強化

当行の経営理念に則り、お客さまからいただいた声を経営にいかし、お客さま本位の業務運営に一層努めるとともに、各種研修等を通じ、コンプライアンス意識の更なる浸透に取り組みました。当行は「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定し、当該方針に基づく取組状況を定期的に確認するため、成果指標(KPI)を設定し、その結果を公表するなど、「お客さま本位の良質な金融サービス」の提供に取り組んでいます。また、お客さま本位のサービス向上を継続的に実践していくため、代表執行役社長を委員長とする「サービス向上委員会」を設置しました。経営陣が責任をもって、お客さま本位の業務運営の一層の推進・実践に取り組んでまいります。

リスクガバナンスの強化

当行では、リスクガバナンスの中核となるリスクアペタイト・フレームワークを段階的に導入しており、2019年度は、リスクアペタイト・フレームワークの対象をALM(資産・負債の総合管理)・運用業務から当行業務全体に拡大し、経営管理態勢の高度化を図りました。

サイバー攻撃への態勢強化

複雑・巧妙化するサイバー攻撃への対応として、不正なアクセスの監視や被害防止に向けた態勢整備を進めました。特に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けたサイバー攻撃の脅威の高まりを踏まえ、対応の強化を図りました。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応強化

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への国際的・社会的要請の高まりを踏まえ、行内の対応態勢を整備するとともに、商品・サービスを見直すなど、対応の強化を図りました。

人事戦略

成長分野・強化分野の推進に向けた人材育成に注力したほか、男性育児休業取得の促進など、社員の多様性に対応した働きやすい職場環境の整備により、ダイバーシティ・マネジメント(多様な人材の活用)を推進しました。

コストマネジメントの徹底・ITの有効活用

貯金事務センターにおいて業務のRPA化(ソフトウェアロボットによる業務プロセスの自動化)を推進するなど、デジタル技術の活用による業務効率化に取り組みました。

また、トランザクション業務(窓口等における定型業務)のスリム化にあわせて、経営資源をコンサルティング業務等に再配分し、人的資源の有効活用等を進めることで、お客さまサービスの充実に努めました。

加えて、当行と外部事業者が連携し、お客さまに安全かつ利便性の高い高度な金融サービスをご提供するため、当行システムと当行外のシステムとの連携強化に必要なシステム基盤(外部連携基盤：API)の整備・拡大や、セキュリティ強化の観点から「ゆうちょ認証アプリ」のサービス開始によるゆうちょダイレクトへの生体認証の導入等に取り組みました。

ESG(環境、社会、ガバナンス)・CSR(企業の社会的責任)

当行はESG・CSRを事業活動と一体不可分であると認識しており、ESG・CSRに一元的に対応するための専門部署として、経営企画部内に「ESG室」の新設を決定しました。

世界共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」も踏まえ、「お客さま・マーケット」「地域社会」「環境」「社員(ダイバーシティ・マネジメント)」の4つのテーマ設定の下、当行の業務の特性をいかした活動に取り組みました。

このうち「環境」については、2019年4月に、気候変動への対応として、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の提言に賛同し、同提言を踏まえた気候変動への対応について、事業活動を通じた取組みを推進する観点から「ゆうちょ銀行環境方針」を改定し、「ESG投資方針」を策定する等、態勢整備を進めました。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染が拡大する状況の中、当行では、「危機管理委員会」を立ち上げ、日本郵政グループ各社から構成される「本社会同対策本部」等と連携し、感染拡大防止策を導入するとともに、現金の入出金や決済業務など、社会機能維持のためお客さまが必要とするサービスを継続できるよう、社内の業務態勢を整えました。

具体的には、郵便局・当行店舗・ATMは、原則としてすべて営業を継続する一方、お客さまと社員の安全確保の観点から、社員に時差出勤、交替勤務、在宅勤務等を導入したほか、窓口の一部縮小や一部店舗の営業時間短縮、訪問や窓口での積極的な営業活動の停止、窓口カウンターへの飛沫感染防止のビニールシートの設置、インターネットバンキングサービス「ゆうちょダイレクト」ご利用検討のお願い、年金支給日等における混雑緩和のお願い等の感染拡大防止策を実施しました。また、お客さまの日々の生活に必要な現金の入出金や決済業務、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けた特別定額給付金の円滑な入金などの重要業務については、柔軟な人員配置や複数拠点によるバックアップを通じて、業務継続態勢を確保しています。

なお、社員に感染が確認された場合は、所管保健所と連携の上、必要な措置を適切に講じてまいります。

今後も引き続き、感染拡大防止策や重要業務の継続態勢確保に努めてまいります。

(2) 経営成績

低金利環境の継続や、新型コロナウイルス感染拡大による市場環境の悪化など、非常に厳しい経営環境下、当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比127億円減少の1兆3,140億円となりました。このうち、資金利益は、国債利息の減少を主因に、前連結会計年度比392億円の減少となりました。一方、役務取引等利益は、前連結会計年度比221億円の増加となりました。その他業務利益は、前連結会計年度比43億円の増加となりました。

経費は、前連結会計年度比170億円減少の1兆215億円となりました。

連結業務純益は、前連結会計年度比42億円増加の2,925億円となりました。

経常利益は、前連結会計年度比51億円増加の3,791億円となりました。通期業績予想の経常利益3,750億円に対し、達成率は101.1%となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、2,734億円と前連結会計年度比72億円の増益となり、通期業績予想の親会社株主に帰属する当期純利益2,700億円に対する達成率は101.2%となりました。

なお、「生産、受注及び販売の実績」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
連結粗利益	1,326,823	1,314,028	12,794
資金利益	1,015,916	976,639	39,276
役務取引等利益	106,761	128,891	22,129
その他業務利益	204,145	208,497	4,352
うち外国為替売買損益	219,447	202,139	17,308
うち国債等債券損益	12,241	8,097	20,339
経費(除く臨時処理分)	1,038,558	1,021,503	17,054
人件費	126,996	123,427	3,568
物件費	841,936	844,648	2,712
税金	69,625	53,427	16,198
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	288,264	292,524	4,260
一般貸倒引当金繰入額	-	15	15
連結業務純益	288,264	292,509	4,244
臨時損益	85,714	86,628	914
うち株式等関係損益	10,983	11,815	22,798
うち金銭の信託運用損益	77,717	72,838	4,878
経常利益	373,978	379,137	5,159
特別損益	4,107	506	3,601
うち固定資産処分損益	3,556	532	3,023
うち減損損失	550	0	550
税金等調整前当期純利益	369,870	378,631	8,760
法人税、住民税及び事業税	99,555	101,366	1,810
法人税等調整額	4,534	4,314	220
法人税等合計	104,090	105,680	1,589
当期純利益	265,780	272,950	7,170
非支配株主に帰属する当期純損失	409	485	75
親会社株主に帰属する当期純利益	266,189	273,435	7,246

- (注) 1. 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 臨時損益とは、連結損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
 5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
 6. 金額が損失又は費用には を付しております(非支配株主に帰属する当期純損失を除く。)

損益の概要(単体)

低金利環境の継続や、新型コロナウイルス感染拡大による市場環境の悪化など、非常に厳しい経営環境下、当事業年度の業務粗利益は、前事業年度比128億円減少の1兆3,142億円となりました。このうち、資金利益は、国債利息の減少を主因に、前事業年度比393億円の減少となりました。役務取引等利益は、前事業年度比221億円の増加となりました。その他業務利益は、前事業年度比43億円の増加となりました。

経費は、前事業年度比172億円減少の1兆202億円となりました。

業務純益は、前事業年度比44億円増加の2,939億円となりました。

経常利益は、前事業年度比47億円増加の3,790億円となりました。

この結果、当期純利益は、2,730億円、前事業年度比68億円の増益となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	1,327,033	1,314,210	12,823
資金利益	1,016,126	976,821	39,304
役務取引等利益	106,761	128,891	22,129
その他業務利益	204,145	208,497	4,351
うち外国為替売買損益	219,448	202,139	17,308
うち国債等債券損益	12,241	8,097	20,339
経費(除く臨時処理分)	1,037,537	1,020,253	17,283
人件費	126,360	122,586	3,774
物件費	841,648	844,334	2,685
税金	69,527	53,332	16,195
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	289,496	293,956	4,460
一般貸倒引当金繰入額	-	15	15
業務純益	289,496	293,941	4,445
臨時損益	84,803	85,135	332
うち株式等関係損益	10,983	11,545	22,528
うち金銭の信託運用損益	77,717	72,838	4,878
経常利益	374,299	379,077	4,778
特別損益	4,107	450	3,656
固定資産処分損益	3,556	450	3,106
減損損失	550	0	550
税引前当期純利益	370,192	378,626	8,434
法人税、住民税及び事業税	99,417	101,266	1,848
法人税等調整額	4,596	4,315	280
法人税等合計	104,013	105,581	1,568
当期純利益	266,178	273,044	6,866

- (注) 1. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
 3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
 4. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
 5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却
 6. 金額が損失又は費用には を付しております。

(参考) 与信関係費用

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
与信関係費用	14	13	28
一般貸倒引当金繰入額	14	13	28
貸出金償却	-	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-	-
償却債権取立益	-	-	-

- (注) 1. 金融再生法開示債権に係る費用を計上しております。
 2. 金額が損失又は費用には を付しております。

国内・国際別の資金利益等(単体)

当行は、銀行業の単一セグメントであり、海外店や海外に本店を有する子会社(以下「海外子会社」)を有しておりませんが、円建の取引を「国内業務部門」、外貨建取引を「国際業務部門」に帰属させ(ただし、円建の対非居住者取引は「国際業務部門」に含む。)、各々の収益・費用を計上した結果、国内業務部門・国際業務部門別の資金利益等は次のとおりとなりました。

当事業年度は、国内業務部門においては、資金利益は5,497億円、役務取引等利益は1,285億円、その他業務利益は31億円となりました。

国際業務部門においては、資金利益は4,270億円、役務取引等利益は3億円、その他業務利益は2,053億円となりました。

この結果、国内業務部門、国際業務部門の相殺消去後の合計は、資金利益は9,768億円、役務取引等利益は1,288億円、その他業務利益は2,084億円となりました。

イ. 国内業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	637,925	549,737	88,187
資金運用収益	752,825	629,096	123,729
うち国債利息	523,311	428,156	95,154
資金調達費用	114,900	79,358	35,541
役務取引等利益	106,007	128,540	22,533
役務取引等収益	137,906	159,951	22,045
役務取引等費用	31,898	31,410	487
その他業務利益	4,397	3,164	1,233
その他業務収益	7,627	6,217	1,409
その他業務費用	3,229	3,052	176

ロ．国際業務部門

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	378,200	427,083	48,882
資金運用収益	700,201	789,429	89,227
うち外国証券利息	698,775	787,476	88,701
資金調達費用	322,000	362,345	40,344
役務取引等利益	754	350	403
役務取引等収益	888	613	275
役務取引等費用	134	262	127
その他業務利益	199,748	205,333	5,585
その他業務収益	221,445	206,671	14,774
その他業務費用	21,697	1,337	20,359

ハ．合計

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金利益	1,016,126	976,821	39,304
資金運用収益	1,357,985	1,318,014	39,971
資金調達費用	341,859	341,193	666
役務取引等利益	106,761	128,891	22,129
役務取引等収益	138,794	160,564	21,770
役務取引等費用	32,032	31,673	359
その他業務利益	204,145	208,497	4,351
その他業務収益	228,925	212,888	16,037
その他業務費用	24,779	4,390	20,388

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前事業年度5,298百万円、当事業年度5,441百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額等は下表のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
国内業務部門・資金運用収益	95,041	100,511
国際業務部門・資金調達費用	95,041	100,511
国内業務部門・その他業務費用	147	-
国際業務部門・その他業務収益	147	-

国内・国際別資金運用 / 調達の状況(単体)

当事業年度の資金運用勘定の平均残高は203兆5,900億円、利回りは0.64%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は196兆2,173億円、利回りは0.17%となりました。

国内・国際別に見ますと、国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は198兆263億円、利回りは0.31%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は190兆6,957億円、利回りは0.04%となりました。

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は63兆3,669億円、利回りは1.24%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は63兆3,247億円、利回りは0.57%となりました。

イ．国内業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	194,710,207	752,825	0.38	198,026,308	629,096	0.31	0.06
うち貸出金	6,090,997	12,072	0.19	4,947,212	11,056	0.22	0.02
うち有価証券	77,703,674	615,038	0.79	71,842,673	492,509	0.68	0.10
うち預け金等	49,543,054	30,905	0.06	52,928,370	28,874	0.05	0.00
資金調達勘定	187,129,472	114,900	0.06	190,695,746	79,358	0.04	0.01
うち貯金	181,227,650	80,834	0.04	183,018,232	55,096	0.03	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	6,057,199	1,013	0.01	229,198	229	0.10	0.08

- (注) 1. 「国内業務部門」は円建取引であります。
2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,730,010百万円、当事業年度2,483,454百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,730,010百万円、当事業年度2,483,454百万円)及び利息(前事業年度3,933百万円、当事業年度1,744百万円)を控除しております。
3. 預け金等は、譲渡性預け金、日銀預け金、コールローン、買入金銭債権であります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。
4. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「ロ．国際業務部門」「八．合計」においても同様であります。

ロ．国際業務部門

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	59,119,568	700,201	1.18	63,366,957	789,429	1.24	0.06
うち貸出金	5,000	20	0.41	10,868	57	0.52	0.10
うち有価証券	59,005,163	698,775	1.18	63,239,883	787,476	1.24	0.06
うち預け金等	8,801	164	1.86	1,263	29	2.35	0.49
資金調達勘定	58,418,073	322,000	0.55	63,324,744	362,345	0.57	0.02
うち債券貸借取引 受入担保金	2,619,354	59,283	2.26	2,240,788	49,376	2.20	0.05

- (注) 1. 「国際業務部門」は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引については、「国際業務部門」に含めております。
2. 当行は、海外店及び海外子会社を有しておりません。
3. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度247,597百万円、当事業年度646,071百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度247,597百万円、当事業年度646,071百万円)及び利息(前事業年度1,364百万円、当事業年度3,696百万円)を控除しております。

八．合計

種類	前事業年度			当事業年度			増減
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (A)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	利回り (%) (B)	利回り (%) (B) - (A)
資金運用勘定	200,414,539	1,357,985	0.67	203,590,095	1,318,014	0.64	0.03
うち貸出金	6,095,997	12,093	0.19	4,958,081	11,113	0.22	0.02
うち有価証券	136,708,838	1,313,813	0.96	135,082,556	1,279,986	0.94	0.01
うち預け金等	49,551,855	31,069	0.06	52,929,633	28,904	0.05	0.00
資金調達勘定	192,132,309	341,859	0.17	196,217,319	341,193	0.17	0.00
うち貯金	181,227,650	80,834	0.04	183,018,232	55,096	0.03	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	8,676,554	60,297	0.69	2,469,986	49,605	2.00	1.31

(注) 1. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、資金運用勘定は金銭の信託の平均残高(前事業年度2,977,608百万円、当事業年度3,129,526百万円)を控除し、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前事業年度2,977,608百万円、当事業年度3,129,526百万円)及び利息(前事業年度5,298百万円、当事業年度5,441百万円)を控除しております。

2. 「国内業務部門」「国際業務部門」間の内部取引による相殺消去額は下表のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)	平均残高 (百万円)	利息 (百万円)
国内業務部門・資金運用勘定	53,415,236	95,041	57,803,170	100,511
国際業務部門・資金調達勘定	53,415,236	95,041	57,803,170	100,511

役務取引等利益の状況(単体)

当事業年度の役務取引等利益は、為替・決済関連手数料の増加を主因に、前事業年度比221億円増加の1,288億円となりました。

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
役務取引等利益	106,761	128,891	22,129
為替・決済関連手数料	61,265	79,487	18,222
A T M関連手数料	14,539	19,095	4,555
投資信託関連手数料	22,219	21,764	454
その他	8,736	8,543	193

(参考) 投資信託の取扱状況(約定ベース)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
販売金額	891,075	691,496	199,578
純資産残高	2,285,947	2,301,781	15,834

(3) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は前連結会計年度末比1兆9,367億円増加の210兆9,108億円となりました。主要勘定については、有価証券は前連結会計年度末比1兆9,340億円減少の135兆2,045億円、貸出金は前連結会計年度末比3,356億円減少の4兆9,617億円となりました。貯金残高は安定的に推移し、前連結会計年度末比2兆48億円増加の183兆19億円となりました。

株主資本が前連結会計年度末比860億円増加、その他の包括利益累計額が前連結会計年度末比2兆4,500億円減少し、純資産は9兆32億円となりました。株主資本のうち、利益剰余金は2兆5,638億円となりました。

預金残高の状況(単体)

当事業年度末の貯金残高は、安定的に推移し、前事業年度末比2兆55億円増加の183兆47億円となりました。

預金の種類別残高(未残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減 金額(百万円) (B) - (A)
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	
預金合計	180,999,134	100.00	183,004,733	100.00	2,005,599
流動性預金	79,959,377	44.17	87,567,568	47.84	7,608,191
振替貯金	16,143,580	8.91	7,712,325	4.21	8,431,254
通常貯金等	63,410,139	35.03	79,346,271	43.35	15,936,131
貯蓄貯金	405,656	0.22	508,971	0.27	103,315
定期性預金	100,927,190	55.76	95,298,907	52.07	5,628,282
定期貯金	7,096,334	3.92	5,225,651	2.85	1,870,683
定額貯金	93,830,855	51.84	90,073,256	49.21	3,757,598
その他の預金	112,566	0.06	138,256	0.07	25,689
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	180,999,134	100.00	183,004,733	100.00	2,005,599

預金の種類別残高(平残・構成比)

種類	前事業年度		当事業年度		増減 金額(百万円) (B) - (A)
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	
預金合計	181,227,650	100.00	183,018,232	100.00	1,790,581
流動性預金	77,640,495	42.84	84,703,007	46.28	7,062,512
振替貯金	15,616,526	8.61	7,706,034	4.21	7,910,492
通常貯金等	61,624,216	34.00	76,527,985	41.81	14,903,769
貯蓄貯金	399,752	0.22	468,987	0.25	69,234
定期性預金	103,344,557	57.02	98,087,845	53.59	5,256,712
定期貯金	7,891,098	4.35	6,208,331	3.39	1,682,766
定額貯金	95,453,459	52.67	91,879,514	50.20	3,573,945
その他の預金	242,596	0.13	227,378	0.12	15,218
譲渡性預金	-	-	-	-	-
総合計	181,227,650	100.00	183,018,232	100.00	1,790,581

(注) 1. 「通常貯金等」= 通常貯金 + 特別貯金(通常郵便貯金相当)

2. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」に相当するものであります。「定額貯金」は「その他の預金」に相当するものであります。「定期性預金」に含めております。

3. 特別貯金(通常郵便貯金相当)は郵政管理・支援機構からの預り金のうち、同機構が日本郵政公社から承継した定期郵便貯金、定額郵便貯金、積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金に相当する郵便貯金で満期となったものなどであります。

4. 上記の通常貯金、定期性預金は、「第1 企業の概況 3 事業の内容(参考) (2) 預入限度額」に記載の郵政民営化法における預入限度額規制上の区分とは異なります。

資産運用の状況(未残・構成比)(単体)

当事業年度末の運用資産のうち、国債は53.6兆円、その他の証券は65.6兆円となりました。

種類	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
預け金等	50,674,248	24.60	51,485,414	24.80	811,165
コールローン	400,000	0.19	1,040,000	0.50	640,000
買現先勘定	8,368,139	4.06	9,731,897	4.68	1,363,758
債券貸借取引支払保証金	-	-	112,491	0.05	112,491
金銭の信託	3,990,780	1.93	4,549,736	2.19	558,956
うち国内株式	2,141,784	1.03	1,859,682	0.89	282,101
うち国内債券	1,195,685	0.58	1,419,008	0.68	223,323
有価証券	137,135,264	66.57	135,198,460	65.14	1,936,804
国債	58,356,567	28.33	53,636,113	25.84	4,720,454
地方債	6,383,964	3.09	5,986,349	2.88	397,615
短期社債	220,998	0.10	806,975	0.38	585,976
社債	9,574,857	4.64	9,108,252	4.38	466,605
株式	99,286	0.04	3,255	0.00	96,030
その他の証券	62,499,590	30.34	65,657,514	31.63	3,157,924
うち外国債券	22,035,528	10.69	23,706,870	11.42	1,671,341
うち投資信託	40,433,941	19.63	41,901,017	20.19	1,467,075
貸出金	5,297,424	2.57	4,961,733	2.39	335,691
その他	109,366	0.05	439,879	0.21	330,512
合計	205,975,224	100.00	207,519,613	100.00	1,544,388

(注) 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権であります。

評価損益の状況(未残)(単体)

当事業年度末の評価損益(その他目的)は、ヘッジ考慮後で 1,020億円(税効果前)となりました。

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B) - (A)	
	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価損益 (百万円)
満期保有目的の債券	27,242,577	793,192	24,170,708	490,838	3,071,869	302,354

	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B) - (A)	
	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)	貸借対照表 計上額 /想定元本 (百万円)	評価損益 /ネット繰延 損益 (百万円)
その他目的	114,193,457	3,517,294	115,936,195	370,622	1,742,738	3,146,671
有価証券	110,241,967	2,128,583	111,386,459	751,571	1,144,491	2,880,154
国債	33,340,646	1,167,684	32,597,964	794,222	742,682	373,461
外国債券	22,003,095	637,751	23,706,870	429,425	1,703,774	208,326
投資信託	40,433,941	184,918	41,901,017	2,040,416	1,467,075	2,225,334
その他	14,464,284	138,229	13,180,607	65,196	1,283,676	73,032
時価ヘッジ効果額		266,443		308,341		41,897
金銭の信託	3,951,489	1,122,266	4,549,736	813,852	598,246	308,413
国内株式	2,141,784	1,106,458	1,859,682	816,565	282,101	289,892
その他	1,809,705	15,808	2,690,053	2,713	880,348	18,521
デリバティブ取引 (繰延ヘッジ適用分)	14,366,189	89,879	16,340,330	472,705	1,974,140	382,826
評価損益合計 + + +		3,427,414		102,083		3,529,498

(注) 「有価証券」には、有価証券のほか、現金預け金中の譲渡性預け金、買入金銭債権を含んでおります。

業種別貸出金残高の状況(未残・構成比)(単体)

業種別	前事業年度		当事業年度		増減
	金額(百万円) (A)	構成比(%)	金額(百万円) (B)	構成比(%)	金額(百万円) (B) - (A)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	5,292,424	100.00	4,942,412	100.00	350,012
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	-	-
製造業	15,519	0.29	43,524	0.88	28,005
電気・ガス等、情報通信業、運輸業	115,517	2.18	108,064	2.18	7,453
卸売業、小売業	37,289	0.70	31,155	0.63	6,133
金融・保険業	930,873	17.58	773,676	15.65	157,196
建設業、不動産業	2,000	0.03	12,983	0.26	10,983
各種サービス業、物品賃貸業	37,695	0.71	48,437	0.98	10,741
国、地方公共団体	3,997,677	75.53	3,782,410	76.52	215,267
その他	155,851	2.94	142,159	2.87	13,691
国際及び特別国際金融取引勘定分	5,000	100.00	19,321	100.00	14,321
政府等	-	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-	-
その他	5,000	100.00	19,321	100.00	14,321
合計	5,297,424		4,961,733		335,691

- (注) 1. 「国内」とは本邦居住者に対する貸出、「国際」とは非居住者に対する貸出であります。
2. 当行は、海外店及び海外子会社を有していません。
3. 「金融・保険業」のうち郵政管理・支援機構向け貸出金は、前事業年度末640,676百万円、当事業年度末439,734百万円であります。

(参考) リスク管理債権(未残)(単体)

	前事業年度 (億円)(A)	当事業年度 (億円)(B)	増減(億円) (B) - (A)
破綻先債権	-	-	-
延滞債権	-	0	0
3カ月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-
合計	-	0	0

(4) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比4兆566億円増加の2兆9,359億円、投資活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比4兆5,010億円減少の1兆7,873億円、財務活動によるキャッシュ・フローは前連結会計年度比6億円増加の1,822億円となりました。その結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比9,665億円増加の51兆6,002億円となりました。

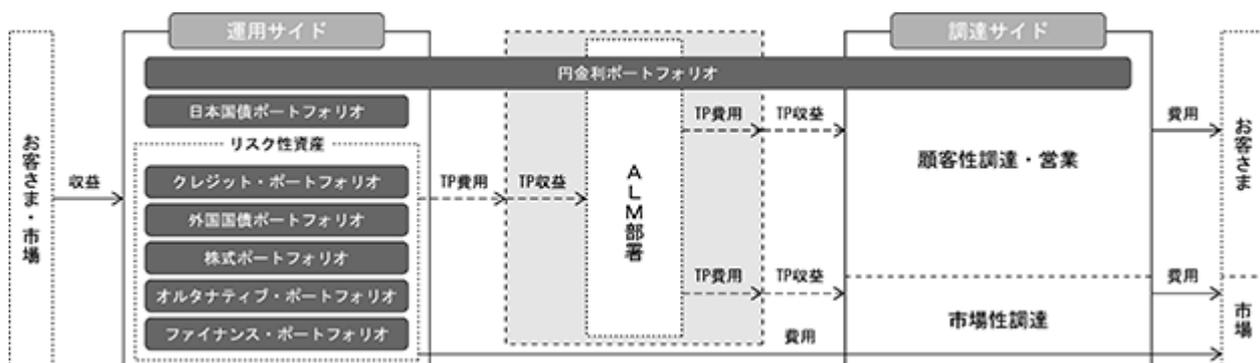
(5) 資本の財源及び資金の流動性

当面の設備投資及び株主還元などは自己資金で賄う予定であります。

また、当行グループは、正確な資金繰りの把握及び資金繰りの安定に努めるとともに、適切なリスク管理態勢の構築を図っております。有価証券等の運用については、大部分をお客さまからお預かりした貯金にて調達するとともに、必要に応じて外貨建てを中心に、売現先取引や債券貸借取引等による資金調達を行っております。

(参考) ポートフォリオの状況

1. ポートフォリオの概要



当行は、ALM(資産・負債の総合管理)の枠組みとして7つのポートフォリオを設け、当行の内部規程に基づく管理会計により管理しております。上図は、その概要をイメージ図として重要性の観点から簡略化して記載しております。(なお、ALMとは、有価証券等の資産や貯金等の負債の金利・期間を把握し、将来の金利変動等を予測した上で、市場・信用・流動性等のリスクを管理しつつ、収益の確保を図る管理手法です。)

円金利ポートフォリオ(日本国債ポートフォリオを含む。)

主に円金利リスクを取得・管理するポートフォリオです。日本国債、政府保証債、短期運用資産等の運用サイドに加え、調達サイド(貯金等)も含めて、円金利リスクを管理します。

日本国債ポートフォリオ

円金利ポートフォリオの内、運用サイド(短期運用資産等を除く。)を特に日本国債ポートフォリオと呼びます。

クレジット・ポートフォリオ

主に信用リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には国内外の地方債、社債等が含まれます。

外国国債ポートフォリオ

主に外貨金利リスク、為替変動リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には、外国国債等が含まれます。

株式ポートフォリオ

主に株価変動リスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産には株式及び株式関連デリバティブ等が含まれます。

オルタナティブ・ポートフォリオ

主にオルタナティブ資産に係るリスクを取得・管理するポートフォリオで、対象資産にはプライベートエクイティファンド、不動産ファンド等が含まれます。

ファイナンス・ポートフォリオ

主に貸付に係る信用リスクを取得・管理するポートフォリオで、地方公共団体向け貸付(郵政管理・支援機構向け貸出金を含む。)、法人向け貸付、地域活性化ファンド等への投資を実施します。

ポートフォリオ間の内部資金取引には、市場金利等をベースにした仕切りレートを、トランスファー・プライス(以下「TP」)として設定しております。

ポートフォリオ別資産の概要、期末残高

(単位：億円)

	2019年3月31日	2020年3月31日
円金利リスク資産(注1)	1,168,232	1,139,569
短期資産	553,631	571,866
国債・政府保証債	614,600	567,703
リスク性資産(注2)	819,314	848,705
地方債	63,839	59,863
社債等	78,654	75,944
外国証券等	601,210	634,023
貸出金	22,168	22,917
金銭の信託(株式)等	24,155	22,860
戦略投資領域(注3)	29,285	33,096

(注) 1. 円金利ポートフォリオから調達サイド(貯金等)を除いたものとなります。

2. クレジット・ポートフォリオ、外国国債ポートフォリオ、株式ポートフォリオ、オルタナティブ・ポートフォリオ、ファイナンス・ポートフォリオの合計となります。

3. 戦略投資領域は、オルタナティブ資産(プライベートエクイティファンド、不動産ファンド(エクイティ)等)、不動産ファンド(デット)、ダイレクトレンディングファンドであります。

2. ポートフォリオ別平残・損益の概要

(単位：平残/兆円、損益/億円)

	2018年度		2019年度	
	平残	損益	平残	損益
全体	198.4	3,635	197.4	3,767
円金利ポートフォリオ	117.9	4,203	114.0	4,805
顧客性調達・営業		7,215		7,743
運用等		3,011		2,937
リスク性資産	80.4	7,839	83.4	8,573

(注) ポートフォリオ別平残は、期首残高と期末残高の平均であります。

ポートフォリオ別損益は、以下により算出しており、各ポートフォリオの損益の合計は当行の経常利益に概ね一致します。

損益 = 資金収支等(資金運用に係る収益から資金調達に係る費用を除いたもの(売却損益等を含む)) + 役務取引等収支(役務取引等収益 - 役務取引等費用) - 経費(損益計算書上の営業経費に相当)

資金収支等は、社外との実際の取引、社内の内部取引(TPを設定)を、各ポートフォリオに帰属させ、その収益・費用を計上しております。例えば、円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)には、貯金で調達した資金を同期間の国債で運用した利鞘等を、リスク性資産には、国債レート(TP)の社内取引で調達した資金を同期間の社債等で運用した利鞘(信用スプレッド)等を、計上しております。

役務取引等に係る収益・費用は、大部分が為替・決済業務や投資信託販売手数料などサービス・商品販売に係る手数料とその費用であり、主に円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)に計上しております。

経費は、以下により各ポートフォリオに帰属させていますが、そのほとんどは円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)に計上しております。

各ポートフォリオに直接帰属させることが可能な経費

ア 特定のポートフォリオと関係の深い部署の経費は、当該ポートフォリオに賦課

イ 複数のポートフォリオと関係の深い部署の経費は、業務に従事する社員数等に応じて各ポートフォリオに配賦

各ポートフォリオに直接帰属させることができない経費

各ポートフォリオの業務に従事する社員数に応じて配賦

以上により算出したポートフォリオ別損益を概観しますと、国債等の歴史的な低金利の継続を反映して、円金利ポートフォリオ(顧客性調達・営業)がALM部署から受取るTP収益が低下する一方、貯金調達レートの低下余地は限定的で、当行全体の経費のほとんどが賦課されることから、円金利ポートフォリオの損益は赤字となっております。しかし、国内金利が平常化していく局面では、基本的には収益の回復が期待されます(詳細は、「2 事業等のリスク (2) 市場リスク 金利リスク」をご参照ください。)。一方、外国証券等に運用を拡大・多様化してきたリスク性資産の収益は増加してきており、歴史的な低金利の下で、ポートフォリオ全体の収益確保に貢献しております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2020年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	15.58
2. 連結における自己資本の額	89,420
3. リスク・アセット等の額	573,908
4. 連結総所要自己資本額	22,956

(注) 連結総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2020年3月31日
1. 単体自己資本比率(2/3)	15.55
2. 単体における自己資本の額	89,325
3. リスク・アセット等の額	574,072
4. 単体総所要自己資本額	22,962

(注) 単体総所要自己資本額は、上記3.に記載しているリスク・アセット等の額に4%を乗じた額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

(3) 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

(4) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記(1)から(3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	0
要管理債権	-	-
正常債権	53,816	51,116

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行が連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは、次のとおりであります。

金融商品の時価評価

当行及び連結子会社における時価で測定される金融商品の残高は多額であり、経営成績等に対する影響が大きいため、金融商品の時価は会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、比準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格、投資信託の受益証券については基準価額を時価としております。また、デリバティブ取引については取引所の価格、割引現在価値による算定価格等を時価としております。

当行の経営者は、金融商品の時価評価に用いた会計上の見積りの仮定は合理的であると判断しております。ただし、一部の金融商品の時価算定には一定の前提条件を採用しているため、予測不能な前提条件の変化により、金融商品の評価に関する見積りが変動する可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う金融市場の混乱が継続する場合、金融商品の時価算定における一定の前提条件に影響が及び、翌年度の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 銀行窓口業務契約(2012年10月1日締結)(期間の定めのない契約)

日本郵便株式会社は、日本郵便株式会社法により、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保険の役務を、利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国で公平に利用できるようにするユニバーサルサービス義務を、日本郵政株式会社とともに負っています。このうち簡易な貯蓄、送金・債権債務の決済の役務の業務を、銀行代理業として提供するために、日本郵便株式会社は、当行との間で銀行窓口業務契約を締結しており(日本郵便株式会社法第2条第2項、同法第4条第1項、同法第5条)、当行定款にもこの旨規定しております。

銀行窓口業務契約では、日本郵便株式会社が、当行を関連銀行として、ユニバーサルサービス(通常貯金、定額貯金、定期貯金、普通為替、定額小為替、通常払込み、電信振替)の銀行窓口業務を営むこととしております。

なお、本契約は、銀行窓口業務の健全・適切な運営確保の観点から特段の事由が生じた場合等を除き、当事者の合意がない限り解除できないものと定めております。

(2) 銀行代理業に係る業務の委託契約、金融商品仲介業に係る業務の委託契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、上記(1)の銀行窓口業務契約で定めたユニバーサルサービスに関する業務を含め、貯金の受払いや国債・投資信託の募集の取扱等の業務を委託するため、日本郵便株式会社との間で銀行代理業に係る業務の委託契約、金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結しております。

なお、本契約は、解除協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。また、銀行窓口業務に該当する業務については、銀行窓口業務契約に定めがある場合を除くほか、銀行代理業に係る業務の委託契約の定めるところによるものとしております。

(3) 郵便貯金管理業務の再委託契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵便株式会社との間で、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」)より受託した郵便貯金管理業務の一部について、日本郵便株式会社が郵便貯金管理業務を営むこととする再委託契約を締結しております。本契約は、以下(5)の契約と同様、解除協議の申入れより6か月経過後の通知により解除できるものと定めております。

(4) 委託手数料支払要領(2019年3月29日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵便株式会社との間で、上記(1)～(3)に係る業務の対価としての委託手数料の算定方法を定めた支払要領を締結し、日本郵便株式会社に対して委託手数料を支払っております。

2018年12月1日、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行されました。郵便局ネットワークの維持に要する費用は、従来、日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われておりましたが、当該費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、本法に基づき、2019年度から、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として、郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

これに伴い、日本郵便株式会社への委託業務に係る費用は、これまでの委託手数料から、交付金・拠出金と新たな委託手数料で賄うように見直しております。

具体的には、2019年度以降の委託手数料については、従来の算定方法を変更し、以下の算定方法により支払っております。

(基本委託手数料)

委託手数料は、「基本委託手数料(貯金、投資信託、送金決済等の事務に対する手数料)」と「営業・事務報奨」から構成されております。

基本委託手数料は、当行の管理会計により毎年算出した単位業務コストをベースに、日本郵便株式会社での取扱実績等に基づき、委託業務コストに見合う額を算出し、その前年度からの増減率を、前年度の基本委託手数料に乗じて算出しております。

なお、基本委託手数料は、「貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等」、「送金決済その他役務の提供事務等」毎に毎年、料率・単価を設定し、下表の式により支払っております。

委託手数料の項目	支払額の算出式
貯金や投資信託等の預かり資産に係る事務等	平均総預かり資産残高 × 料率
送金決済その他役務の提供事務等	取扱件数 × 単価

(注) 「平均総預かり資産残高」とは、貯金平均残高と投資信託平均残高の合計値です。また、「平均総預かり資産残高」及び「取扱件数」は、日本郵便株式会社の月次の取扱実績によるものであります。なお、本要領は、上記(1)～(3)の契約すべてを解除するまで、効力を有するものと定めております。

2019年度の基本委託手数料は、前年度の基本委託手数料が算定方法を変更する前であり、乗じる対象がないため、委託業務コストに見合う額から交付金で賄われる部分を除いて算出してあります。

(営業・事務報奨)

営業目標達成や事務品質向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を支払っております。

(参考：2018年度までの算定方法)

当行の管理会計により毎年算出した単位業務コストに日本郵便株式会社での取扱実績を乗じて委託業務コストに見合う額を算出し、その中から、郵便局ネットワークの確保のために、郵便局維持に係るコスト(日本郵便株式会社の管理会計による当行委託業務配賦分)を「窓口基本手数料」としておりました。また、残額について、「貯金の預払事務等」、「送金決済その他役務の提供事務等」、「資産運用商品の販売事務等」毎に毎年、料率・単価を算出し、下表の式により支払うこととしておりました。

併せて、営業目標達成や事務品質向上を確保するため、成果に見合った「営業・事務報奨」を支払うこととしておりました。

委託手数料の項目	支払額の算出式
貯金の預払事務等	平均貯金残高 × 料率
送金決済その他役務の提供事務等	取扱件数 × 単価
資産運用商品の販売事務等	販売額 × 料率 平均投信残高 × 料率

(注) 「平均貯金残高」「取扱件数」「販売額」「平均投信残高」は、日本郵便株式会社の月次の取扱実績によるものであります。

(参考：委託手数料・拠出金の推移)

(単位：百万円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
委託手数料	609,431	612,465	598,116	600,661	369,716
拠出金	-	-	-	-	237,820
合計	609,431	612,465	598,116	600,661	607,536

(注) 1. 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2019年度から、日本郵便株式会社への交付金の原資となる拠出金を、郵政管理・支援機構に拠出してあります。
2. 2019年度の委託手数料(3,697億円)の内訳は、総預かり資産1,770億円、送金等1,522億円、営業・事務報奨404億円であります。

(5) 郵便貯金管理業務委託契約、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法及び郵政民営化法の規定に基づく貯金に関する契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、郵政管理・支援機構との間で郵政管理・支援機構の業務である郵便貯金管理業務(日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理に関する業務等)の一部(払戻し、利息支払い等)について、業務委託契約を締結し委託を受けております。

また、当行は、郵政管理・支援機構との間で郵便貯金資産(郵便貯金管理業務の経理を区分する郵便貯金勘定に属する資産)の運用のための貯金(特別貯金)に関する契約を締結しております。本契約は、当行の国債等の安全資産保有額が特別貯金の合計額を下回ってはならないこと、また、特別貯金残高を基準として定める額以上の国債・地方債等を担保として郵政管理・支援機構に提供することを定めております。

なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法上、郵便貯金管理業務委託契約の変更又は解除には、総務大臣の認可が必要とされております。

(6) 郵政管理・支援機構の借入金に関する契約(2007年9月12日締結)(期間の定めのない契約)

郵便貯金の預金者・地方公共団体に対し郵政管理・支援機構が保有する貸付債権のバックファイナンスとして、当行は、郵政管理・支援機構との間でその総額に相当する額について、当行からの借入金として郵政管理・支援機構が債務を負うものとする契約を締結しております。

(7) 日本郵政グループ協定、日本郵政グループ運営に関する契約(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ各社の相互の連携・協力、シナジー効果の発揮が、グループ各社、ひいては日本郵政グループ全体の価値を向上させることに鑑み、グループ共通の理念・方針等のグループ運営に係る基本的事項を定め、円滑なグループ運営に資することを目的とした日本郵政グループ協定を締結しております。

この協定を受け、当行は、日本郵政株式会社との間で、日本郵政グループ運営に関する契約等を締結し、グループ運営の重要事項を、同社との事前協議事項(経営理念・経営方針、中期経営計画・年度事業計画の策定・変更等)、同社への報告事項(月次の貸借対照表・損益計算書等)としておりますが、同社は当行の意思決定を妨げ又は拘束しない旨、明定しております。更に、上記協定では、当行を含む同社の事業子会社は、日本郵政グループに属する利益を活用し、自主的・自律的な経営を行う旨、また、この旨を踏まえた上で、同社と日本郵便株式会社が、郵政民営化法第7条の2が規定する基本的な役務(いわゆるユニバーサルサービス)を確保するに当たり、グループとしての総合力を発揮できるよう相互に連携する旨、定めております。

これらの協定・契約等は、当行又は株式会社かんぽ生命保険のいずれかが、それぞれ上記(1)の銀行窓口業務契約又は日本郵便株式会社法第2条第3項に定める保険窓口業務契約を解除するまで存続する旨、また、両社のいずれかが日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、必要な見直しを行う旨、定めております。

(8) 日本郵政グループ商標管理協定、グループ商標管理契約(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

当行は、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループのブランド価値の維持・向上を目的とした商標管理協定、日本郵政株式会社との間で商標管理契約を締結しております。

これらの協定・契約に基づき、当行は日本郵政株式会社が一元的に管理(商標権の取得等)する「ゆうちょ」等の商標の使用を許諾されており、本協定・契約は、上記(7)の日本郵政グループ協定が存続する間存続し、同協定を見直した場合は必要な見直しをする旨、定めております。

(9) ブランド価値使用料の算定及び支払に関する覚書(2015年3月31日締結)(期間の定めのない契約)

上記(7)の契約に基づき、当行は、日本郵政株式会社に対し2015年度から、日本郵政グループに属することによる利益の対価として、ブランド価値使用料を支払っており、本覚書は当該使用料の算定方法を定めております。

ブランド価値使用料は、「ゆうちょ」等の商標使用料を含んでおり、他の企業グループでの例も参考に、当行が日本郵政グループのブランド力から利益を受ける代表的な業績指標に、当行と日本郵政株式会社が協議し合意した料率を乗じて、各事業年度の支払い総額を算出しております。具体的には、前事業年度の平均貯金残高に0.0023%を乗じた額としております。

上記の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしております。

(参考：ブランド価値使用料の推移)

(単位：百万円)

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
4,088	4,091	4,123	4,148	4,169

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1 【設備投資等の概要】

当行において、お客さまの利便性向上と業務の効率化推進のために、ゆうちょ総合情報システムの開発等を行ったこと等により、当連結会計年度の設備投資の総額は24,325百万円となりました。

なお、当連結会計年度における設備の除却、売却等については、重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定資産	合計	従業員数 (人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
本社 ほか43箇所	東京地区	店舗等	1,740.47 (140.00)	33,430	13,811	2,919	50,161	2,975 [228]
札幌支店 ほか9箇所	北海道地区	店舗等	-	-	207	1,836	2,044	279 [44]
仙台支店 ほか16箇所	東北地区	店舗等	10,091.69	1,216	1,015	2,890	5,123	435 [38]
さいたま支店 ほか78箇所	関東地区 (東京地区を 除く。)	店舗等	14,703.35	1,000	2,846	5,602	9,450	1,797 [188]
長野支店 ほか8箇所	信越地区	店舗等	-	-	118	1,587	1,705	266 [22]
金沢支店 ほか7箇所	北陸地区	店舗等	-	-	114	1,089	1,204	197 [24]
名古屋支店 ほか27箇所	東海地区	店舗等	-	-	584	3,163	3,747	709 [65]
大阪支店 ほか50箇所	近畿地区	店舗等	-	-	1,245	4,355	5,600	1,314 [133]
広島支店 ほか16箇所	中国地区	店舗等	-	-	277	2,788	3,066	461 [50]
松山支店 ほか10箇所	四国地区	店舗等	-	-	168	1,495	1,664	275 [26]
熊本支店 ほか20箇所	九州地区	店舗等	-	-	447	3,990	4,438	646 [60]
那覇支店 ほか2箇所	沖縄地区	店舗等	-	-	143	370	514	108 [27]
東京貯金事務 センター ほか16センター	関東地区 ほか	事務センタ ーほか	187,518.92	31,603	57,911	14,088	103,603	3,015 [2,960]

(注) 1. 「店舗名その他」の箇所数には、当行の無人出張所(7,254箇所)及び国内代理店(23,647箇所)の数を含めておりません。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、賃借している建物等も含めた当行の設備の年間賃借料の合計は11,956百万円であります。

3. 他の者に貸与している当行の設備の年間賃借料の合計は2,246百万円であります。

4. 建物には建物付属設備を含んでおります。

5. その他の有形固定資産の主なもの、事業用動産(ATM等)45,288百万円あります。

6. 上記のほか、無形固定資産(ソフトウェア等)47,114百万円あります。

7. 従業員数は、当行から社外への出向者を含んでおらず、社外から当行への出向者を含んでおります。また、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)は、[]内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外書きで記載しております。

(2) 国内子会社

連結財務諸表における子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額(注) (百万円)		資金調達 方法	着手 年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
当行	営業店		更改	A T M (2019～2023年度)	23,486	27	自己資金	2020年 1月	2024年 3月
	営業店		更改	紙幣硬貨入出金機	36,924	28,886	自己資金	2016年 4月	2021年 6月
	事務 センター	兵庫県 伊丹市	移転	大阪貯金事務センター	11,882	4,245	自己資金	2018年 4月	2020年 10月
			更改	ゆうちょ総合情報システ ム(2023年度)	42,944		自己資金	2020年 3月	2023年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 除却等

記載すべき重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000,000
計	18,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月18日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,500,000,000	4,500,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式で、単元株式数は100 株であります。
計	4,500,000,000	4,500,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年8月1日 (注1)	4,350,000,000	4,500,000,000		3,500,000		4,296,285
2018年7月31日 (注2)		4,500,000,000		3,500,000	796,285	3,500,000

(注) 1. 2015年8月1日に実施した、普通株式1株につき30株の割合で行った株式分割によるものであります。
2. 2018年6月19日開催の定時株主総会決議により、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えたものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	86	28	2,577	533	335	433,783	437,343	
所有株式数(単元)	27	1,065,556	116,446	33,500,155	807,381	2,081	9,507,828	44,999,474	52,600
所有株式数の割合(%)	0.00	2.36	0.25	74.44	1.79	0.00	21.12	100.00	

(注) 1. 自己株式750,524,955株は、「個人その他」に7,505,249単元、「単元未満株式の状況」に55株含まれております。
2. 「金融機関」欄には、株式給付信託が所有する株式が6,825単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3-1	3,337,032,700	88.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11-3	33,597,800	0.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	18,066,900	0.48
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1 品川インターシティA棟)	13,428,758	0.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8-11	11,710,900	0.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8-11	11,384,600	0.30
ゆうちょ銀行社員持株会	東京都千代田区大手町二丁目3-1	9,237,300	0.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15-1 品川インターシティA棟)	6,094,086	0.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8-11	5,823,900	0.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8-11	5,279,300	0.14
計		3,451,656,244	92.05

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 750,524,900		権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,749,422,500	37,494,225	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 52,600		
発行済株式総数	4,500,000,000		
総株主の議決権		37,494,225	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託が保有する当行株式682,500株(議決権6,825個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式55株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社ゆうちょ銀行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番2号	750,524,900		750,524,900	16.67
計		750,524,900		750,524,900	16.67

(注) 上記自己名義所有株式数には、株式給付信託が保有する当行株式(682,500株)を含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、2015年12月24日開催の当行報酬委員会において、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度(以下本 において「本制度」)を新たに導入することを決定し、2016年4月27日開催の同委員会において詳細を決定いたしました。

(a) 本制度の概要

本制度は、当行執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にすることにより、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託(Board Benefit Trust)と称される仕組みを採用しています。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、当行執行役に対して、予め定める株式報酬規程に従って、当行株式及び一定割合の当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭(以下「当行株式等」)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、当行執行役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として当行執行役を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権は、行使しないものとします。

(b) 執行役に給付される予定の当行株式の総数

282,100株

(c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行執行役を退任した者のうち株式報酬規程に定める受益者要件を満たす者

管理社員に対する株式給付制度

当行は、2016年3月18日に、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員(以下「対象社員」)を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度(以下本 において「本制度」)を導入いたしました。

(a) 本制度の概要

本制度は、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的とするものであり、対象社員は当行株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

本制度は、株式給付信託(Employee Stock Ownership Plan)と称される仕組みを採用しています。株式給付信託とは、当行が拠出する金銭を原資として、当行株式が、信託を通じて株式市場から取得され、予め定める株式給付規程に基づき、対象社員に対して、毎年、業績等に応じてポイント(以下「株式交付ポイント」)が付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当行株式を交付する制度であります。

なお、本制度に基づく当行株式の交付については、内外の規制・ガイドライン等を踏まえ、3年間に亘る繰延交付を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みとなっております。

当行は原則として1事業年度ごとに、対象社員への給付を行うための株式の取得資金を、本信託に追加拠出することとし、2020年3月末日で終了する事業年度(以下「本対象期間」)の業績に応じて対象社員へ給付する株式の取得資金として、2020年5月19日において本信託に追加拠出したしました。

なお、当該信託の信託財産に属する当行株式に係る議決権は、信託管理人からの指図に基づき、行使いたしません。

(b) 本対象期間の業績に応じて対象社員への給付を行うために取得した当行株式の総数

326,900株

(c) 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当行株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	5	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	750,524,955	-	750,524,955	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数及び買増請求による売渡株式数は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式給付信託が保有する当行株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

現中期経営計画においては、「2021年3月期末までの間は1株当たり年間配当50円を確保し、安定的な1株当たり配当を目指すとともに、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討」という基本方針を掲げております。

なお、内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と財務体質の更なる強化のため、活用してまいります。

こうした基本方針の下、2020年3月期の普通株式1株当たりの年間配当につきましては、50円(うち中間配当25円、配当性向68.6%)といたしました。

当行の剰余金配当についての決定機関は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であります。また、当行は、取締役会決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

基本方針は前述のとおりであります。2021年3月期の配当金については、金融市場が当面、先行き不透明な状況にあり、市場動向次第で業績が大きく変動する可能性があることから、今後の業績動向を見極めつつ検討することとし、現時点では未定とさせていただきます。

また、当行は、中間配当及び期末配当にて年2回の剰余金の配当を行ってまいりましたが、今後の市場動向が不透明であることや、足許のその他有価証券評価差額金の状況を考慮して、2021年3月期の剰余金の配当については、期末配当の年1回とする方針です。

基準日が2020年3月期に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額
2019年11月14日 取締役会決議	93,736	25円00銭
2020年5月15日 取締役会決議	93,736	25円00銭

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

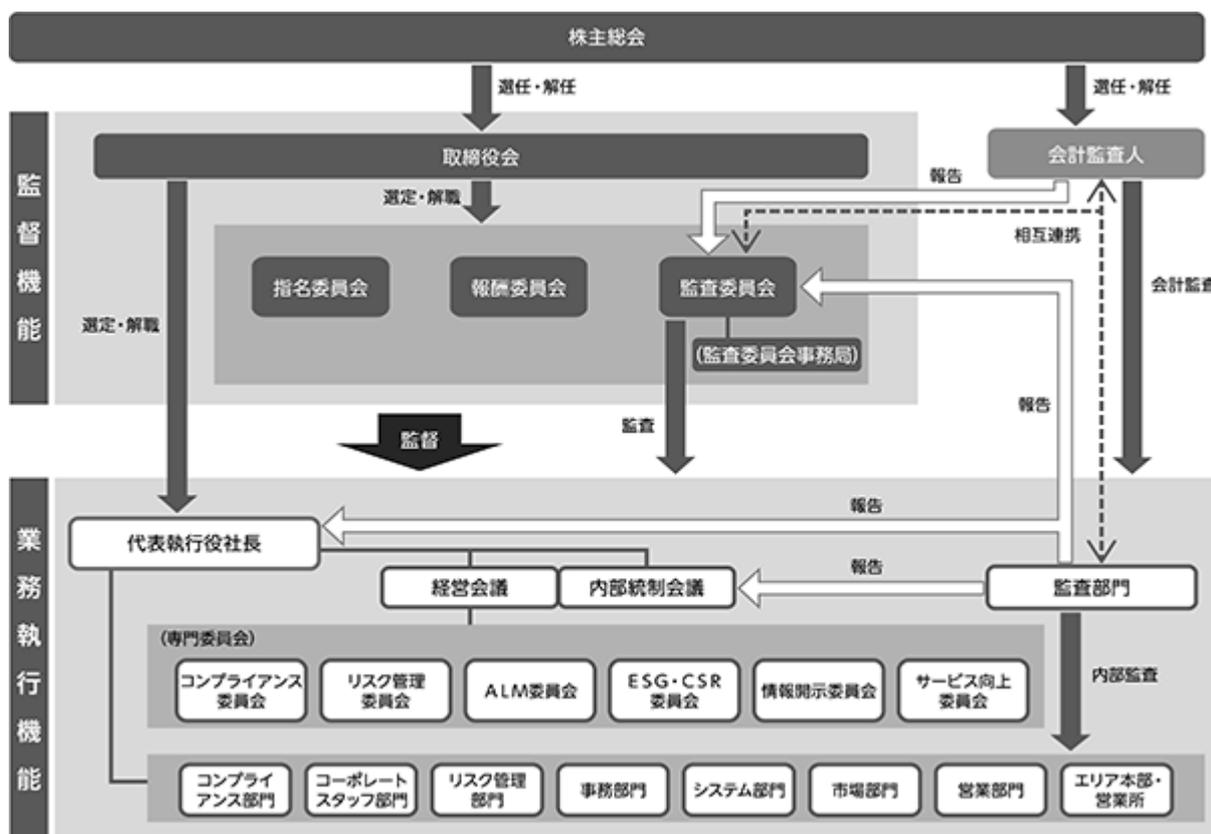
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- (a) 郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- (b) 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- (c) 株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- (d) 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行では、意思決定を迅速に行い、かつ、経営の透明性向上を図るため、指名委員会等設置会社の制度を採用しております。指名委員会、報酬委員会及び監査委員会を設置して、取締役会及び3委員会が経営を確実にチェックできる体制としております。



(a) 取締役会及び法定の3委員会

取締役会は、12名の取締役で構成されております。12名のうち2名は執行役を兼務する取締役で、8名は社外取締役であります。

取締役会のもとには、会社法によりその過半数を社外取締役で構成すると定められた法定の3委員会(指名委員会、報酬委員会、監査委員会)を設置し、取締役会とともに経営の監督機能を担っております。

指名委員会

取締役5名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役の選任及び解任に関する基準を決定します。また、株主総会に提出する取締役の選任又は解任に関する議案の内容を決定します。

〔委員長〕海輪 誠(社外取締役)

〔委員〕池田 憲人、増田 寛也、中鉢 良治(社外取締役)、竹内 敬介(社外取締役)

報酬委員会

取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、「執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を決定します。また、執行役及び取締役の個人別の報酬等の内容を決定します。

〔委員長〕中鉢 良治(社外取締役)

〔委員〕増田 寛也、池田 克朗(社外取締役)、竹内 敬介(社外取締役)

監査委員会

取締役5名(うち社外取締役4名)で構成し、執行役及び取締役の職務の執行の監査並びに監査報告書の作成をします。また、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

〔委員長〕池田 克朗(社外取締役)

〔委員〕小野寺 敦子、明石 伸子(社外取締役)、河村 博(社外取締役)、山本 謙三(社外取締役)

(b) 執行役、経営会議、内部統制会議、専門委員会及び執行役員

執行役は、取締役会により選任され、経営の業務執行機能を担っております。

代表執行役社長は、取締役会から委任された権限と責任を十分踏まえた業務の執行を行っております。企業統治に関して設置した取締役会及び法定の3委員会とは別に、業務執行上における意思決定に合理性及び適切性を確保するため、代表執行役社長の諮問機関として経営会議及び内部統制会議を設置し、業務の執行に関する重要な事項については経営会議において、法令等遵守などの内部統制に関する最重要事項については内部統制会議において、それぞれ協議を行っております。専門的な議論が必要な事項については、経営会議の諮問機関であるコンプライアンス委員会、リスク管理委員会、ALM委員会、ESG・CSR委員会、情報開示委員会、サービス向上委員会の専門委員会にて協議を行っております。

また、高度な専門的知識を用いて業務を執行する従業員として、執行役員の制度を設けております。

各専門委員会の役割は次のとおりであります。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス態勢、コンプライアンス・プログラムの策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

リスク管理委員会

リスク管理の枠組みに関する事項として、リスク管理態勢・運営方針の策定及びリスク管理の状況などに関する協議・報告を行います。

ALM委員会

ALMの基本計画・運営方針の策定や管理項目の設定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

ESG・CSR委員会

ESG・CSRの基本方針・活動計画の策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

情報開示委員会

情報開示の適正性・有効性を確保するため、情報開示に係る基本方針の策定や開示内容及び開示推進状況の協議・報告を行います。

サービス向上委員会

お客さま本位の業務運営に係る方針、お客さま本位の商品・サービス向上に係る計画の策定及びそれらの進捗状況などに関する協議・報告を行います。

内部統制システムの整備の状況

当行は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において決議しております。その内容は次のとおりであります。

(a) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ．経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人(以下「役職員」)が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- ロ．代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的で開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。
- ハ．コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定、定期的実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。
- ニ．役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- ホ．コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
- ヘ．社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- ト．当行が提供する商品・サービスが不正に利用される可能性があることに留意し、方針及び規程を定め、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢を整備する。
- チ．当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- リ．法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- ヌ．お客さま本位の業務運営の徹底のため、基本方針の制定、推進計画の策定、役職員への研修等を通じて、お客さま本位の良質な金融サービスを提供する態勢を整備する。
- ル．内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、内部統制会議、経営会議及び監査委員会に報告する。

(b) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ．リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ．リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ．経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

- (d) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的を開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
 - ロ．組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。
- (e) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
 - ロ．子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
 - ハ．グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。
- (f) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。
- (g) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項
- 監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- (h) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。
- (i) 監査委員会への報告に関する体制
- イ．執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
 - ロ．取締役(監査委員である取締役を除く。)及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
 - ハ．役職員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
 - ニ．監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- (j) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (k) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ．代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
 - ロ．内部監査部門は、内部監査計画を策定し、監査委員会の同意を得た上で代表執行役社長の決裁を受ける。また、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。

- 八．監査部門を担当する執行役及び監査企画部長の異動は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 二．監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- ホ．監査委員会は、その職務の執行にあたり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

リスク管理態勢の整備状況

当行は、各リスクカテゴリーを管理する部署を設けるとともに、全体のリスクを統合的に管理する機能の実効性を確保するため、各リスクカテゴリーを統合して管理する部署(リスク管理統括部)を、各業務部門からの独立性を確保した上で設置しております。

また、リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、ALM委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

新商品・新規業務の導入にあたっては、事前にリスク審査を行い、新商品・新規業務に関するリスクを適切に管理する態勢を整備しております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(a) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除することを基本方針としております。

(b) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

イ．社内規則の整備状況

当行は、上記基本方針に則り、具体的な内容を社内規則に定めております。

ロ．対応統括部署及び不当要求防止責任者

当行は、反社会的勢力との関係を遮断するための対応を統括する部署を定め、反社会的勢力対応に関する企画・管理等を行っております。また、不当要求防止責任者を本社・営業所等に配置し、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしております。

ハ．外部の専門機関との連携

当行は、営業所等が、暴力追放運動推進センターへの加入を通じ平素から警察等と連携を図るとともに、緊急時には警察への通報、弁護士への相談を必要に応じ行うなど、外部の専門機関と連携の上、反社会的勢力対応を行っております。

ニ．反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当行は、反社会的勢力対応の統括部署が、反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的に管理する態勢を構築しております。

ホ．対応マニュアルの整備状況

当行は、反社会的勢力への対応にあたり、具体的な対応態勢に係るマニュアルを定め、組織的かつ統一的な対応が図られるよう取組みを行っております。

ヘ．研修活動状況

当行は、反社会的勢力対応をコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、コンプライアンス研修等で徹底しております。

責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

会社法第423条第1項に定める責任について、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

買収防衛等に関する事項

当行は、当行の企業価値が不当に毀損されることを未然に防止するために、買収防衛策の導入等に関する株主総会決議を行うことができる旨定款に定めております。

なお、銀行法の規定により、当行の議決権の5%を超える議決権の保有者は、「銀行議決権保有届出書」の内閣総理大臣への提出が必要となります。また、同法により、当行の総議決権の20%以上の保有者になろうとする者、又は当行を子会社とする持株会社となろうとする者は、あらかじめ内閣総理大臣の認可を受けなければならないとされています。

取締役の定数

当行は、20名以内の取締役を置く旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨、補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了の時までとする旨定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした場合にはその事項及びその理由、取締役会決議事項を株主総会では決議できないことを定款で定めた場合にはその事項及びその理由、株主総会の特別決議要件を変更した場合にはその内容及びその理由

(a) 取締役及び執行役の責任免除

当行は、取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)が、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

(b) 剰余金の配当等の決定機関

当行は、機動的に株主への利益還元・自己株式取得を含む資本政策等を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。

(c) 株主総会の特別決議要件に関する定款の別段の定め

当行は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に規定する特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。

支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。当行は、当該取引にあたっては、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性(銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール)等を確認しており、日本郵政グループ内の取引を適正に管理する態勢を整備しております。加えて、当行と日本郵政グループ各社との重要な取引や、当行と当行の主要株主との非定型的な取引については、取締役会において審議の上、承認することにより、当行又は株主共同の利益を害することのないよう監視しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性28名 女性5名(役員のうち女性の比率 15.1%)

(a) 取締役の状況

(本有価証券報告書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 (代表執行役社長) 指名委員会委員	池田 憲人	1947年12月9日生	1970年4月 株式会社横浜銀行入行 1996年6月 同 取締役融資管理部長 1997年6月 同 取締役総合企画部長 2001年4月 同 代表取締役(CFO 最高財務責任者) 2002年4月 同 代表取締役(CPO 最高人事責任者) 2003年6月 同 取締役 横浜キャピタル株式会社代表取締役会長 2003年12月 株式会社足利銀行頭取(代表取締役) 2004年6月 同 頭取(代表執行役) 2008年9月 A.T.カーニー特別顧問 2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長 2016年4月 当行代表執行役社長 2016年6月 同 取締役兼代表執行役社長(現職) 日本郵政株式会社取締役(現職)	(注3)	8,900
取締役 (代表執行役副社長)	田中 進	1959年8月23日生	1982年4月 郵政省入省 2000年7月 同 郵務局国際課長 2001年1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長 2001年7月 同 郵政企画管理局貯金経営計画課長 2003年1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長 2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長 2004年6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官 2006年9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長 2007年10月 当行執行役 2009年6月 同 常務執行役 2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役(現職) 2012年4月 当行専務執行役 2013年6月 同 取締役兼執行役副社長 2015年3月 同 取締役兼代表執行役副社長(現職)	(注3)	5,600
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	増田 寛也	1951年12月20日生	1977年4月 建設省入省 1994年7月 同 建設経済局建設業課紛争調整官 1995年4月 岩手県知事 2007年8月 総務大臣 内閣府特命担当大臣 2009年4月 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授(現職) 2020年1月 日本郵政株式会社代表執行役社長 2020年6月 当行取締役(現職) 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長(現職) 株式会社かんぽ生命保険取締役(現職)	(注3)	
取締役 監査委員会委員 (常勤)	小野寺 敦子	1957年4月11日生	1981年4月 郵政省入省 1998年6月 同 大臣官房秘書課審議会室長 2001年7月 郵政事業庁簡易保険部営業課長 2003年4月 日本郵政公社広報部門広報部長 2006年7月 同 関東支社副支社長 2007年10月 郵便局株式会社(現:日本郵便株式会社)執行役員 2012年3月 同 執行役員北海道支社長 2013年9月 日本郵政株式会社執行役郵政大学校長 2017年6月 当行常務執行役 2020年6月 当行取締役(現職)	(注3)	2,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役 監査委員会委員	明石 伸子	1956年4月24日生	1979年8月 日本航空株式会社入社 1988年4月 株式会社テンポラリーセンター(現：株式会社パソナ)入社 1989年12月 株式会社イメージプラン入社 1996年11月 有限会社ブライトン代表取締役(現職) 2003年3月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事・事務局長 2012年12月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事(現職) 2013年9月 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員 2015年6月 当行取締役(現職) 2019年4月 内閣府「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」構成員(現職) 2019年5月 株式会社吉野家ホールディングス社外取締役(現職) 2019年6月 日本放送協会経営委員会委員(現職)	(注3)	1,700
取締役 監査委員会委員長 報酬委員会委員	池田 克朗	1951年9月8日生	1974年4月 大正海上火災保険株式会社入社 1999年6月 三井海上火災保険株式会社経理部長 2003年6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長 2005年4月 同 取締役常務執行役員(経理担当) 2006年4月 同 取締役常務執行役員金融サービス本部長(財務・運用担当) 2008年4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役 2010年4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員 MS & A Dインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員 2011年6月 同 監査役 2015年8月 当行取締役(現職)	(注3)	3,400
取締役 報酬委員会委員長 指名委員会委員	中鉢 良治	1947年9月4日生	1977年4月 ソニー株式会社入社 1999年6月 同 執行役員 2002年6月 同 執行役員常務 2003年6月 同 業務執行役員上席常務 2004年6月 同 執行役員副社長COO 2005年4月 同 エレクトロニクスCEO 2005年6月 同 取締役代表執行役社長 2009年4月 同 取締役代表執行役副会長 2013年4月 独立行政法人産業技術総合研究所理事長 2015年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事長 2018年6月 当行取締役(現職) 2020年4月 国立研究開発法人産業技術総合研究所最高顧問(現職)	(注3)	1,700
取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員	竹内 敬介	1947年11月18日生	1970年4月 日本揮発油株式会社(現：日揮ホールディングス株式会社)入社 2000年6月 同 取締役 2001年6月 同 常務取締役 2002年6月 同 専務取締役 2006年6月 同 取締役副社長 2007年3月 同 代表取締役社長 2009年6月 同 代表取締役会長 2014年6月 同 相談役 2019年6月 当行取締役(現職)	(注3)	700

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 指名委員会委員長	海輪 誠	1949年9月25日生	1973年4月 東北電力株式会社入社 2005年6月 同 取締役企画部長 2007年6月 同 上席執行役員新潟支店長 2009年6月 同 取締役副社長 IR担当 2010年6月 同 取締役社長 2015年6月 同 取締役会長(現職) 2019年6月 当行取締役(現職)	(注3)	
取締役	粟飯原 理咲 (戸籍上の氏名： 白石 理咲)	1974年3月28日生	1996年4月 日本電信電話株式会社(現：エヌ・ティ・ ティ・コミュニケーションズ株式会社)入社 2000年5月 株式会社リクルート入社 2003年1月 アイランド株式会社代表取締役社長(現職) 2019年6月 当行取締役(現職)	(注3)	600
取締役 監査委員会委員	河村 博	1952年1月16日生	1977年4月 東京地方検察庁検事任官 2008年7月 最高検察庁公判部長 2009年1月 千葉地方検察庁検事正 2010年4月 横浜地方検察庁検事正 2012年1月 札幌高等検察庁検事長 2014年1月 名古屋高等検察庁検事長 2015年3月 旭硝子株式会社(現：AGC株式会社)社外監査 役 2015年4月 同志社大学法学部教授(現職) 2015年6月 株式会社石井鐵工所社外監査役 2016年6月 同 社外取締役(現職) 2020年6月 当行取締役(現職)	(注3)	900
取締役 監査委員会委員	山本 謙三	1954年1月21日生	1976年4月 日本銀行入行 2002年2月 同 金融市場局長 2003年5月 同 ニューヨーク駐在参事 2003年12月 同 米州統括役員兼ニューヨーク事務所長 2005年7月 同 決済機構局長 2006年7月 同 金融機構局長 2008年5月 同 理事 2012年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所 取締役会長 2016年3月 株式会社ブリヂストン社外取締役(現職) 2018年6月 オフィス金融経済イニシアティブ代表(現職) 2019年2月 一般財団法人富山文化財団理事(現職) 2019年7月 住友生命保険相互会社社外取締役(現職) 2020年6月 当行取締役(現職)	(注3)	
計					26,000

- (注) 1. 取締役 明石 伸子、同 池田 克朗、同 中鉢 良治、同 竹内 敬介、同 海輪 誠、同 粟飯原 理咲、同 河村 博及び同 山本 謙三の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 増田 寛也氏は、2020年6月24日開催予定の日本郵便株式会社定時株主総会において取締役として選任され、就任する予定であります。
3. 2020年6月16日開催の定時株主総会終結の時から、2021年6月開催予定の定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有株式数は、2020年3月31日現在の株式数を記載しております。
5. 当行は役員持株制度を導入しております。上記所有株式数には、役員持株会における各自の持分は含めておりません。

(b) 取締役を兼務しない執行役の状況

(本有価証券報告書提出日現在)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役副社長 システム部門 コーポレート スタッフ部門	萩野 善教	1956年3月16日生	1980年4月 日本電信電話公社入社 2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営企画部長 2005年6月 同 執行役員 エヌ・ティ・ティ・データ・ソフィア株式会社専務取締役 2008年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア代表取締役社長 2011年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員 2012年6月 同 代表取締役副社長執行役員 2014年6月 同 顧問 株式会社NTTデータ・ビジネス・システムズ代表取締役社長 2016年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・フロンティア取締役 株式会社千葉興業銀行社外取締役 2017年7月 当行執行役副社長(現職)	(注1)	2,500
専務執行役 営業部門	村島 正浩	1955年7月5日生	1978年4月 株式会社住友銀行入行 2001年4月 株式会社三井住友銀行福岡ブロック部長兼福岡中央支店長 2006年4月 同 大阪中央ブロック部長 2007年10月 当行執行役 同 大阪支店長 2009年6月 同 常務執行役 2010年4月 同 近畿エリア本部長 2012年4月 同 専務執行役(現職)	(注1)	16,000
専務執行役 コーポレート スタッフ部門	矢野 晴巳	1961年12月23日生	1984年4月 株式会社日本興業銀行入行 2008年2月 株式会社みずほコーポレート銀行管理部室長 2009年7月 みずほ証券株式会社総合企画部経営調査室長 2010年4月 同 経営調査部長 2011年4月 当行コーポレートスタッフ部門調査部長 2011年10月 同 執行役 2015年3月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部ALM企画室長 2016年6月 同 常務執行役 2019年6月 同 専務執行役(現職)	(注1)	8,900
専務執行役 市場部門	笠間 貴之	1973年8月9日生	1996年4月 株式会社日本長期信用銀行入社 1998年12月 興銀証券株式会社入社 2000年10月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 2010年1月 ゴールドマン・サックス証券株式会社マネージング・ディレクター 2011年1月 同 マネージング・ディレクター クレジット・トレーディング部長 2013年7月 ゴルビス・インベストメントPTE.LTD. 取締役CEO シニアポートフォリオマネージャー 2015年11月 当行市場部門執行役員(クレジット投資担当) 2016年6月 同 市場部門執行役員クレジット投資部長 2018年5月 同 市場部門常務執行役員クレジット投資部長 2019年7月 同 市場部門総合委託運用部長兼務 2020年4月 同 市場部門専務執行役員(債券・クレジット統括) 同 市場部門債券投資部長兼務 2020年6月 同 専務執行役(現職)	(注1)	59,500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務執行役 コンプライアンス部門	西森 正広	1958年11月26日生	1981年4月 郵政省入省 2002年1月 総務省情報通信政策局地域放送課長 2004年7月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部資金運用部長 2006年7月 同 金融総本部郵便貯金事業本部運用企画部長 2007年10月 当行監査委員会事務局長 2010年6月 同 コンプライアンス部門コンプライアンス統括部長 2013年4月 同 執行役 2015年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	6,100
常務執行役 リスク管理部門	玉置 正人	1962年12月5日生	1986年4月 株式会社三和銀行入行 2009年10月 三菱東京UFJ銀行(中国)市場業務部長 2012年5月 株式会社三菱東京UFJ銀行CPM部長 2013年6月 同 アジア・オセアニア本部アジアリスク統括部長兼東アジア本部アジアリスク統括部長 2014年5月 同 市場企画部長 2014年6月 同 執行役員市場企画部長 2016年6月 当行執行役 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2018年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	1,700
常務執行役 事務部門	小藤田 実	1958年8月12日生	1982年4月 株式会社住友銀行入行 2007年4月 株式会社三井住友銀行大阪本店営業部長 2011年4月 同 人材開発部付部長 2012年4月 当行近畿エリア本部副本部長 2012年9月 同 大阪支店長 2013年4月 同 近畿エリア本部長 2014年6月 同 執行役 2016年7月 同 東京エリア本部長 2018年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	7,500
常務執行役 監査部門	矢崎 敏幸	1961年8月24日生	1984年4月 郵政省入省 1990年7月 軽井沢郵便局長 2007年10月 郵便局株式会社営業推進部企画役 2011年4月 同 営業部企画役 2012年8月 同 営業部営業基盤室長 2012年10月 日本郵便株式会社郵便局総本部企画役 2013年4月 同 郵便局総本部経営管理部長 2013年6月 同 執行役員 2015年4月 同 執行役員関東支社長 2016年2月 同 執行役員近畿支社長 2016年9月 日本郵政株式会社執行役 2018年6月 当行執行役 2019年4月 同 常務執行役(現職)	(注1)	800
常務執行役 営業部門	田中 隆幸	1958年12月8日生	1981年5月 郵政省入省 2009年4月 当行営業部門営業企画部担当部長 2009年7月 同 営業部門チャネル企画部長 2013年7月 同 営業部門営業第三部長 2016年5月 同 営業部門営業統括部チャネル営業室長 2016年7月 同 執行役 2019年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常務執行役 コーポレート スタッフ部門	新村 真	1966年9月21日生	1989年4月 株式会社住友銀行入行 2002年10月 朝日監査法人シニアマネジャー 2006年4月 あずさ監査法人ディレクター 2007年4月 日本郵政株式会社プロジェクトマネジメント チーム担当部長 2007年10月 当行コーポレートスタッフ部門審査室長 2013年4月 同 執行役 同 コーポレートスタッフ部門審査部長 2016年1月 同 リスク管理部門審査部長 2018年6月 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	1,800
常務執行役 コーポレート スタッフ部門 人事部長	櫻井 重行	1956年5月13日生	1977年6月 郵政省入省 2001年7月 越後宮内郵便局長 2009年4月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部担当 部長 2011年1月 同 コーポレートスタッフ部門人事部次長 2012年4月 同 コーポレートサービス部門総務管理部長 2015年6月 同 執行役 2017年6月 同 コーポレートスタッフ部門総務部長 2018年6月 同 コーポレートスタッフ部門人事部長(現職) 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	4,300
常務執行役 コーポレート スタッフ部門	福岡 伸博	1963年9月13日生	1987年4月 郵政省入省 1993年7月 竜ヶ崎郵便局長 2009年4月 当行営業部門チャネル企画部長 2009年7月 同 営業部門営業企画部長 2010年10月 同 コーポレートスタッフ部門リスク管理統括 部長 2016年1月 同 リスク管理部門リスク管理統括部長 2016年6月 同 南関東エリア本部長 2018年6月 同 監査部門監査企画部長 2018年7月 同 執行役 2019年7月 同 コーポレートスタッフ部門法務部長 2020年6月 同 常務執行役(現職)	(注1)	400
執行役 コーポレート スタッフ部門 ダイバーシティ 推進部長	牧野 洋子	1957年7月12日生	1988年1月 郵政省入省 2007年10月 当行執行役(現職) 同 本店営業本部長 2009年7月 同 コーポレートスタッフ部門広報部長 2015年6月 同 東京エリア本部長 2016年7月 同 コーポレートスタッフ部門ダイバーシティ 推進部長(現職)	(注1)	5,700
執行役 コーポレート スタッフ部門 調査部長	天羽 邦彦	1960年4月10日生	1983年4月 安田火災海上保険株式会社入社 2002年7月 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社 運用部長 2006年12月 日本郵政株式会社プロジェクトマネジメント チーム担当部長 2007年10月 当行執行役(現職) 同 市場部門市場運用部長 2011年10月 同 市場部門資金証券部長 2013年4月 同 市場部門市場投資部長 2015年12月 同 市場部門債券投資部長 2019年4月 同 コーポレートスタッフ部門調査部長(現職)	(注1)	2,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
執行役 システム部門 コーポレート スタッフ部門	尾形 哲	1962年2月20日生	1986年4月 郵政省入省 2003年4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部システム企画部システム企画役 2005年7月 同 情報システム本部郵便貯金システム企画部長 2007年10月 当行コーポレートサービス部門システム企画部長 2013年4月 同 コーポレートサービス部門システム統括部長 2013年7月 同 コーポレートサービス部門事務企画部長 2014年6月 同 執行役(現職)	(注1)	8,300
執行役 監査部門 監査企画部長	大野 利治	1962年2月23日生	1984年4月 株式会社三井銀行入行 2001年4月 株式会社三井住友銀行財務企画部グループ長 2002年12月 同 財務企画部グループ長兼本店上席調査役 2006年7月 同 本店上席調査役 2011年4月 当行コーポレートスタッフ部門財務部次長 2014年1月 同 コーポレートスタッフ部門財務部長 2015年6月 同 執行役(現職) 2019年7月 同 監査部門監査企画部長(現職)	(注1)	6,500
執行役 コーポレート スタッフ部門	奈倉 忍	1967年12月31日生	1991年4月 郵政省入省 1997年7月 鹿嶋郵便局長 2006年7月 日本郵政株式会社郵便貯金銀行担当担当部長 2007年10月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部次長 2009年7月 同 市場部門市場運用企画部長 2013年4月 同 市場部門市場運用統括部長 2015年4月 同 市場部門市場運用統括部ファンド運用室長兼務 2015年9月 同 市場部門常務執行役員市場運用統括部長 2016年2月 同 市場部門常務執行役員市場統括部長 2016年7月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部長 2017年1月 同 執行役(現職)	(注1)	900
執行役 営業部門 南関東エリア本部長	山田 亮太郎	1964年11月2日生	1988年4月 郵政省入省 1994年7月 山城田辺郵便局長 2008年6月 当行コーポレートスタッフ部門人事部長 2012年4月 日本郵政株式会社宿泊事業部長 2015年6月 当行コンプライアンス部門コンプライアンス統括部長 2016年7月 同 近畿エリア本部長 2018年7月 同 執行役(現職) 2019年4月 同 南関東エリア本部長(現職)	(注1)	1,200
執行役 システム部門 システム開発 第二部長	月岡 治親	1957年5月21日生	1979年8月 郵政省入省 2015年4月 当行コーポレートサービス部門システムサービス部次長 2015年6月 同 コンプライアンス部門オペレーショナル・リスク管理室長 2016年1月 同 リスク管理部門リスク管理統括部オペレーショナル・リスク管理室長 2017年4月 同 システム部門システム統括部長 2018年4月 同 システム部門システム統括部審議役 2019年6月 同 システム部門システム開発第二部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役 市場部門 市場統括部長	中尾 英樹	1970年10月3日生	1994年4月 郵政省入省 2000年7月 飯塚郵便局副局長 2009年7月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部次長 2015年3月 同 コーポレートスタッフ部門経営企画部長 2016年7月 同 市場部門市場統括部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	1,300
執行役 営業部門 営業統括部長	岸 悦子	1969年1月24日生	1989年9月 郵政省入省 2014年4月 当行コーポレートスタッフ部門経営企画部担当部長 2017年7月 同 営業部門営業統括部企画役 2018年4月 同 営業部門営業統括部長(現職) 2019年7月 同 執行役(現職)	(注1)	3,600
計					143,600

- (注) 1. 2020年6月16日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会の終結の時から、2021年6月開催予定の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
2. 2020年6月16日開催の定時株主総会終結後最初に開催された取締役会において、2020年7月1日付で飯村幸司氏及び當麻 維也氏が当行執行役に選任されました。各氏の任期は、就任の時から2021年6月開催予定の定時株主総会終結後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
3. 所有株式数は、2020年3月31日現在の株式数を記載しております。
4. 当行は役員持株制度を導入しております。上記所有株式数には、役員持株会における各自の持分は含めておりません。

社外取締役の状況

当行は、社外取締役8名全員を東京証券取引所の定める独立役員として指定しております。独立役員は、独立した客観的な立場から執行役の業務執行を監督し、一般株主のみならずの利益を適切に保護しております。また、当行がステークホルダーのみならずと適切に協働・共生しながら持続的に成長して中長期的に企業価値を創出できるよう、各々の経験や専門知識に基づき、執行役に対し適切に助言・支援を行っております。

当行が定めた社外取締役の独立性を判断するための基準は、次のとおりであります。

「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
6. 当社の主要株主(法人である場合には、当該法人の業務執行者等)
7. 次に掲げる者(重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ(当社を除く。)の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満

過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

当行の社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は、次のとおりであります。

氏名	社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
明石 伸子	明石伸子氏を社外取締役として選任した理由は、同氏はNPO法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等として活動し、サービス向上、男女共同参画など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
池田 克朗	池田克朗氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
中鉢 良治	中鉢良治氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
竹内 敬介	竹内敬介氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
海輪 誠	海輪誠氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
粟飯原 理咲	粟飯原理咲氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘りインターネットサービス事業の会社経営に携わり、インターネットマーケティング等についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。
河村 博	河村博氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。

氏名	社外取締役の選任理由及び社外取締役と当行との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
山本 謙三	山本謙三氏を社外取締役として選任した理由は、同氏は長年に亘り日本銀行の要職を歴任し、その経歴を通じて培った金融市場・金融システムに関する豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。また、同氏は当行が定める独立役員指定基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役として独立性は十分確保されているものと判断しております。同氏と当行との間には、特筆すべき利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会への出席等を通じて、監査部門及び監査委員会からの報告を受けております。監査委員会からの報告には、監査部門及び会計監査人からの定期的な報告を含んでおります。また、社外取締役は、これらの監査と相互に連携をとり、内部統制部門の職務執行に対する監督機能の実効性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査委員会監査の状況

当行の監査委員会は、本有価証券報告書提出日現在5名の取締役(うち4名は社外取締役)で構成されております。5名のうち1名は常勤の監査委員、1名(社外取締役)は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。原則として月1回監査委員会を開催し、取締役及び執行役の職務の執行の監査のほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定等を行っております。

また、監査委員会では、監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門及び財務部などの内部統制を所管する部署から内部統制システムの運用状況を含めた定期的な報告を受け、必要に応じて、執行役等に改善を要請しております。

なお、当行では、「内部統制システムの構築に係る基本方針」により、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置し、監査委員会の監査活動を補助しております。

当事業年度は監査委員会を15回開催しており、個々の監査委員の出席状況については、次のとおりであります。

役職名	氏名	監査委員会出席状況
監査委員長	有田 知徳	15回/15回(100%)
監査委員	野原 佐和子	15回/15回(100%)
監査委員	町田 徹	14回/15回(93%)
監査委員	池田 克朗	15回/15回(100%)
監査委員(常勤)	中里 良一	15回/15回(100%)

監査委員会では、経営環境等に関する現状認識を踏まえ、監査委員会監査計画に重点監査項目を定め、それを主要な検討事項として監査活動を行いました。重点監査項目は以下のとおりであります。

- ・安定的な収益の確保及び持続的な成長に向けた取組み
- ・内部統制システムの整備・充実
- ・社員の力が最大限に発揮できる職場づくり

常勤監査委員は、上記の活動のほか、経営会議、内部統制会議、各種専門委員会など、社内の重要な会議等への出席や社員へのヒアリング等により継続的に監査を実施しております。

内部監査の状況

(a) 内部監査の組織、人員及び手続

当行の経営活動の遂行状況及び内部管理態勢を検証することにより、健全かつ適正な業務運営に役立てることを目的として、本社に業務執行部門から独立した監査部門を設置し、被監査部署の業務状況などに関する重要な情報を適時・適切に収集する態勢を整備しております。

監査部門では、内部監査人協会(IIA)の「内部監査の専門職的实施の国際基準」等に則り、すべての業務を対象に本社各部門、エリア本部、営業所、パートナーセンター、貯金事務センター、印鑑票管理センター、ATM管理センター、貯金事務計算センター及びクレジット管理センターなどへの監査を実施し、経営活動の遂行状況、コンプライアンス及びリスク管理を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証しております。

更に、銀行代理業務委託先である日本郵便株式会社に対して監査を実施しており、銀行代理業務に関するコンプライアンス及びリスク管理を含む内部管理態勢の適切性を検証しております。

監査において認められた重要な問題点については、是正及び改善に向けた提言を行うこととし、改善状況を的確に把握するとともに、代表執行役社長、取締役会及び監査委員会に報告しております。

2020年3月末日現在における監査部門の人員は、約120人となっております。

(b) 内部監査、監査委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告することとしております。

監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。

また、監査部門、監査委員会及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

会計監査の状況

(a) 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人(継続監査期間 14年間)

(b) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員：小澤 陽一(継続監査期間 4年間)、菅野 雅子(同 1年間)、岡田 英樹(同 1年間)

(c) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士13名、その他27名

(d) 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針であります。また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針であります。この方針に基づき、有限責任 あずさ監査法人の職務遂行の状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか総合的に勘案し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

(e) 監査委員会による監査法人の評価

当行の監査委員会は、会計監査人に対し評価を行っております。当事業年度の有限責任 あずさ監査法人の職務執行の状況、監査体制等について「会計監査人の選任等に関する評価基準」に基づき検討した結果、会計監査人の品質管理体制、独立性・適切性、監査報酬の水準等は適切であると評価いたしました。

監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	184	12	195	12
連結子会社	7	-	9	-
計	192	12	204	12

(注) 当行が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

当行は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

当連結会計年度

当行は、監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対する報酬((a)を除く。)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	5	-	-
連結子会社	-	5	-	5
計	-	10	-	5

(注) 当行及び当行の連結子会社が監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して支払っている非監査業務の内容は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

当行は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるデータの保全業務等の対価を支払っております。

また、当行の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

当連結会計年度

当行の連結子会社は、監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMGメンバーファーム)に属する者に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である税務に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

当行の連結子会社であるSDPセンター株式会社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

なお、SDPセンター株式会社は、2020年4月1日付でゆうちょローンセンター株式会社に商号変更しております。

(d) 監査報酬の決定方針

監査報酬については、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査委員会の同意のもと決定しております。

(e) 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

(a) 報酬体系

- イ．取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- ロ．当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- ハ．当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬(確定金額報酬)及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

(b) 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

(c) 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬(確定金額報酬)及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とする。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

なお、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬とすることができる。

業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動型報酬の額の決定方法

会社業績に係る指標については、経営計画の達成度等について総合的な判断を行うため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当行の事業形態・内容に適したものとして、「当期純利益」、「総預かり資産営業及び役務手数料拡充」及び「運用高度化及びリスク管理高度化」をその指標としております。

執行役の業績連動型報酬の額の決定方法については、上記(c)をご参照ください。

なお、業績連動型報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針は定めておりません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

役員区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			
			固定報酬	業績連動型 株式報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役 を除く。)	1名	27	27	-	-	0
執行役	29名	732	619	100	9	2
社外役員	10名	65	65	-	-	-

- (注) 1．取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
2．上記員数は、無報酬の取締役1名を除いております。
3．業績連動型株式報酬には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
4．役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。
5．賞与の支給はありません。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

最近事業年度における当該業績連動型報酬に係る指標の目標、実績

指標	目標	実績
当期純利益	当期純利益：2,700億円	当期純利益：2,734億円
総預かり資産営業及び 役務手数料拡充	資産運用商品残高：+6,900億円 役務収支：+1,277億円	資産運用商品残高：+3,018億円 役務収支：+1,289億円
運用高度化及びリスク 管理高度化	運用パフォーマンスの評価 リスク性資産、戦略投資領域拡充	海外のクレジットスプレッド拡大等に起因する評価益の減少。 リスク抑制的なポートフォリオ運営により、評価損益の悪化を抑制。 適切なリスク管理の下、リスク性資産、戦略投資領域を拡充。 リスク性資産残高：84.9兆円 (うち戦略投資領域：3.3兆円) 参考：前事業年度 リスク性資産残高：81.9兆円 (うち戦略投資領域：2.9兆円)

方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容、裁量の範囲及び報酬額等の決定に関する手続の概要

当行は、指名委員会等設置会社として、報酬委員会を設けており、当該委員会は、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を決定し、当該方針に基づき、「役員別基本報酬」、「役員別付与ポイント算定基準」及び業績連動型報酬について定める「株式会社ゆうちょ銀行役員株式報酬規程」を決定しております。

報酬委員会は、当該方針又は当該規程に基づき、取締役及び執行役の役位に応じた個人別の報酬額並びに業績等に応じた個人別の株式報酬に係る付与ポイントを決定しております。

報酬委員会の活動状況

開催日	委員の出席状況	主な議案
2019年5月15日	3名(4名中)	<ul style="list-style-type: none"> 2018年度の執行役に対する業績連動型株式報酬に係る個人別付与ポイント決定 有価証券報告書における役員報酬の開示内容変更
2019年6月18日	4名(4名中)	<ul style="list-style-type: none"> 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針制定 2019年度役員別基本報酬及び役員別付与ポイント算定基準決定 2019年度会社業績指標等決定 2019年度の取締役及び執行役の個人別の基本報酬決定 退任執行役に対する業績連動型株式報酬に係る個人別付与ポイント決定 株式会社ゆうちょ銀行役員株式報酬規程の一部改正

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当行は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については、純投資目的としております。

上記以外の投資株式については、純投資目的以外の投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(a) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	1	5

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

(b) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (百万円)
上場株式	-	-	11	96,904
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 (百万円)	売却損益の合計額 (百万円)	評価損益の合計額 (百万円)
上場株式	192	6,275	-
非上場株式	-	-	-

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。
また、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規程、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
資産の部				
現金預け金		50,698,686		51,665,251
コールローン		400,000		1,040,000
買現先勘定		8,368,139		9,731,897
債券貸借取引支払保証金		-		112,491
買入金銭債権		295,679		315,812
商品有価証券		2		31
金銭の信託		3,990,780		4,549,736
有価証券	1,2,6	137,138,590	1,2,6	135,204,565
貸出金	3,4,5,7	5,297,424	3,4,5,7	4,961,733
外国為替		80,396		147,469
その他資産	6	2,452,406	6	2,816,182
有形固定資産	8	201,906	8	193,952
建物		75,126		79,008
土地		67,250		67,250
建設仮勘定		3,745		1,427
その他の有形固定資産		55,783		46,265
無形固定資産		51,018		47,318
ソフトウェア		43,987		37,215
その他の無形固定資産		7,031		10,103
繰延税金資産		61		125,468
貸倒引当金		958		1,031
資産の部合計		208,974,134		210,910,882

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
負債の部				
貯金	6,10	180,997,116	6,10	183,001,984
売現先勘定	6	11,569,371	6	14,855,624
債券貸借取引受入担保金	6	2,473,457	6	2,219,384
コマーシャル・ペーパー		28,029		-
借入金	6	3,900	6	10,100
外国為替		628		511
その他負債		1,355,311		1,597,067
賞与引当金		7,858		7,478
退職給付に係る負債		134,837		134,232
従業員株式給付引当金		839		605
役員株式給付引当金		238		311
睡眠貯金払戻損失引当金		88,332		80,324
繰延税金負債		951,844		-
負債の部合計		197,611,768		201,907,626
純資産の部				
資本金		3,500,000		3,500,000
資本剰余金		4,296,286		4,296,285
利益剰余金		2,477,878		2,563,840
自己株式		1,300,926		1,300,881
株主資本合計		8,973,237		9,059,245
その他有価証券評価差額金		2,440,024		256,874
繰延ヘッジ損益		62,353		327,940
退職給付に係る調整累計額		6,488		5,131
その他の包括利益累計額合計		2,384,159		65,935
非支配株主持分		4,968		9,945
純資産の部合計		11,362,365		9,003,256
負債及び純資産の部合計		208,974,134		210,910,882

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	1,845,413	1,799,544
資金運用収益	1,357,775	1,317,832
貸出金利息	12,093	11,113
有価証券利息配当金	1,313,603	1,279,804
コールローン利息	286	62
買現先利息	1,203	4,663
債券貸借取引受入利息	910	674
預け金利息	29,758	27,824
その他の受入利息	2,326	3,016
役務取引等収益	138,794	160,564
その他業務収益	228,925	212,888
その他経常収益	119,917	108,258
貸倒引当金戻入益	50	-
償却債権取立益	20	23
その他の経常収益	¹ 119,846	¹ 108,235
経常費用	1,471,434	1,420,406
資金調達費用	347,157	346,634
貯金利息	³ 80,834	³ 55,096
売現先利息	59,101	78,877
債券貸借取引支払利息	60,297	49,605
コマーシャル・ペーパー利息	1,788	614
その他の支払利息	145,136	162,439
役務取引等費用	32,032	31,673
その他業務費用	24,779	4,390
営業経費	² 1,036,400	² 1,019,570
その他経常費用	31,063	18,136
貸倒引当金繰入額	-	116
その他の経常費用	31,063	18,019
経常利益	373,978	379,137
特別利益	-	48
負ののれん発生益	-	48
特別損失	4,107	554
固定資産処分損	3,556	532
減損損失	550	0
段階取得に係る差損	-	21
税金等調整前当期純利益	369,870	378,631
法人税、住民税及び事業税	99,555	101,366
法人税等調整額	4,534	4,314
法人税等合計	104,090	105,680
当期純利益	265,780	272,950
非支配株主に帰属する当期純損失()	409	485
親会社株主に帰属する当期純利益	266,189	273,435

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	265,780	272,950
その他の包括利益	1 242,403	1 2,450,194
その他有価証券評価差額金	175,485	2,183,250
繰延ヘッジ損益	65,472	265,586
退職給付に係る調整額	1,445	1,357
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
包括利益	23,376	2,177,244
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,863	2,176,658
非支配株主に係る包括利益	486	585

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,285	2,399,162	1,300,717	8,894,730
当期変動額					
剰余金の配当			187,473		187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益			266,189		266,189
自己株式の取得				542	542
自己株式の処分				333	333
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	78,716	209	78,507
当期末残高	3,500,000	4,296,286	2,477,878	1,300,926	8,973,237

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,615,432	3,119	7,934	2,626,485	463	11,521,680
当期変動額						
剰余金の配当						187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益						266,189
自己株式の取得						542
自己株式の処分						333
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	175,408	65,472	1,445	242,326	4,504	237,821
当期変動額合計	175,408	65,472	1,445	242,326	4,504	159,314
当期末残高	2,440,024	62,353	6,488	2,384,159	4,968	11,362,365

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,500,000	4,296,286	2,477,878	1,300,926	8,973,237
当期変動額					
剰余金の配当			187,473		187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益			273,435		273,435
自己株式の取得				358	358
自己株式の処分				404	404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		0			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	85,962	45	86,007
当期末残高	3,500,000	4,296,285	2,563,840	1,300,881	9,059,245

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,440,024	62,353	6,488	2,384,159	4,968	11,362,365
当期変動額						
剰余金の配当						187,473
親会社株主に帰属する 当期純利益						273,435
自己株式の取得						358
自己株式の処分						404
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,183,150	265,586	1,357	2,450,094	4,977	2,445,116
当期変動額合計	2,183,150	265,586	1,357	2,450,094	4,977	2,359,109
当期末残高	256,874	327,940	5,131	65,935	9,945	9,003,256

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	369,870	378,631
減価償却費	33,693	36,263
減損損失	550	0
負ののれん発生益	-	48
段階取得に係る差損益(は益)	-	21
持分法による投資損益(は益)	227	239
貸倒引当金の増減()	107	72
賞与引当金の増減額(は減少)	48	380
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	817	618
従業員株式給付引当金の増減額(は減少)	30	233
役員株式給付引当金の増減額(は減少)	94	73
睡眠貯金払戻損失引当金の増減()	2,218	8,008
資金運用収益	1,357,775	1,317,832
資金調達費用	347,157	346,634
有価証券関係損益()	23,225	19,912
金銭の信託の運用損益(は運用益)	77,717	72,838
為替差損益(は益)	579,641	87,351
固定資産処分損益(は益)	3,556	532
貸出金の純増()減	846,288	334,007
貯金の純増減()	1,115,787	2,004,868
借入金の純増減()	1,500	6,200
コールローン等の純増()減	8,300,349	2,023,847
債券貸借取引支払保証金の純増()減	8,224,153	112,491
コールマネー等の純増減()	9,584,086	3,286,253
コマーシャル・ペーパーの純増減()	163,451	28,029
債券貸借取引受入担保金の純増減()	11,338,666	254,073
外国為替(資産)の純増()減	7,090	67,072
外国為替(負債)の純増減()	318	117
資金運用による収入	1,372,572	1,379,285
資金調達による支出	781,463	405,217
その他	283,693	360,841
小計	951,766	3,013,687
法人税等の支払額	168,961	77,721
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,120,727	2,935,966
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	22,215,902	23,045,866
有価証券の売却による収入	2,673,751	2,235,051
有価証券の償還による収入	22,155,613	19,843,681
金銭の信託の増加による支出	430,334	1,427,732
金銭の信託の減少による収入	590,781	632,179
有形固定資産の取得による支出	48,148	16,385
無形固定資産の取得による支出	15,012	9,193
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	487
その他	2,982	419
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,713,730	1,787,359

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	542	358
自己株式の処分による収入	54	82
非支配株主からの払込みによる収入	4,991	5,590
配当金の支払額	187,444	187,553
非支配株主への配当金の支払額	-	26
連結の範囲の変更を伴わない子会社出資金の取得による支出	-	1
連結の範囲の変更を伴わない子会社出資金の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	182,940	182,265
現金及び現金同等物に係る換算差額	310	223
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,410,372	966,564
現金及び現金同等物の期首残高	49,223,314	50,633,686
現金及び現金同等物の期末残高	1 50,633,686	1 51,600,251

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

主要な会社名

J P インベストメント株式会社

S D P センター株式会社

(連結の範囲の変更)

持分法適用の関連会社でありましたS D P センター株式会社の株式を追加取得し子会社としたことにより、当連結会計年度から新たに1社を連結の範囲に含めております。

なお、S D P センター株式会社は、2020年4月1日付で商号をゆうちょローンセンター株式会社に変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 2社

主要な会社名

日本A T Mビジネスサービス株式会社

J P 投信株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

上記1.のとおり、S D P センター株式会社を持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 2社

3月末日 2社

(2) 12月末日を決算日とする連結子会社については、仮決算に基づく財務諸表により連結しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 従業員株式給付引当金の計上基準

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(8) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(9) 睡眠貯金払戻損失引当金の計上基準

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち譲渡性預け金以外のものであります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続の概要を示すことを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の連結財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、連結財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものであります。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用予定であります。

(追加情報)

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

当行は、当行執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式報酬規程に基づき、当行執行役にポイントを付与し、当行執行役のうち株式報酬規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付することとし、そのうちの一定割合については当行株式を換算して得られる金銭を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行執行役に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は379百万円、株式数は298千株、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は358百万円、株式数は282千株であります。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

当行は、当行市場部門管理社員に対し、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当行は、株式給付規程に基づき、当行市場部門管理社員にポイントを付与し、当行市場部門管理社員のうち株式給付規程に定める給付要件を満たした者(以下「受益者」という。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を本信託(株式給付信託)から給付しております。

当行市場部門管理社員に対し給付する株式については、予め当行が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託に残存する当行株式

信託に残存する当行株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。前連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は547百万円、株式数は384千株、当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は523百万円、株式数は400千株であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	1,598百万円	701百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引等)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	1,076,930百万円	1,939,840百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	- 百万円	64,499百万円
当連結会計年度末に当該処分を せずに所有している有価証券	5,328,398百万円	5,394,231百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、ありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
延滞債権額	- 百万円	0百万円

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	- 百万円	0百万円

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	14,636,709百万円	17,492,933百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	1,265,494百万円	939,049百万円
売現先勘定	11,569,371百万円	14,841,880百万円
債券貸借取引受入担保金	2,473,457百万円	2,168,924百万円
借入金	3,900百万円	10,100百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	1,298,218百万円	1,494,137百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
先物取引差入証拠金	146,257百万円	147,125百万円
保証金	2,852百万円	2,046百万円
金融商品等差入担保金	28,966百万円	292,377百万円
中央清算機関差入証拠金	647,946百万円	692,575百万円
その他の証拠金等	2,003百万円	13,028百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	16,997百万円	49,700百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	- 百万円	20,000百万円

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	165,660百万円	179,600百万円

9. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	628百万円	406百万円
1年超	527百万円	149百万円

10. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。

(連結損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
株式等売却益	3,251百万円	23,131百万円
金銭の信託運用益	79,756百万円	75,239百万円
睡眠貯金の収益計上額	20,270百万円	1,288百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
日本郵便株式会社の銀行代理業務等に 係る委託手数料	600,661百万円	369,716百万円
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構 の郵便局ネットワーク支援業務に係 る拠出金	- 百万円	237,820百万円

3. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	116,718百万円	2,801,375百万円
組替調整額	369,633百万円	345,596百万円
税効果調整前	252,914百万円	3,146,972百万円
税効果額	77,429百万円	963,721百万円
その他有価証券評価差額金	175,485百万円	2,183,250百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	283,051百万円	555,492百万円
組替調整額	191,796百万円	173,913百万円
資産の取得原価調整額	3,120百万円	1,248百万円
税効果調整前	94,375百万円	382,826百万円
税効果額	28,902百万円	117,239百万円
繰延ヘッジ損益	65,472百万円	265,586百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	80百万円	13百万円
組替調整額	2,167百万円	1,943百万円
税効果調整前	2,086百万円	1,956百万円
税効果額	640百万円	599百万円
退職給付に係る調整額	1,445百万円	1,357百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	0百万円	0百万円
組替調整額	0百万円	0百万円
税効果調整前	0百万円	0百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
持分法適用会社に対する 持分相当額	0百万円	0百万円
その他の包括利益合計	242,403百万円	2,450,194百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	-	-	4,500,000	
自己株式					
普通株式	751,069	375	236	751,208	(注) 1, 2, 3

(注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、544千株、683千株含まれております。

2. 普通株式の自己株式の増加375千株は、株式給付信託による取得による増加375千株であります。

3. 普通株式の自己株式の減少236千株は、株式給付信託による給付による減少236千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2018年9月30日	2018年12月6日

(注) 2018年5月15日取締役会決議及び2018年11月14日取締役会決議の配当金の総額には、それぞれ株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金13百万円及び17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	利益剰余金	25.00	2019年3月31日	2019年6月19日

(注) 2019年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	4,500,000	-	-	4,500,000	
自己株式					
普通株式	751,208	308	309	751,207	(注) 1, 2, 3

- (注) 1. 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式がそれぞれ、683千株、682千株含まれております。
2. 普通株式の自己株式の増加308千株は、株式給付信託による取得による増加308千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 普通株式の自己株式の減少309千株は、株式給付信託による給付による減少309千株であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2019年3月31日	2019年6月19日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	93,736	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日

- (注) 2019年5月15日取締役会決議及び2019年11月14日取締役会決議の配当金の総額には、それぞれ株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円及び17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	93,736	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月17日

- (注) 2020年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託により信託口が所有する当行株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	50,698,686百万円	51,665,251百万円
譲渡性預け金	65,000百万円	65,000百万円
現金及び現金同等物	50,633,686百万円	51,600,251百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	344	340
1年超	680	386
合計	1,024	727

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	99	101
1年超	199	101
合計	298	202

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預入限度額内での預金(貯金)業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債、投資信託及び保険商品の窓口販売、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務などを行っております。

当行グループは、主に個人から預金の形で資金を調達し、国内債券や外国債券等の有価証券、あるいは貸出金等で運用しております。これらの金融資産及び金融負債の多くは、市場変動による価値変化等の市場リスクを伴うものであるため、将来の金利・為替変動等により安定的な期間損益の確保が損なわれる等の不利な影響が生じないように管理していく必要があります。このため、当行グループでは、資産・負債の総合管理(A L M)により収益及びリスクの適切な管理に努めており、その一環として、金利スワップ、通貨スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

また、当行グループは、2007年10月の民営化以降、運用対象の拡充を通じ、収益源泉の多様化を進める中で、金融資産に占める信用リスク資産の残高を徐々に増加させておりますが、信用リスクの顕在化等により生じる損失が過大なものとならないように、投資する銘柄や投資額に十分配慮しながら運用を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産の主なものは、国内債券や外国債券等の有価証券であり、これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク等に晒されております。また、貸付や金銭の信託を通じた株式への投資などがありますが、債券等と比べると少額であります。

当行グループでは、A L Mの観点から、金利関連取引については、金利変動に伴う有価証券・貸出金・定期性預金等の将来の経済価値変動リスク・金利(キャッシュ・フロー)変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、金利スワップ取引を行っております。また、通貨関連取引については、当行グループが保有する外貨建有価証券の為替評価額及び償還金・利金の円貨換算額の為替変動リスクを回避するためのヘッジ手段として、通貨スワップ等を行っております。

なお、デリバティブ取引でヘッジを行う際には、財務会計への影響を一定の範囲にとどめるため、所定の要件を満たすものについてはヘッジ会計を適用しております。当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (12) ヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

リスク管理の方針

リスク管理・運営のため、経営会議の諮問機関として専門委員会(リスク管理委員会、A L M委員会)を設置し、各種リスクの特性を考慮した上でその管理状況を報告し、リスク管理の方針やリスク管理態勢などを協議しております。

信用リスクの管理

当行グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるV a R(バリュー・アット・リスク：保有する資産・負債に一定の確率のもとで起こり得る最大の損失額を把握するための統計的手法)により信用リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に信用リスク量が収まるよう、信用リスク限度枠等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

また、信用集中リスクを抑えるために、個社・企業グループ及び国・地域ごとにエクスポージャーの上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

リスク管理統括部では、信用リスク計測、信用集中リスク管理、内部格付制度等の信用リスク管理に関する統括を、審査部では、内部格付の付与、債務者モニタリング、大口与信先管理、融資案件審査等の個別与信管理を行っております。

信用リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び信用リスク管理の実施に関する事項については、定期的にリスク管理委員会・A L M委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

市場リスクの管理

当行グループは、ALMに関する方針のもとで、バンキング業務として国内外の債券や株式等への投資を行っており、金利、為替、株価等の変動の影響を受けるものであることから、市場リスク管理に関する諸規程に基づき、統計的な手法であるVaRにより市場リスク量を定量的に計測し、自己資本等の経営体力を勘案して定めた資本配賦額の範囲内に市場リスク量が収まるよう、市場リスク限度枠や損失額等の上限を設定しモニタリング・管理等を実施しております。

当行グループにおいて、主要な市場リスクに係るリスク変数(金利、為替、株価)の変動の影響を受ける主たる金融商品は、「コールローン」、「買入金銭債権」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「貯金」、「デリバティブ取引」であります。

当行グループではVaRの算定にあたって、ヒストリカル・シミュレーション法(保有期間240営業日(1年相当)、片側99%の信頼水準、観測期間1,200営業日(5年相当))を採用しております。なお、負債側については、内部モデルを用いて計測しております。

2019年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で3,432,080百万円であります。2020年3月31日現在での市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,925,366百万円であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであることから、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクについて捕捉できない場合があります。このリスクに備えるため、さまざまなシナリオを用いたストレス・テストを実施しております。

市場リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び市場リスク管理の実施に関する事項については、定期的にはリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

また、当行グループでは、市場運用(国債等)中心の資産・定額貯金中心の負債という特徴を踏まえ、当行グループにおける金利リスクの重要性についても十分認識した上で、ALMにより、さまざまなシナリオによる損益シミュレーションを実施するなど、多面的に金利リスクの管理を行っており、適切にリスクをコントロールしております。

ALMに関する方針については、経営会議で協議した上で決定し、その実施状況等については、ALM委員会・経営会議に報告を行っております。

なお、デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブに関する諸規程に基づき実施しております。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金の調達環境について常にモニタリングを行い、必要に応じて適時適切に対応するとともに、予期しない資金流出等に備えて常時保有すべき流動性資産の額を管理しております。

資金流動性リスク管理を行うにあたっては、安定的な資金繰りを達成することを目的として、資金繰りに関する指標等を設定し、モニタリング・管理等を行っております。

資金流動性リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及び資金流動性リスク管理の実施に関する事項については、定期的にはリスク管理委員会・ALM委員会・経営会議を開催し、協議・報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	50,698,686	50,698,686	-
(2) コールローン	400,000	400,000	-
(3) 買現先勘定	8,368,139	8,368,139	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	-	-	-
(5) 買入金銭債権	295,679	295,679	-
(6) 商品有価証券 売買目的有価証券	2	2	-
(7) 金銭の信託	3,725,121	3,722,937	2,184
(8) 有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券	27,242,577 108,660,846	28,030,124 108,660,846	787,546 -
(9) 貸出金 貸倒引当金(*1)	5,297,424 107		
	5,297,316	5,334,088	36,772
資産計	204,688,371	205,510,505	822,133
(1) 貯金	180,997,116	181,082,281	85,165
(2) 売現先勘定	11,569,371	11,569,371	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	2,473,457	2,473,457	-
(4) コマーシャル・ペーパー	28,029	28,029	-
(5) 借入金	3,900	3,900	-
負債計	195,071,875	195,157,040	85,165
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(508)	(508)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(208,706)	(208,706)	-
デリバティブ取引計	(209,214)	(209,214)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

なお、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は当該有価証券の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	51,665,251	51,665,251	-
(2) コールローン	1,040,000	1,040,000	-
(3) 買現先勘定	9,731,897	9,731,897	-
(4) 債券貸借取引支払保証金	112,491	112,491	-
(5) 買入金銭債権	315,812	315,812	-
(6) 商品有価証券 売買目的有価証券	31	31	-
(7) 金銭の信託	4,181,926	4,179,289	2,637
(8) 有価証券 満期保有目的の債券	24,170,708	24,661,546	490,838
その他有価証券	109,282,514	109,282,514	-
(9) 貸出金 貸倒引当金(*1)	4,961,733 104		
	4,961,628	4,969,048	7,419
資産計	205,462,263	205,957,884	495,620
(1) 貯金	183,001,984	183,046,848	44,863
(2) 売現先勘定	14,855,624	14,855,624	-
(3) 債券貸借取引受入担保金	2,219,384	2,219,384	-
(4) コマーシャル・ペーパー	-	-	-
(5) 借入金	10,100	10,100	-
負債計	200,087,094	200,131,957	44,863
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	158	158	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(542,100)	(542,100)	-
デリバティブ取引計	(541,942)	(541,942)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

ブローカー等から提示された価格を時価としております。

(6) 商品有価証券

日本銀行の買取価格を時価としております。

(7) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券のうち、株式については取引所の価格、債券については日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値を時価としております。デリバティブ取引については、情報ベンダーが提供する価格等を時価としております。また、貸出金については貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券については、取引所の価格、日本証券業協会が公表する店頭売買参考統計値、基準価格方式により算定された価額又はブローカー等から提示された価格を時価としております。また、投資信託の受益証券については、基準価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金ごとに、元利金の合計額を当該貸出金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、貸出金のうち貯金担保貸出等、当該貸出を担保資産の一定割合の範囲内に限っているものについては、返済期間及び金利条件等により、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

振替貯金、通常貯金等の要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。

定期貯金、定額貯金等の定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フロー発生見込額を割り引いて現在価値を算定しております。なお、定額貯金については過去の実績から算定された期限前解約率を将来のキャッシュ・フロー発生見込額に反映しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に適用する利率を用いております。

(2) 売現先勘定、(3) 債券貸借取引受入担保金、(4) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フロー発生見込額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替予約、通貨スワップ)、株式関連取引(株式指数先物)、債券関連取引(債券先物)、クレジット・デリバティブ取引(クレジット・デフォルト・スワップ)等であり、取引所の価格、割引現在価値等により時価を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) 金銭の信託」及び「資産(8) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
金銭の信託(*1)	265,658	367,810
有価証券		
非上場株式(*2)	5,095	10,654
投資信託(*3)	1,199,338	1,692,354
組合出資金(*4)	30,732	48,333
合計	1,500,824	2,119,152

(*1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が私募リートなど時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 投資信託のうち、信託財産構成物が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	50,459,012	-	-	-	-	-
コールローン	400,000	-	-	-	-	-
買現先勘定	8,368,139	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	240	35,092	34,295	44,796	41,228	138,012
有価証券	14,328,450	26,602,309	28,274,213	5,447,625	10,622,153	10,636,397
満期保有目的の債券	4,753,803	9,095,209	11,369,869	125,090	833,885	1,069,300
うち国債	4,214,600	9,031,200	10,730,100	-	-	1,049,700
地方債	5,172	28,609	112,472	106,804	275,831	-
社債	501,598	35,400	527,297	18,286	558,053	19,600
その他の証券	32,433	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	9,574,646	17,507,099	16,904,344	5,322,535	9,788,268	9,567,097
うち国債	3,854,078	7,088,243	9,404,058	1,336,151	5,625,388	4,520,300
地方債	1,036,666	1,882,458	1,378,127	701,785	731,643	23,216
短期社債	221,000	-	-	-	-	-
社債	1,221,857	2,266,279	1,590,356	816,748	773,750	1,145,361
その他の証券	3,241,043	6,270,117	4,531,802	2,467,851	2,657,486	3,878,219
貸出金	3,653,625	536,619	412,124	266,600	217,165	206,718
合計	77,209,467	27,174,021	28,720,634	5,759,022	10,880,547	10,981,127

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	51,331,877	-	-	-	-	-
コールローン	1,040,000	-	-	-	-	-
買現先勘定	9,731,897	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	112,491	-	-	-	-	-
買入金銭債権	12,044	20,356	23,836	76,319	34,107	147,088
有価証券	14,590,455	30,762,339	15,555,202	6,699,997	10,015,666	15,367,944
満期保有目的の債券	2,753,916	15,129,805	3,149,289	252,456	1,378,045	1,500,061
うち国債	2,726,900	14,981,100	2,053,300	-	-	1,284,000
地方債	7,116	68,635	383,573	97,320	583,371	-
社債	19,900	80,070	712,415	155,136	794,673	216,061
その他の証券	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	11,836,538	15,632,534	12,405,913	6,447,540	8,637,620	13,867,883
うち国債	4,874,417	7,346,387	4,613,904	3,327,341	4,390,657	6,792,700
地方債	1,182,344	1,410,522	1,142,129	594,633	452,122	-
短期社債	807,000	-	-	-	-	-
社債	1,272,210	1,956,271	1,461,105	820,646	524,300	1,035,111
その他の証券	3,700,566	4,919,353	5,188,774	1,704,919	3,270,541	6,040,072
貸出金	3,155,471	616,403	387,376	237,915	288,340	270,443
合計	79,974,238	31,399,099	15,966,415	7,014,232	10,338,114	15,785,477

(注4) 有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	92,409,073	23,711,100	12,211,908	13,067,231	39,597,802	-
売現先勘定	11,569,371	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	2,473,457	-	-	-	-	-
コマーシャル・ペーパー	28,050	-	-	-	-	-
借入金	3,900	-	-	-	-	-
合計	106,483,853	23,711,100	12,211,908	13,067,231	39,597,802	-

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
貯金(*)	105,874,459	15,016,765	13,244,338	15,125,567	33,740,852	-
売現先勘定	14,855,624	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	2,219,384	-	-	-	-	-
コマーシャル・ペーパー	-	-	-	-	-	-
借入金	5,100	2,600	2,400	-	-	-
合計	122,954,569	15,019,365	13,246,738	15,125,567	33,740,852	-

(*) 貯金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

有価証券の時価等に関する事項は次のとおりであります。

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「現金預け金」中の譲渡性預け金及び「買入金銭債権」が含まれております。

また、「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありませぬ。

当連結会計年度(2020年3月31日)

売買目的有価証券において、損益に含まれた評価差額はありませぬ。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	25,015,921	25,771,471	755,550
	地方債	516,113	520,125	4,012
	社債	1,628,348	1,656,989	28,640
	その他	32,433	37,447	5,014
	うち外国債券	32,433	37,447	5,014
	小計	27,192,816	27,986,034	793,218
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	17,361	17,349	11
	社債	32,400	32,386	14
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小計	49,761	49,735	25
合計		27,242,577	28,035,770	793,192

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	20,804,000	21,279,726	475,726
	地方債	546,335	549,334	2,998
	社債	1,250,441	1,267,850	17,409
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小計	22,600,777	23,096,911	496,134
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	234,148	233,940	208
	地方債	600,452	599,119	1,332
	社債	735,330	731,575	3,754
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小計	1,569,931	1,564,634	5,296
合計		24,170,708	24,661,546	490,838

3. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注)1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	66,567	59,344	7,223
	債券	45,895,514	44,595,473	1,300,041
	国債	33,150,284	31,982,512	1,167,772
	地方債	5,665,216	5,614,316	50,900
	短期社債	-	-	-
	社債	7,080,013	6,998,644	81,368
	その他	38,712,947	37,504,719	1,208,228
	うち外国債券	14,385,705	13,494,508	891,196
	うち投資信託 (注)2	24,076,421	23,761,346	315,074
	小計	84,675,029	82,159,536	2,515,493
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	30,336	32,435	2,098
	債券	1,430,728	1,431,897	1,168
	国債	190,362	190,449	87
	地方債	185,273	185,467	194
	短期社債	220,998	220,998	-
	社債	834,094	834,981	887
	その他	22,885,430	23,269,053	383,622
	うち外国債券	7,617,390	7,870,835	253,444
	うち投資信託 (注)2	15,158,181	15,288,338	130,156
	小計	24,346,496	24,733,385	386,889
合計	109,021,526	106,892,922	2,128,603	

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は266,443百万円(費用)であります。

2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	3,496
投資信託	1,199,338
組合出資金	30,732
合計	1,233,567

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(注)1 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	38,512,761	37,607,986	904,775
	国債	30,054,591	29,222,557	832,033
	地方債	4,060,016	4,033,405	26,611
	短期社債	-	-	-
	社債	4,398,154	4,352,023	46,130
	その他	17,336,223	16,087,226	1,248,996
	うち外国債券	13,386,880	12,368,771	1,018,109
	うち投資信託 (注)2	3,758,275	3,529,533	228,742
	小計	55,848,985	53,695,213	2,153,772
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	6,854,219	6,901,858	47,638
	国債	2,543,373	2,581,183	37,810
	地方債	779,544	780,480	935
	短期社債	806,975	806,975	-
	社債	2,724,326	2,733,218	8,892
	その他	46,960,122	49,818,126	2,858,003
	うち外国債券	10,319,989	10,908,673	588,683
	うち投資信託 (注)2	36,450,387	38,719,545	2,269,158
	小計	53,814,342	56,719,984	2,905,642
合計	109,663,327	110,415,197	751,869	

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は308,341百万円(費用)であります。

2. 投資信託の投資対象は主として外国債券であります。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	9,953
投資信託	1,692,354
組合出資金	48,333
合計	1,750,640

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,269	177	1,527
債券	1,523,676	7,627	21
国債	1,516,682	7,495	-
社債	6,993	131	21
その他	1,096,597	4,924	26,341
うち外国債券	821,744	1,850	21,697
うち投資信託	274,852	3,074	4,643
合計	2,621,543	12,729	27,890

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	98,055	8,143	1,868
債券	988,246	6,217	2,651
国債	985,609	6,217	2,578
社債	2,637	-	72
その他	1,148,749	19,518	9,427
うち外国債券	341,093	4,531	-
うち投資信託	807,655	14,987	9,427
合計	2,235,051	33,879	13,946

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、8,063百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、20百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(金銭の信託関係)

金銭の信託の時価等に関する事項は次のとおりであります。

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	39,290	3

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	3,685,831	2,562,581	1,123,250	1,134,787	11,537

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	265,658

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	4,181,926	3,366,562	815,364	869,238	53,874

(注) 1. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他の金銭の信託

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他の金銭の信託	367,810

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他の金銭の信託」には含めておりません。

4. 減損処理を行った金銭の信託

運用目的の金銭の信託以外の金銭の信託において信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、3,573百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、9,212百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として次のとおりであります。

ア 有価証券(債券及び債券に準ずるものに限る)

- ・時価が取得原価の70%以下の銘柄

イ 有価証券(上記ア以外)

- ・時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,517,063
その他有価証券	2,394,796
その他の金銭の信託	1,122,266
()繰延税金負債	1,077,115
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,439,947
()非支配株主持分相当額	77
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	2,440,024

- (注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は266,443百万円(費用)であります。
2. 評価差額には、組合財産であるその他有価証券等に係る評価差額250百万円(損)及び時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託の信託財産構成物である外貨建その他有価証券に係る為替換算差額983百万円(損)を含めております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	370,090
その他有価証券	443,761
その他の金銭の信託	813,852
()繰延税金負債	113,393
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	256,696
()非支配株主持分相当額	177
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	0
その他有価証券評価差額金	256,874

- (注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は308,341百万円(費用)であります。
2. 評価差額には、組合財産であるその他有価証券等に係る評価差額232百万円(損)及び時価を把握することが極めて困難と認められる金銭の信託の信託財産構成物である外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1,511百万円(損)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	191,346	191,346	9,223	9,223
	受取変動・支払固定	184,465	184,465	9,577	9,577
合計				354	354

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取固定・支払変動	146,267	127,766	34,182	34,182
	受取変動・支払固定	162,156	141,370	34,764	34,764
合計				582	582

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	405,447	-	272	272
	買建	370,168	-	509	509
合計				236	236

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	285,497	-	1,302	1,302
	買建	148,351	-	289	289
合計				1,013	1,013

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	8,033	-	73	73
合計				73	73

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
大阪取引所における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	35,773	-	698	698
合計				698	698

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
大阪取引所における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	106,399	-	723	723
合計				723	723

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

大阪取引所等における最終の価格によっております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	17,932	-	403	403
合計				403	403

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

ユーレックス取引所における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	23,109	23,109	733	733
合計				733	733

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。
 3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 売建	28,088	28,088	651	651
合計				651	651

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値により算定しております。
 3. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (国債、外国証券) 貯金			
	受取固定・支払変動		3,400,000	3,400,000	55,332
	受取変動・支払固定		4,439,145	4,110,517	212,645
合計					157,313

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (国債、外国証券) 貯金			
	受取固定・支払変動		3,400,000	3,400,000	59,751
	受取変動・支払固定		5,513,409	4,894,995	525,138
合計					465,386

- (注) 1. 繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他有価証券 (外国証券)	6,527,044	6,080,467	33,197
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	為替予約 売建	その他有価証券 (外国証券)	3,183,699	-	18,196
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ	満期保有目的の 債券(外国証券)	32,433	-	(注)3
合計					51,393

- (注) 1. 主として繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。
3. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている有価証券と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該有価証券の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	通貨スワップ	その他有価証券 (外国証券)	7,426,920	6,585,868	80,233
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	通貨スワップ 為替予約 売建	その他有価証券 (外国証券)	411,296 2,722,207	411,296 -	5,989 9,509
合計					76,713

- (注) 1. 主として繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び連結子会社は、退職手当規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

なお、当行は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)」に基づく退職等年金給付制度が適用されております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	135,655	134,837
勤務費用	7,240	7,113
利息費用	949	943
数理計算上の差異の発生額	80	13
退職給付の支払額	8,666	8,512
その他	260	163
退職給付債務の期末残高	134,837	134,232

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	134,837	134,232
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	134,837	134,232

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	7,240	7,113
利息費用	949	943
数理計算上の差異の費用処理額	1,005	782
過去勤務費用の費用処理額	1,161	1,161
その他	98	77
確定給付制度に係る退職給付費用	6,121	6,191

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	1,161	1,161
数理計算上の差異	924	795
合計	2,086	1,956

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	6,870	5,709
未認識数理計算上の差異	2,482	1,686
合計	9,352	7,396

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.7%	0.7%

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 百万円	7百万円
退職給付に係る負債	41,293	41,108
未払事業税	1,396	3,228
繰延ヘッジ損益	27,525	144,765
睡眠貯金払戻損失引当金	27,051	24,599
減価償却限度超過額	8,573	8,775
ソフトウェア仮勘定	3,491	2,078
金銭の信託評価損	3,149	1,680
その他	20,695	20,351
繰延税金資産小計	133,176	246,593
評価性引当額	2	20
繰延税金資産合計	133,174	246,572
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,077,115	113,393
その他	7,841	7,709
繰延税金負債合計	1,084,957	121,103
繰延税金資産(負債)の純額	951,783百万円	125,468百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	0.00
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.90	0.92
住民税均等割等	0.07	0.07
所得税額控除	2.35	2.45
その他	0.67	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.14%	27.91%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. サービスごとの情報

当行グループは、有価証券投資業務の経常収益が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 89.00%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値 使用料の支払 (注)1	4,148	その他の 負債	373

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗じて算出しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 89.00%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値 使用料の支払 (注)1	4,169	その他の 負債	382
							情報通信シス テムサービス (PNET) 利用料の支払 (注)2	2,002	その他の 負債	454

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当行の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度の平均貯金残高に対して、一定の料率を乗じて算出しております。

2. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の回線網におけるデータ処理サービスに対する支払を行っております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便窓口業務等 郵便事業及び国内・国際物流事業	なし	役員 の兼任	銀行代理業等の業務に係る委託手数料の支払(注)1	600,661	その他の負債	53,834
							銀行代理業等の業務委託契約	868,547	その他の資産(注)2	810,000
							銀行窓口業務契約	- (注)3	その他の負債(注)3	22,767
							物流業務の委託契約	3,282	その他の負債	387
							物流業務に係る委託手数料の支払(注)4		未払費用	92
親会社の子会社	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社	東京都新宿区	3,150	通信ネットワークの維持・管理	なし	役員 の兼任 情報通信システムサービス(PNET)利用料の支払	情報通信システムサービス(PNET)利用料の支払(注)5	22,787	未払費用	1,532

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。
2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。
取引金額については、平均残高(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)を記載しております。
3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。
取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。
4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。
5. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の回線網におけるデータ処理サービスに対する支払を行っております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	日本郵便 株式会社	東京都 千代田区	400,000	郵便窓口 業務等 郵便事業及 び国内・国 際物流事業	なし	役員 の兼任 銀行代理業 等の業務 委託契約 銀行窓口 業務契約 物流業務の 委託契約	銀行代理業等 の業務に係る 委託手数料の 支払 (注)1	369,716	その他の 負債	34,555
							銀行代理業 等の業務 委託契約	868,934	その他の 資産 (注)2	810,000
							銀行代理業務 に係る資金の 受払	- (注)3	その他の 資産 (注)3	3,160
							物流業務に係 る委託手数料 の支払 (注)4	3,156	その他の 負債	315
									未払費用	89
親会社の 子会社	日本郵政イ ンフォメー ションテク ノロジー 株式会社	東京都 新宿区	3,150	通信ネット ワークの 維持・管理	なし	役員 の兼任 情報通信シ ステムサー ビス(PNET) 利用料の支 払	情報通信シ ステムサー ビス(PNET) 利用料の支 払 (注)5	16,814	未払費用	1,241

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 銀行代理業等の委託業務に関連して発生する原価等を基準に決定しております。
2. 銀行代理業務のうち貯金等の払渡しを行うために必要となる資産の前渡額であります。
取引金額については、平均残高(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)を記載しております。
3. 銀行代理業務のうち顧客との受払業務の、当行と日本郵便株式会社との間の未決済額であります。
取引金額については、決済取引であることから金額が多額であるため記載しておりません。
4. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、物品の荷役・保管・配送等の委託業務に対する手数料の支払を行っております。
5. 一般取引条件を参考に定められた利用料金により、日本郵政グループ内の回線網におけるデータ処理サービスに対する支払を行っております。
6. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
7. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く。)は、当行及び株式会社かんぽ生命保険からの拠出金を原資として独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。なお、2020年3月期に当行が支払った拠出金の額は237,820百万円であります。

(工) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本郵政株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	円	3,029.61	2,398.98
1株当たり当期純利益	円	71.00	72.94

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	11,362,365	9,003,256
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	4,968	9,945
うち非支配株主持分	百万円	4,968	9,945
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	11,357,397	8,993,310
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	3,748,791	3,748,792

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	266,189	273,435
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	266,189	273,435
普通株式の期中平均株式数	千株	3,748,789	3,748,764

4. 株式給付信託により信託口が所有する当行株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除した自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度683千株、当連結会計年度682千株であり、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度685千株、当連結会計年度710千株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	3,900	10,100	-	
借入金	3,900	10,100	-	2020年6月～ 2023年12月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	5,100	2,400	200	2,400	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次のとおりであります。

	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	28,029	-	-	

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	463,828	909,996	1,358,492	1,799,544
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	105,685	201,039	289,116	378,631
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 金額(百万円)	77,825	144,879	210,061	273,435
1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	20.76	38.64	56.03	72.94

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期 純利益金額(円)	20.76	17.88	17.38	16.90

その他

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	50,698,549	51,663,901
現金	239,674	333,373
預け金	50,458,875	51,330,528
コールローン	400,000	1,040,000
買現先勘定	8,368,139	9,731,897
債券貸借取引支払保証金	-	112,491
買入金銭債権	295,679	315,812
商品有価証券	2	31
商品国債	2	31
金銭の信託	3,990,780	4,549,736
有価証券	2,6 137,135,264	2,6 135,198,460
国債	58,356,567	53,636,113
地方債	6,383,964	5,986,349
短期社債	220,998	806,975
社債	9,574,857	9,108,252
株式	1 99,286	1 3,255
その他の証券	1 62,499,590	1 65,657,514
貸出金	3,4,5,7 5,297,424	3,4,5,7 4,961,733
証書貸付	5,139,073	4,817,573
当座貸越	158,351	144,159
外国為替	80,396	147,469
外国他店預け	80,396	147,469
その他資産	2,452,409	2,816,117
未決済為替貸	11,874	24,721
前払費用	1,535	2,302
未収収益	226,133	207,314
先物取引差入証拠金	146,257	147,125
先物取引差金勘定	742	-
金融派生商品	295,169	331,589
金融商品等差入担保金	28,966	292,377
その他の資産	6 1,741,729	6 1,810,685
有形固定資産	201,786	193,752
建物	75,035	78,895
土地	67,250	67,250
建設仮勘定	3,745	1,426
その他の有形固定資産	55,754	46,179
無形固定資産	51,003	47,114
ソフトウェア	43,972	37,020
その他の無形固定資産	7,031	10,094
繰延税金資産	-	127,662
貸倒引当金	958	1,031
資産の部合計	208,970,478	210,905,152

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
貯金	6,9 180,999,134	6,9 183,004,733
振替貯金	16,143,580	7,712,325
通常貯金	62,157,684	78,425,052
貯蓄貯金	405,656	508,971
定期貯金	7,096,334	5,225,651
特別貯金	1,252,455	921,218
定額貯金	93,830,855	90,073,256
その他の貯金	112,566	138,256
売現先勘定	6 11,569,371	6 14,855,624
債券貸借取引受入担保金	6 2,473,457	6 2,219,384
コマーシャル・ペーパー	28,029	-
借入金	6 3,900	6 10,100
借入金	3,900	10,100
外国為替	628	511
未払外国為替	628	511
その他負債	1,354,810	1,596,945
未決済為替借	22,862	36,254
未払法人税等	7,774	22,222
未払費用	495,883	435,545
前受収益	67	68
先物取引差金勘定	-	403
金融派生商品	504,384	873,531
金融商品等受入担保金	22,496	21,237
資産除去債務	682	172
その他の負債	300,660	207,507
賞与引当金	7,739	7,331
退職給付引当金	144,190	141,628
従業員株式給付引当金	839	605
役員株式給付引当金	238	311
睡眠貯金払戻損失引当金	88,332	80,324
繰延税金負債	948,998	-
負債の部合計	197,619,672	201,917,500
純資産の部		
資本金	3,500,000	3,500,000
資本剰余金	4,296,285	4,296,285
資本準備金	3,500,000	3,500,000
その他資本剰余金	796,285	796,285
利益剰余金	2,477,736	2,563,307
その他利益剰余金	2,477,736	2,563,307
繰越利益剰余金	2,477,736	2,563,307
自己株式	1,300,926	1,300,881
株主資本合計	8,973,095	9,058,711
その他有価証券評価差額金	2,440,064	256,880
繰延ヘッジ損益	62,353	327,940
評価・換算差額等合計	2,377,710	71,060
純資産の部合計	11,350,806	8,987,651
負債及び純資産の部合計	208,970,478	210,905,152

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
経常収益	1,845,316	1,799,283
資金運用収益	1,357,985	1,318,014
貸出金利息	12,093	11,113
有価証券利息配当金	1,313,813	1,279,986
コールローン利息	286	62
買現先利息	1,203	4,663
債券貸借取引受入利息	910	674
預け金利息	29,758	27,824
その他の受入利息	2,326	3,016
役務取引等収益	138,794	160,564
受入為替手数料	63,591	82,352
その他の役務収益	75,203	78,212
その他業務収益	228,925	212,888
外国為替売買益	219,448	202,139
国債等債券売却益	9,477	10,748
その他経常収益	119,610	107,815
貸倒引当金戻入益	50	-
償却債権取立益	20	23
株式等売却益	3,251	23,131
金銭の信託運用益	79,756	75,239
その他の経常収益	¹ 36,531	¹ 9,420
経常費用	1,471,017	1,420,205
資金調達費用	347,157	346,634
貯金利息	³ 80,834	³ 55,096
売現先利息	59,101	78,877
債券貸借取引支払利息	60,297	49,605
コマーシャル・ペーパー利息	1,788	614
金利スワップ支払利息	143,026	160,939
その他の支払利息	2,110	1,500
役務取引等費用	32,032	31,673
支払為替手数料	4,400	4,789
その他の役務費用	27,632	26,884
その他業務費用	24,779	4,390
国債等債券売却損	21,719	2,651
金融派生商品費用	3,060	1,739
営業経費	² 1,035,378	² 1,018,320
その他経常費用	31,668	19,186
貸倒引当金繰入額	-	116
株式等売却損	6,171	11,295
株式等償却	8,063	290
金銭の信託運用損	2,039	2,401
その他の経常費用	15,394	5,081
経常利益	374,299	379,077

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
特別損失	4,107	450
固定資産処分損	3,556	450
減損損失	550	0
税引前当期純利益	370,192	378,626
法人税、住民税及び事業税	99,417	101,266
法人税等調整額	4,596	4,315
法人税等合計	104,013	105,581
当期純利益	266,178	273,044

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	4,296,285	-	4,296,285	2,399,031
当期変動額					
剰余金の配当					187,473
当期純利益					266,178
準備金から剰余金への振替		796,285	796,285	-	
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	796,285	796,285	-	78,704
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,477,736

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,300,717	8,894,599	2,615,432	3,119	2,618,551	11,513,151
当期変動額						
剰余金の配当		187,473				187,473
当期純利益		266,178				266,178
準備金から剰余金への振替		-				-
自己株式の取得	542	542				542
自己株式の処分	333	333				333
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			175,367	65,472	240,840	240,840
当期変動額合計	209	78,495	175,367	65,472	240,840	162,345
当期末残高	1,300,926	8,973,095	2,440,064	62,353	2,377,710	11,350,806

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,477,736
当期変動額					
剰余金の配当					187,473
当期純利益					273,044
準備金から剰余金への 振替					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	-	85,571
当期末残高	3,500,000	3,500,000	796,285	4,296,285	2,563,307

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,300,926	8,973,095	2,440,064	62,353	2,377,710	11,350,806
当期変動額						
剰余金の配当		187,473				187,473
当期純利益		273,044				273,044
準備金から剰余金への 振替		-				-
自己株式の取得	358	358				358
自己株式の処分	404	404				404
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,183,184	265,586	2,448,771	2,448,771
当期変動額合計	45	85,616	2,183,184	265,586	2,448,771	2,363,154
当期末残高	1,300,881	9,058,711	256,880	327,940	71,060	8,987,651

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額(為替変動による評価差額を含む。ただし、為替変動リスクをヘッジするために時価ヘッジを適用している場合を除く)については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の金銭の信託の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：2年～75年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 令和2年3月17日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 従業員株式給付引当金

従業員株式給付引当金は、従業員への当行株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、執行役への当行株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 睡眠貯金払戻損失引当金

睡眠貯金払戻損失引当金は、負債計上を中止した貯金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

ヘッジの有効性評価の方法については、小口多数の金銭債務に対する包括ヘッジの場合には、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貯金とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。

個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が金利スワップの特例処理の要件とほぼ同一となるヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建有価証券の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

外貨建有価証券において、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在すること等を条件に包括ヘッジとしております。

ヘッジの有効性評価は、個別ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の評価に代えております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

(当行執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引)

執行役に対する信託を活用した業績連動型株式報酬制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(当行市場部門管理社員に信託を通じて自社の株式を給付する取引)

市場部門管理社員に対する信託を活用した株式給付制度に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	2,376百万円	3,250百万円
出資金	9,022百万円	18,854百万円

2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引等)により貸し付けている有価証券及び有担保の消費貸借契約(代用有価証券担保付債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債等に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	1,076,930百万円	1,939,840百万円

現先取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	- 百万円	64,499百万円
当事業年度末に当該処分をせずに所有している有価証券	5,328,398百万円	5,394,231百万円

3. 貸出金のうち、破綻先債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額は、前事業年度末及び当事業年度末において、ありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
延滞債権額	- 百万円	0百万円

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	- 百万円	0百万円

なお、上記4. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	14,636,709百万円	17,492,933百万円
担保資産に対応する債務		
貯金	1,265,494百万円	939,049百万円
売現先勘定	11,569,371百万円	14,841,880百万円
債券貸借取引受入担保金	2,473,457百万円	2,168,924百万円
借入金	3,900百万円	10,100百万円

上記のほか、日銀当座貸越取引、為替決済、デリバティブ取引の担保、先物取引証拠金の代用等として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	1,298,218百万円	1,494,137百万円

また、その他の資産には、保証金、中央清算機関差入証拠金及びその他の証拠金等が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	2,852百万円	1,948百万円
中央清算機関差入証拠金	647,946百万円	692,575百万円
その他の証拠金等	1,260百万円	13,028百万円

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	16,997百万円	49,700百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	- 百万円	20,000百万円

なお、契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。契約には必要に応じて、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. システムに係る役務提供契約(ハード・ソフト・通信サービス・保守等を一体として利用する複合契約)で契約により今後の支払いが見込まれる金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
1年内	628百万円	406百万円
1年超	527百万円	149百万円

9. 貯金は銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当するものであります。その内訳として「振替貯金」は「当座預金」、「通常貯金」は「普通預金」、「貯蓄貯金」は「貯蓄預金」、「定期貯金」は「定期預金」、「定額貯金」及び「その他の貯金」は「その他の預金」にそれぞれ相当するものであります。また、「特別貯金」は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構からの預り金であります。

(損益計算書関係)

1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
睡眠貯金の収益計上額	20,270百万円	1,288百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
日本郵便株式会社の銀行代理業務等 に係る委託手数料	600,661百万円	369,716百万円
独立行政法人郵便貯金簡易生命保険 管理・郵便局ネットワーク支援機構 の郵便局ネットワーク支援業務に係 る拠出金	- 百万円	237,820百万円

3. 貯金利息は銀行法施行規則の費用科目「預金利息」に相当するものであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価のある子会社株式及び関連会社株式は前事業年度末及び当事業年度末において、該当ありません。

なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式及び出資金	10,013	21,890
関連会社株式	1,385	214
合計	11,398	22,105

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 百万円	7百万円
退職給付引当金	44,158	43,373
未払事業税	1,385	3,222
繰延ヘッジ損益	27,525	144,765
睡眠貯金払戻損失引当金	27,051	24,599
減価償却限度超過額	8,569	8,773
ソフトウェア仮勘定	3,491	2,078
金銭の信託評価損	3,149	1,680
その他	20,645	20,270
繰延税金資産合計	135,977	248,769
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,077,133	113,396
その他	7,841	7,709
繰延税金負債合計	1,084,975	121,106
繰延税金資産(負債)の純額	948,998百万円	127,662百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02	0.00
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.90	0.92
住民税均等割等	0.07	0.07
所得税額控除	2.34	2.45
その他	0.62	0.55
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.09%	27.88%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期 償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	-	-	-	141,485	62,590	5,476	78,895
土地	-	-	-	67,250	-	-	67,250
建設仮勘定	-	-	-	1,426	-	-	1,426
その他の有形固定 資産	-	-	-	162,854	116,675	17,100	46,179
有形固定資産計	-	-	-	373,018	179,265	22,577	193,752
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	141,893	104,873	13,568	37,020
その他の無形固定 資産	-	-	-	10,099	5	0	10,094
無形固定資産計	-	-	-	151,993	104,878	13,568	47,114

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	958	1,031	44	914	1,031
一般貸倒引当金	243	258	-	243	258
個別貸倒引当金	715	772	44	671	772
賞与引当金	7,739	7,331	7,739	-	7,331
従業員株式給付引当金	839	296	529	-	605
役員株式給付引当金	238	100	27	-	311
睡眠貯金払戻損失引当金	88,332	80,324	8,558	79,774	80,324
計	98,109	89,084	16,900	80,688	89,604

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額
睡眠貯金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

【未払法人税等】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	7,774	48,405	33,864	91	22,222
未払法人税等	3,249	27,793	19,250	91	11,701
未払事業税	4,524	20,611	14,614	-	10,521

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 当行の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.jp-bank.japanpost.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第13期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第14期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出。

第14期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月27日関東財務局長に提出。

第14期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2019年6月21日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月17日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 英 樹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゆうちょ銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ゆうちょ銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ゆうちょ銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月17日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 英 樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゆうちょ銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゆうちょ銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。